

手話言語法・法制調査研究 報告書

2016 — 2017

一般財団法人全日本ろうあ連盟

手話言語法・法制調査研究 報告書

《もくじ》

はじめに

1. 日本手話言語法案 修正案

日本手話言語法案 修正案 を提起するにあたって	1
日本手話言語法案 (修正案 2018 年 3 月 31 日)	2
日本手話言語法案 対照表	7
《参考》意見公募概要.....	18

2. 手話言語法海外調査

2016 年度 ベルギー調査	19
2016 年度 韓国調査	72
韓国手話言語法	95
2017 年度 ハンガリー調査 (抜粋版)	101
ハンガリー手話言語とハンガリー手話言語の使用に関する法律	115
2017 年度 韓国調査 (概要版)	127

3. 手話言語法 法制調査・研究委員会等 開催概要.....

137

※「2. 手話言語法海外調査」
は調査及び報告書発行当時の内
容となっております。

はじめに

全日本ろうあ連盟では、2010 年より日本財団のご支援により「手話言語法制定推進事業」として、「手話言語法」早期制定を目指して事業を進めてまいりました。

手話言語法については同事業研究会、実務者会議における審議を経て 2012 年に「日本手話言語法案」として公表いたしました。その後 6 年が経過し、全自治体議会における「手話言語法制定を求める意見書」採択、手話言語条例の広がり、そして手話を広める知事の会、全国手話言語市区長会といった自治体首長による手話言語等に関わるネットワーク化が進み、国においては 2016 年の障害者差別解消法の施行、2017 年度の障害者基本計画第四次計画の策定等、ろう者、そして障害者を取り巻く社会情勢は刻々と変化してまいりました。

このような状況を踏まえ、2016 年度より手話言語法法制調査・研究委員会を発足し、2 年間をかけて「日本手話言語法案」の見直し、及び海外調査等、手話言語法早期制定に向けての対策を検討してまいりました。

本報告書では、主に「日本手話言語法案 修正案」及び海外調査の報告をまとめました。

本報告書により「日本手話言語法案」、並びに手話言語法に関わる諸外国の現状を知っていただき、東京 2020 東京オリンピック・パラリンピックに向けて、一日も早く「手話言語法」が制定されるための基礎資料となりましたら幸いです。

一般財団法人全日本ろう連盟
手話言語法制定推進運動本部
委員長 石野 富志三郎

1. 日本手話言語法案 修正案

日本手話言語法案 修正案 を提起するにあたって

2012 年に公表した「日本手話言語法案」は、全国各地の手話言語条例、情報コミュニケーション条例等で多くの行政や議会等において多く参照され、条例制定に多大な影響を与えてきました。2018 年 3 月 31 日現在、22 道府県、137 市区、19 町、合わせて 178 の自治体の手話言語条例等を制定しており、条例制定の動きは今後も拡大していく勢いを見せております。

当初は、「手話言語」の使用に抵抗を示す動きが多々ありましたが、全国のろうの仲間たちが聞こえる人たちとともに運動を展開する中、全国の自治体議会のすべてにおいて「手話言語法制定を求める意見書」が採択され、「手話言語」に対する理解が広まり、今や「手話言語」が当然のように使用されるようになってきました。単一民族・単一言語の考え方が定着しているわが国において、言語への意識を変革させる大きな出来事でありました。世界は多様な民族、多様な言語で構成されています。わが国も多様な世界において共存共栄を図る必要があります。そしてわが国の中でも多様な言語を使い、多様な文化や生活を営んでいる人が多くいることを認識しなければなりません。わが国において「手話言語」の使用が広がっていることは、多様な言語への現状を理解し、豊かな日本語への関心を深めることになります。「手話言語」の普及がわが国の言語への意識を変えていくことに大きく寄与できたことは特筆すべきことであり、大いに誇って良いと思います。このように「手話言語」が普及した今、手話言語法の条文に「手話言語」を記載することは理にかなない時宜を得たものであり、ここに「日本手話言語法案」の修正案を提起します。

なお、この修正案を検討するにあたり、世界の「手話言語」の用語の使い方、特に欧州の手話言語法制度、韓国の手話言語法から多くの示唆を受けました。また愛知県の「手話言語の普及及び障害の特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進に関する条例」等のように、条文に「手話言語の普及」という言葉を明記しており、「手話言語」の時代の到来を感じさせる動きが出てきております。

また意見公募を行い、全国から 7 団体、9 名の個人の皆様から貴重なご意見を頂き、検討いたしました。

ここで誤解のないように強調したいのは、多くの高齢のろう者が経験してきたように「手まね」と呼ばれていた時代が長く続き、その中において当事者である全国のろうの仲間たちが理解のある聞こえる人たちと力を合わせて血のにじむような思いをして「手話」という言葉の普及を図ってきました。そしてろう者が生きるためのコミュニケーション手段としての「手話」は次第に市民権を獲得し、さらに言語としても認知されるようになってきたという点です。

ろうあ運動の力で社会の意識を変革してきたこと、そういう歴史的な土壌があったからこそ、今般、修正案を提起することができたのです。以上の私たちの思いを受け止めていただければ幸いです。

一般財団法人全日本ろうあ連盟

日本手話言語法案 修正案（2018年3月31日）

第一章 総則

（目的）

第1条

この法律は、日本手話言語（以下「手話言語」という。）を、日本語と同等の言語として認知し、もってろう者が、家庭、学校、地域社会その他のあらゆる場において、手話言語を使用して生活を営み手話言語による豊かな文化を享受できる社会を実現するため、手話言語の獲得、習得及び使用に関する必要な事項を定め、手話言語に関するあらゆる施策の総合的かつ計画的な推進を図ることを目的とする。

（定義）

第2条

この法律において、「手話言語」とは、日本のろう者及び盲ろう者等が、自ら生活を営むために使用している、独自の言語体系を有する言語を指し、豊かな人間性の涵養及び知的かつ心豊かな生活を送るための言語活動の文化的所産をいう。

2 「ろう者」とは、聞こえない者（聞こえにくい者も含む）のうち手話言語を使い日常生活又は社会生活を営む者をいう。

3 「ろう児」とは聞こえないまたは聞こえにくい児童（乳児（および）幼児含む）のことをいう。

4 「ろう社会」とは主にろう者等によって構成され、手話言語を使い日常生活または社会生活を営む共同社会のことをいう。

（国及び地方公共団体の責務）

第3条

国及び地方公共団体は、第1条の目的の達成を遂行するため、ろう者が手話言語を使用して豊かな生活を営むことができるよう、手話言語の言語活動及び文化振興に関する施策を総合的かつ計画的に実施する責務を有する。

（障害者基本計画等）

第4条

政府は、障害がある者のための施策に関する基本的な計画（以下「障害者基本計画」という。）を策定するなかで、ろう者が、手話言語を使用して豊かな生活を営むことができるよう手話言語の言語活動及び文化振興に関する総合的な施策に関する計画を策定しなければならない。

2 国及び地方公共団体は、障害者基本計画において、手話言語の言語活動及び文化振興に関する施策を策定し実施するにあたっては、手話言語審議会の意見を聴かなければならない。

第二章 手話言語の獲得及び習得

（手話言語の獲得）

第5条

ろう児は、手話言語を獲得する機会及びろう社会の言語的な同一性が促進される環境が保障される。

2 国及び地方公共団体は、ろう児、その保護者及び家族に、手話言語及び日本語の言語に関する能力（以下「言語能力」という。）の涵養の観点から必要な情報を提供しなければならない。

3 国及び地方公共団体は、手話言語に関する理解を深めるため、ろう児の保護者及び家族に対する手話言語を学習する機会の提供並びに教育に関する相談及び支援を行う。

(手話言語の習得)

第6条

ろう児は、手話言語の言語能力及び言語文化の理解を深めるために、発達段階に応じて手話言語を学習する機会が保障される。

- 2 国は、学校教育法に定める学習指導要領に手話言語の位置づけを策定し、ろう児を対象にした特別支援学校等においては必須教科とする。
- 3 前項において、ろう児が、特別支援学校以外に在籍している場合は、手話言語の学習に関する必要な措置を講じる。
- 4 国及び地方公共団体は、日本語獲得後に失聴した者に、意思疎通手段のひとつとして手話言語を学習する機会を提供しなければならない。
- 5 国及び地方公共団体は、日本語による文字情報を手話言語に翻訳された映像を、学習教材として提供できるように努めなければならない。

第三章 手話言語の使用

(教育)

第7条

ろう児・ろう者（以下、ろう児等）は、その障害に基づく差別を受けることなく、等しく教育を受ける権利を有し、手話言語で教育を受ける機会が保障される。

- 2 ろう児等が通学する学校の設置者は、ろう児等が手話言語を学び、かつ、手話言語で学ぶことができるよう、乳幼児期からの手話言語の教育環境を整備しなければならない。
- 3 ろう児等が通学する学校の設置者は、手話言語の技能を有する教職員（ろうの教職員を含む。）又は手話言語通訳者を必要に応じて配置するとともに、教職員の専門性の向上及び指導法に関する研修をしなければならない。
- 4 ろう児等が通学する学校の設置者は、教職員の手話言語に関する技術を向上させるために必要な措置を講じなければならない。
- 5 国及び地方公共団体等は教育機関等が前記第2項から前項に掲げる措置を行うことができるよう、必要な支援を行うものとする。
- 6 国及び地方公共団体は、学校において、児童、生徒及び学生に対して手話言語に関する啓発を行い、手話言語を学ぶ機会を提供するものとする。
- 7 国及び地方公共団体は、前項のために、学校教育で利用できる手引書の作成その他の措置を講ずる。

(ろう児を対象とした特別支援教育等)

第8条

国は、ろう児の療育及び教育について、手話言語及び日本語の二つの言語による教育を推進することが望ましい。

- 2 ろう児を対象にした特別支援学校等は、言語及び意思疎通の能力の発達向上のために、ろう児の集団生活及び行動において自由に手話言語を使用できる環境を整備しなければならない。
- 3 国及び地方公共団体は、ろう児を対象にした特別支援学校において、手話言語の言語能力の向上及びろう児の人格形成を促進するため、手話言語を使用するろう者である教職員の配置を促進しなければならない。
- 4 大学等の教員養成機関では、ろう児の手話言語の言語能力の向上及び人格形成の指導ができる教員を養成するため、特別支援学校免許（聴覚障害）の免許取得の過程において、手話言語を十分に習得できるカリキュラムを作成しなければならない。

(通信) 第9条 ろう者は、<u>手話言語</u>を用いて直接的な通信の役務を提供すること、並びに<u>手話言語通訳</u>を介した間接的な通信の役務の提供を受ける機会が保障される。 2 通信役務を提供する事業体等は、ろう者が<u>手話言語</u>で通信の役務の提供を行えるよう、並びにろう者が<u>手話言語</u>を的確に受信できるよう、適切な環境を整備しなければならない。
(公共施設等) 第10条 国及び地方公共団体は、自己の機能及び権限を行使し、公共事業体が提供する役務の利用促進及び市民に対する情報を提供するにあたり、日本語のほか<u>手話言語</u>を使用しなければならない。 2 ろう者は、公共事業体の提供する役務の利用又は行政手続きにあたり、<u>手話言語</u>の使用を選択することができる。 3 国及び地方公共団体は、<u>市民</u>に対して行う情報の提供にあたり、ろう者にも<u>手話言語の技能を有する者(ろう者を含む。)</u>により、又は、<u>手話言語通訳を介することにより、</u>同等に情報が提供されるよう施策を講じなければならない。
(政治参加) 第11条 国及び地方公共団体は、ろう者が、<u>手話言語</u>を用いて、国政又は地方自治に関する選挙（被選挙を含む）、住民投票、住民の直接請求、請願、公の議会等における参加及び傍聴、情報の受信及び発信を行うことができるようにしなければならない。 2 ろう者は、政治に参加するため、<u>手話言語</u>を選択し、使用する機会が保障される。 3 国及び地方公共団体は、政治に関するあらゆる情報が、<u>手話言語の技能を有する者(ろう者を含む。)</u>により、又は、<u>手話言語通訳を介することにより、</u>ろう者に<u>手話言語</u>で提供されるよう施策を講じなければならない。
(司法手続) 第12条 ろう者は、裁判所において裁判を受ける際、又は司法手続きに参加若しくは傍聴することを含むすべての司法関係手続（捜査段階から刑の執行終了までを含む。）において認められた基本的人権を享有し、<u>手話言語</u>を使用する機会が保障される。 2 警察、検察及び裁判所は、ろう者が、<u>手話言語</u>を選択して司法関係手続に参加することを知り得た場合は、直ちに<u>手話言語通訳</u>を配置しなければならない。 3 警察、検察及び裁判所は、ろう者が、日本語の文字で表現されている書面に代えて、<u>手話言語</u>による映像翻訳の提供を希望した場合は、それを提供しなければならない。
(労働及び雇用) 第13条 ろう者は、その障害に基づく差別を受けることなく、等しく働く権利を有し、その者が従事する職場等で<u>手話言語</u>を使用する機会が保障される。 2 事業主は、ろう者である従業員が、継続的に働けるよう環境整備及び合理的配慮を含む支援を行い、<u>手話言語通訳者</u>を配置するよう努めなければならない。 3 国及び地方公共団体は、事業主が必要な支援と合理的配慮を行うために必要な措置を講じなければならない。

い。

（民間施設等）

第14条

ろう者は、その障害に基づく差別を受けることなく、民間施設等あらゆる場面において手話言語を使用する機会が保障される。

2 保健及び医療分野においては、ろう者は保健及び医療に関する情報及び自己決定の機会を、障害のない者と等しく保障される。これを実施するため、医療保健機関等は、手話言語の技能を有する者（ろう者を含む）又は手話言語通訳者を配置しなければならない。

3 ろう者に接触の可能性がある専門職（医師、言語聴覚士等を含む。）は、その養成過程において、手話言語の学習を義務づけられる。

4 商業及び商業役務の分野においては、手話言語を使用する消費者の権利を保障するため、適切な手話言語が提供できる環境の提供に努めなければならない。

5 国及び地方公共団体は、手話言語を使用するろう者に、民間施設等において必要な支援と合理的配慮を提供できるよう、必要な施策を講じなければならない。

（放送）

第15条

公共放送及び民間放送機関は、ろう者が障害に基づく差別を受けることなく、障害のない者と等しく放送を視聴することができるよう、すべての放送番組において手話言語による提供を行わなければならない。

2 公共放送及び民間放送機関は、手話言語番組及び手話言語付き番組の開発に努めなければならない。

3 国は、公共放送及び民間放送機関等が、ろう者に対して必要な支援と合理的配慮を行うための施策を講じなければならない。

（文化及びスポーツ）

第16条

国及び地方公共団体は、手話言語による文化、芸術活動及びスポーツ活動の発展を奨励する施策を講じなければならない。

第四章 手話言語通訳制度

（手話言語通訳制度）

第17条

ろう者は、社会参加をするにあたり、手話言語通訳を利用料負担することなく利用する機会が保障される。

2 厚生労働大臣が別に定める基準を満たす施設には、期限の定めなく雇用された手話言語通訳者が配置される。

3 雇用により配置することが困難な場合は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）で定められた地域生活支援事業において登録された手話言語通訳者の派遣により配置する。

4 手話言語通訳者の養成及び資格認定は、厚生労働大臣が別に定めるところにより実施する。

5 その他手話言語通訳制度において必要とされる施策

第五章 手話言語審議会等

（手話言語審議会）

第18条

手話言語の発展、普及及び促進のため、国及び地方公共団体が実施する手話言語計画及び施策に係る主要事項を審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣又は関係各大臣に対し、意見を述べるために、内閣府に手話言語審議会を置く。

2 手話言語審議会は、次の各号の事項を審議する。

- 一 手話言語の発展、普及及び促進のための手話言語計画策定に関する事項
- 二 手話言語計画及び施策の実施状況の監視及び勧告に関する事項
- 三 手話言語通訳制度に関する事項
- 四 その他必要とする事項

3 手話言語審議会は、手話言語学、教育学及び関連分野の専門家並びに手話言語を使用するろう者が構成する団体の代表によって構成される。

4 手話言語審議会の議事録等は、手話言語及び日本語で記録され、手話言語の映像及び日本語により市民に開示される。

（手話言語研究所）

第19条

手話言語の発展、使用、普及及び促進のための持続的研究及び調査のために手話言語研究所を設置する。

2 手話言語研究所は、次の各号の事項を実施する。

- 一 手話言語の調査、研究、確定及び普及
- 二 手話言語の教科の開発
- 三 手話言語能力の評価方法の開発
- 四 手話言語に関する情報の収集
- 五 その他必要とする事項

第六章 雑則

（手話言語の日）

第20条

市民に広く手話言語及び手話言語文化についての関心と理解を深めるようにするため、手話言語の日を設ける。

2 手話言語の日は、〇月〇日とする。

3 国及び地方公共団体は、手話言語の日には、その趣旨にふさわしい行事が実施されるよう努めるものとする。

（国際交流）

第21条

国は、できる限り多様な国の手話言語文化が市民に提供されるようにするとともに、我が国の手話言語文化を広く海外に紹介するために、我が国の手話言語の翻訳の支援、並びに外国の手話言語の出版物及び映像の翻訳支援を行い、国際交流を促進するために必要な施策を講ずるものとする。

日本手話言語法案 対照表

日本手話言語法案（2012 年公表）	修正案（2018 年 3 月 31 日）
第一章 総則 （目的） 第 1 条 この法律は、日本手話言語（以下「手話」という。）を、日本語と同等の言語として認知し、もってろう者が、家庭、学校、地域社会その他のあらゆる場において、手話を使用して生活を営み手話による豊かな文化を享受できる社会を実現するため、手話の獲得、習得及び使用に関する必要な事項を定め、手話に関するあらゆる施策の総合的かつ計画的な推進を図ることを目的とする。	第一章 総則 （目的） 第 1 条 この法律は、日本手話言語（以下「 <u>手話言語</u> 」という。）を、日本語と同等の言語として認知し、もってろう者が、家庭、学校、地域社会その他のあらゆる場において、 <u>手話言語</u> を使用して生活を営み <u>手話言語</u> による豊かな文化を享受できる社会を実現するため、 <u>手話言語</u> の獲得、習得及び使用に関する必要な事項を定め、 <u>手話言語</u> に関するあらゆる施策の総合的かつ計画的な推進を図ることを目的とする。 ※ポイント※ ・手話 → 手話言語 → 修正（以下、同様に修正）
（定義） 第 2 条 この法律において、「日本手話言語」とは、日本のろう者が、自ら生活を営むために使用している、独自の言語体系を有する言語を指し、豊かな人間性の涵養及び知的かつ心豊かな生活を送るための言語活動の文化的所産をいう。	（定義） 第 2 条 この法律において、「 <u>手話言語</u> 」とは、日本のろう者及び <u>盲ろう者等</u> が、自ら生活を営むために使用している、独自の言語体系を有する言語を指し、豊かな人間性の涵養及び知的かつ心豊かな生活を送るための言語活動の文化的所産をいう。 【以下、追加】 <u>2 「ろう者」とは、聞こえない者（聞こえにくい者も含む）のうち手話言語を使い日常生活又は社会生活を営む者をいう。</u> <u>3. 「ろう児」とは聞こえないまたは聞こえにくい児童（乳児（および）幼児含む）のことをいう。</u> <u>4. 「ろう社会」とは主にろう者等によって構成され、手話言語を使い日常生活または社会生活を営む共同社会のことをいう。</u>

	※ポイント※ ・ 盲ろう者を対象に含めている。 ・ 「ろう者」、「ろう児」、「ろう社会」の定義を加筆。
(国及び地方公共団体の責務) 第3条 国及び地方公共団体は、第1条の目的の達成を遂行するため、ろう者が手話を使用して豊かな生活を営むことができるよう、手話の言語活動及び文化振興に関する施策を総合的かつ計画的に実施する責務を有する。	(国及び地方公共団体の責務) 第3条 国及び地方公共団体は、第1条の目的の達成を遂行するため、ろう者が<u>手話言語</u>を使用して豊かな生活を営むことができるよう、<u>手話言語</u>の言語活動及び文化振興に関する施策を総合的かつ計画的に実施する責務を有する。
(障害者基本計画等) 第4条 政府は、障害がある者のための施策に関する基本的な計画（以下「障害者基本計画」という。）を策定するなかで、ろう者が、手話を使用して豊かな生活を営むことができるよう手話の言語活動及び文化振興に関する総合的な施策に関する計画を策定しなければならない。 2 国及び地方公共団体は、障害者基本計画において、手話の言語活動及び文化振興に関する施策を策定し実施するにあたっては、手話審議会の意見を聴かななければならない。	(障害者基本計画等) 第4条 政府は、障害がある者のための施策に関する基本的な計画（以下「障害者基本計画」という。）を策定するなかで、ろう者が、<u>手話言語</u>を使用して豊かな生活を営むことができるよう<u>手話言語</u>の言語活動及び文化振興に関する総合的な施策に関する計画を策定しなければならない。 2 国及び地方公共団体は、障害者基本計画において、<u>手話言語</u>の言語活動及び文化振興に関する施策を策定し実施するにあたっては、<u>手話言語審議会</u>の意見を聴かななければならない。
第二章 手話言語の獲得及び習得	第二章 手話言語の獲得及び習得
(手話の獲得) 第5条 ろう児（乳幼児を含む。）は、手話を獲得する機会が保障される。 2 国及び地方公共団体は、ろう児（乳幼児を含む。）、その保護者及び家族に、手話及び日本語の言語に関する能力（以下「言語能力」という。）の涵養の観点から必要な情報を、提供しなければならない。 3 国及び地方公共団体は、ろう児（乳幼児を含む。）の手話の獲得を選択する保護者及び家族に対し、必要な支援を行う。	(<u>手話言語</u>の獲得) 第5条 ろう児（乳幼児を含む。）は、<u>手話言語</u>を獲得する機会及び<u>ろう社会の言語的な同一性が促進される環境</u>が保障される。 2 国及び地方公共団体は、ろう児（乳幼児を含む。）、その保護者及び家族に、<u>手話言語</u>及び日本語の言語に関する能力（以下「言語能力」という。）の涵養の観点から必要な情報を提供しなければならない。 3 国及び地方公共団体は、<u>手話言語に関する理解を深めるため、ろう児（乳幼児を含む。）の手話の獲得を選択する保護者及び家族に対する手話言語を学習する機会の提供並びに教</u>

	<u>育に関する相談及びし、必要な支援を行う。</u> ※ポイント※ ・ろう児の保護者、家族への適切な情報等の提供、相談・支援を明記（群馬県手話言語条例を参考）
（手話の習得） 第6条 ろう児（乳幼児を含む。）は、手話の言語能力及び言語文化の理解を深めるために、発達段階に応じて手話を学習する機会が保障される。 2 国は、学校教育法に定める学習指導要領に手話の位置づけを策定し、ろう児を対象にした特別支援学校等においては必須教科とする。 3 前項において、ろう児が、特別支援学校以外に在籍している場合は、手話の学習に関する必要な措置を講じる。 4 国及び地方公共団体は、日本語獲得後に失聴した者に、意思疎通の手段として手話を学習する機会を提供しなければならない。 5 国及び地方公共団体は、日本語による文字情報を手話に翻訳された映像を、学習教材として提供できるように努めなければならない。	（<u>手話言語</u>の習得） 第6条 ろう児（乳幼児を含む。）は、<u>手話言語</u>の言語能力及び言語文化の理解を深めるために、発達段階に応じて<u>手話言語</u>を学習する機会が保障される。 2 国は、学校教育法に定める学習指導要領に<u>手話言語</u>の位置づけを策定し、ろう児を対象にした特別支援学校等においては必須教科とする。 3 前項において、ろう児が、特別支援学校以外に在籍している場合は、<u>手話言語</u>の学習に関する必要な措置を講じる。 4 国及び地方公共団体は、日本語獲得後に失聴した者に、<u>意思疎通の手段のひとつとして手話言語</u>を学習する機会を提供しなければならない。 5 国及び地方公共団体は、日本語による文字情報を<u>手話言語</u>に翻訳された映像を、学習教材として提供できるように努めなければならない。 ※ポイント※ ・4. 手話言語を、中途失聴者の意思疎通手段の一つとして選択できるような書きぶりに変える。

第三章 手話の使用	第三章 <u>手話言語</u> の使用
(教育) 第7条 ろう児・者は、その障害に基づく差別を受けることなく、等しく教育を受ける権利を有し、手話で教育を受ける機会が保障される。 2 教育機関等は、ろう児・者の学習環境を整備し、手話を習得した教職員又は手話通訳者を必要に応じて配置しなければならない。 3 国及び地方公共団体は、ろう児が教育機関等において手話を用いて教育を受けることが適切である場合は、教育機関等が必要な支援と合理的配慮を行うことができるよう必要な措置を講じなければならない。	(教育) 第7条 ろう児等・者ろう児・ろう者（以下、ろう児等）は、その障害に基づく差別を受けることなく、等しく教育を受ける権利を有し、<u>手話言語</u>で教育を受ける機会が保障される。 【以下、変更追加】 <u>2 ろう児等が通学する学校の設置者は、ろう児等が手話言語を学び、かつ、手話言語で学ぶことができるよう、乳幼児期からの手話言語の教育環境を整備しなければならない。</u> <u>3 ろう児等が通学する学校の設置者は、手話言語の技能を有する教職員（ろうの教職員を含む。）又は手話言語通訳者を必要に応じて配置するとともに、教職員の専門性の向上及び指導法に関する研修をしなければならない。</u> <u>4 ろう児等が通学する学校の設置者は、教職員の手話言語に関する技術を向上させるために必要な措置を講じなければならない。</u> <u>5 国及び地方公共団体等は教育機関等が前記第2項から前項に掲げる措置を行うことができるよう、必要な支援を行うものとする。</u> <u>6 国及び地方公共団体は、学校において、児童、生徒及び学生に対して手話言語に関する啓発を行い、手話言語を学ぶ機会を提供するものとする。</u> <u>7 国及び地方公共団体は、前項のために、学校教育で利用できる手引書の作成その他の措置を講ずる。</u> ※ポイント※ ・ろう児・者 …7条は大学や、成人になって中学、高校等に通うろう者も想定している。 ・手話通訳→ 手話言語通訳 →修正（以下、同様に修正） ＜参考＞韓国手話言語法では「手話」を「手話言語」とし、略称として「手語」とした。その結果、関連する法律の条文にある「手話通訳者」を「手語通訳者」に置き換えた。

	・ろう児等への手話言語教育の環境整備を行うため、国、地方公共団体等の役割を明記した。（鳥取、群馬、埼玉県の手話言語条例を参考）
（ろう児（乳幼児を含む。）を対象とした特別支援教育等） 第8条 国は、ろう児（乳幼児を含む。）の療育及び教育について、手話及び日本語の二つの言語による教育を推進することが望ましい。 2 ろう児（乳幼児を含む。）を対象にした特別支援学校等は、言語及び意思疎通の能力の発達向上のために、ろう児（乳幼児を含む。）の集団生活及び行動において自由に手話を使用できる環境を整備しなければならない。 3 国及び地方公共団体は、ろう児を対象にした特別支援学校において、手話の言語能力の向上及びろう児の人格形成を促進するため、手話を使用するろう者である教職員の配置を促進しなければならない。 4 大学等の教員養成機関では、ろう児の手話の言語能力の向上及び人格形成の指導ができる教員を養成するため、特別支援学校免許（聴覚障害）の免許取得の過程において、手話を十分に習得できるカリキュラムを作成しなければならない。	（ろう児（乳幼児を含む。）を対象とした特別支援教育等） 第8条 国は、ろう児（乳幼児を含む。）の療育及び教育について、<u>手話言語</u>及び日本語の二つの言語による教育を推進することが望ましい。 2 ろう児（乳幼児を含む。）を対象にした特別支援学校等は、言語及び意思疎通の能力の発達向上のために、ろう児（乳幼児を含む。）の集団生活及び行動において自由に<u>手話言語</u>を使用できる環境を整備しなければならない。 3 国及び地方公共団体は、ろう児を対象にした特別支援学校において、<u>手話言語</u>の言語能力の向上及びろう児の人格形成を促進するため、<u>手話言語</u>を使用するろう者である教職員の配置を促進しなければならない。 4 大学等の教員養成機関では、ろう児の<u>手話言語</u>の言語能力の向上及び人格形成の指導ができる教員を養成するため、特別支援学校免許（聴覚障害）の免許取得の過程において、<u>手話言語</u>を十分に習得できるカリキュラムを作成しなければならない。
（通信） 第9条 ろう者は、手話を用いて直接的な通信の役務を提供すること、並びに通訳を介した間接的な通信の役務の提供を受ける機会が保障される。 2 通信役務を提供する事業体等は、ろう者が手話で通信の役務の提供を行えるよう、並びにろう者が手話を的確に受信できるよう、適切な環境を整備しなければならない。	（通信） 第9条 ろう者は、<u>手話言語</u>を用いて直接的な通信の役務を提供すること、並びに<u>手話言語通訳</u>を介した間接的な通信の役務の提供を受ける機会が保障される。 2 通信役務を提供する事業体等は、ろう者が<u>手話言語</u>で通信の役務の提供を行えるよう、並びにろう者が<u>手話言語</u>を的確に受信できるよう、適切な環境を整備しなければならない。

(公共施設等) 第10条 国及び地方公共団体は、自己の機能及び権限を行使し、公共事業体が提供する役務の利用促進及び市民に対する情報を提供するにあたり、日本語のほか手話を使用しなければならない。 2 ろう者は、公共事業体の提供する役務の利用又は行政手続きにあたり、手話の使用を選択することができる。 3 国及び地方公共団体は、国民に対して行う情報の提供にあたり、ろう者にも手話通訳を介して同等に情報が提供されるよう施策を講じなければならない。	(公共施設等) 第10条 国及び地方公共団体は、自己の機能及び権限を行使し、公共事業体が提供する役務の利用促進及び市民に対する情報を提供するにあたり、日本語のほか<u>手話言語</u>を使用しなければならない。 2 ろう者は、公共事業体の提供する役務の利用又は行政手続きにあたり、<u>手話言語</u>の使用を選択することができる。 3 国及び地方公共団体は、<u>市民</u>に対して行う情報の提供にあたり、ろう者にも<u>手話言語の技能を有する者(ろう者を含む。)</u>により、又は、<u>手話言語通訳を介することにより、</u>して同等に情報が提供されるよう施策を講じなければならない。 ※ポイント※ ・情報提供者について、ろう者、もしくは手話言語によりコミュニケーションのできる聞こえる人も想定(聞こえる人の手話言語の技能については議論が必要。(11条・14条も同様)) ・日本に住む外国籍の人も含め、「国民」を「市民」へ変更した。(第20条・21条も同様)
(政治参加) 第11条 国及び地方公共団体は、ろう者が、手話をういて、国政又は地方自治に関する選挙(被選挙を含む)、住民投票、住民の直接請求、請願、公の議会等における参加及び傍聴、情報の受信及び発信を行うことができるようにしなければならない。 2 ろう者は、政治に参加するため、手話を選択し、使用する機会が保障される。 3 国及び地方公共団体は、政治に関するあらゆる情報が、ろう者に手話で提供されるよう施策を講じなければならない。	(政治参加) 第11条 国及び地方公共団体は、ろう者が、<u>手話言語</u>をういて、国政又は地方自治に関する選挙(被選挙を含む)、住民投票、住民の直接請求、請願、公の議会等における参加及び傍聴、情報の受信及び発信を行うことができるようにしなければならない。 2 ろう者は、政治に参加するため、<u>手話言語</u>を選択し、使用する機会が保障される。 3 国及び地方公共団体は、政治に関するあらゆる情報が、<u>手話言語の技能を有する者(ろう者を含む。)</u>により、又は、<u>手話言語通訳を介することにより、</u>ろう者に<u>手話言語</u>で提供されるよう施策を講じなければならない。

(司法手続) 第12条 ろう者は、裁判所において裁判を受ける際、又は司法手続に参加若しくは傍聴することを含むすべての司法関係手続（捜査段階から刑の執行終了までを含む。）において認められた基本的人権を享有し、手話を使用する機会が保障される。 2 警察、検察及び裁判所は、ろう者が、手話を選択して司法関係手続に参加することを知り得た場合は、直ちに手話通訳者を配置しなければならない。 3 警察、検察及び裁判所は、ろう者が、日本語の文字で表現されている書面に代えて、手話による映像翻訳の提供を希望した場合は、それを提供しなければならない。	(司法手続) 第12条 ろう者は、裁判所において裁判を受ける際、又は司法手続に参加若しくは傍聴することを含むすべての司法関係手続（捜査段階から刑の執行終了までを含む。）において認められた基本的人権を享有し、<u>手話言語</u>を使用する機会が保障される。 2 警察、検察及び裁判所は、ろう者が、<u>手話言語</u>を選択して司法関係手続に参加することを知り得た場合は、直ちに<u>手話言語通訳者</u>を配置しなければならない。 3 警察、検察及び裁判所は、ろう者が、日本語の文字で表現されている書面に代えて、<u>手話言語</u>による映像翻訳の提供を希望した場合は、それを提供しなければならない。
(労働及び雇用) 第13条 ろう者は、その障害に基づく差別を受けることなく、等しく働く権利を有し、その者が従事する職場等で手話を使用する機会が保障される。 2 事業主は、ろう者である従業員が、継続的に働けるよう環境整備及び合理的配慮を含む支援を行い、手話通訳者を配置するよう努めなければならない。 3 国及び地方公共団体は、事業主が必要な支援と合理的配慮を行うために必要な措置を講じなければならない。	(労働及び雇用) 第13条 ろう者は、その障害に基づく差別を受けることなく、等しく働く権利を有し、その者が従事する職場等で<u>手話言語</u>を使用する機会が保障される。 2 事業主は、ろう者である従業員が、継続的に働けるよう環境整備及び合理的配慮を含む支援を行い、<u>手話言語通訳者</u>を配置するよう努めなければならない。 3 国及び地方公共団体は、事業主が必要な支援と合理的配慮を行うために必要な措置を講じなければならない。

(民間施設等) 第14条 ろう者は、その障害に基づく差別を受けることなく、民間施設等あらゆる場面において手話を使用する機会が保障される。 2 保健及び医療分野においては、ろう者は保健及び医療に関する情報及び自己決定の機会を、障害のない者と等しく保障される。これを実施するため、医療保健機関等は、手話通訳者を配置しなければならない。 3 ろう者に接触の可能性がある専門職（医師、言語聴覚士等を含む。）は、その養成過程において、手話の学習を義務づけられる。 4 商業及び商業役務の分野においては、手話を使用する消費者の権利を保障するため、適切な手話が提供できる環境の提供に努めなければならない。 5 国及び地方公共団体は、手話を使用するろう者に、民間施設等において必要な支援と合理的配慮を提供できるよう、必要な施策を講じなければならない。	(民間施設等) 第14条 ろう者は、その障害に基づく差別を受けることなく、民間施設等あらゆる場面において<u>手話言語</u>を使用する機会が保障される。 2 保健及び医療分野においては、ろう者は保健及び医療に関する情報及び自己決定の機会を、障害のない者と等しく保障される。これを実施するため、医療保健機関等は、<u>手話言語の技能を有する者（ろう者を含む）又は手話言語通訳者</u>を配置しなければならない。 3 ろう者に接触の可能性がある専門職（医師、言語聴覚士等を含む。）は、その養成過程において、<u>手話言語</u>の学習を義務づけられる。 4 商業及び商業役務の分野においては、<u>手話言語</u>を使用する消費者の権利を保障するため、適切な<u>手話言語</u>が提供できる環境の提供に努めなければならない。 5 国及び地方公共団体は、<u>手話言語</u>を使用するろう者に、民間施設等において必要な支援と合理的配慮を提供できるよう、必要な施策を講じなければならない。
(放送) 第15条 公共放送及び民間放送機関は、ろう者が障害に基づく差別を受けることなく、障害のない者と等しく放送を視聴することができるよう、すべての放送番組において手話による提供を行わなければならない。 2 公共放送及び民間放送機関は、手話番組及び手話付き番組の開発に努めなければならない。 3 国は、公共放送及び民間放送機関等が、ろう者に対して必要な支援と合理的配慮を行うための施策を講じなければならない。	(放送) 第15条 公共放送及び民間放送機関は、ろう者が障害に基づく差別を受けることなく、障害のない者と等しく放送を視聴することができるよう、すべての放送番組において<u>手話言語</u>による提供を行わなければならない。 2 公共放送及び民間放送機関は、<u>手話言語番組及び手話言語付き番組</u>の開発に努めなければならない。 3 国は、公共放送及び民間放送機関等が、ろう者に対して必要な支援と合理的配慮を行うための施策を講じなければならない。

(文化及びスポーツ) 第 16 条 国及び地方公共団体は、手話による文化、芸術活動及びスポーツ活動の発展を奨励する施策を講じなければならない。	(文化及びスポーツ) 第 16 条 国及び地方公共団体は、<u>手話言語</u>による文化、芸術活動及びスポーツ活動の発展を奨励する施策を講じなければならない。
第四章 手話通訳制度	第四章 <u>手話言語通訳制度</u>
(手話通訳制度) 第 17 条 ろう者は、社会参加をするにあたり、手話通訳を利用料負担することなく利用する機会が保障される。 2 厚生労働大臣が別に定める基準を満たす施設には、期限の定めなく雇用された手話通訳者が配置される。 3 雇用により配置することが困難な場合は、総合福祉法で定められた地域生活支援事業において登録された手話通訳者の派遣により配置する。 4 手話通訳者の養成及び資格認定は、厚生労働大臣が別に定めるところにより実施する。 5 その他手話通訳制度において必要とされる施策	(<u>手話言語通訳制度</u>) 第 17 条 ろう者は、社会参加をするにあたり、<u>手話言語通訳</u>を利用料負担することなく利用する機会が保障される。 2 厚生労働大臣が別に定める基準を満たす施設には、期限の定めなく雇用された<u>手話言語通訳者</u>が配置される。 3 雇用により配置することが困難な場合は、<u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）</u>で定められた地域生活支援事業において登録された<u>手話言語通訳者</u>の派遣により配置する。 4 <u>手話言語通訳者</u>の養成及び資格認定は、厚生労働大臣が別に定めるところにより実施する。 5 その他<u>手話言語通訳制度</u>において必要とされる施策

第五章 手話審議会等	第五章 手話言語審議会等
(手話審議会) 第18条 手話の発展、普及及び促進のため、国及び地方公共団体が実施する手話言語計画及び施策に係る主要事項を審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣又は関係各大臣に対し、意見を述べるために、内閣府に手話審議会を置く。 2 手話審議会は、次の各号の事項を審議する。 一 手話の発展、普及及び促進のための手話言語計画策定に関する事項 二 手話言語計画及び施策の実施状況の監視及び勧告に関する事項 三 手話通訳制度に関する事項 四 その他必要とする事項 3 手話審議会は、手話学、教育学及び関連分野の専門家並びに手話を使用するろう者が構成する団体の代表によって構成される。 4 手話審議会の議事録等は、手話及び日本語で記録され、手話の映像及び日本語により国民に開示される。	(手話言語審議会) 第18条 <u>手話言語</u>の発展、普及及び促進のため、国及び地方公共団体が実施する手話言語計画及び施策に係る主要事項を審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣又は関係各大臣に対し、意見を述べるために、内閣府に<u>手話言語審議会</u>を置く。 2 <u>手話言語審議会</u>は、次の各号の事項を審議する。 一 <u>手話言語</u>の発展、普及及び促進のための手話言語計画策定に関する事項 二 手話言語計画及び施策の実施状況の監視及び勧告に関する事項 三 <u>手話言語</u>通訳制度に関する事項 四 その他必要とする事項 3 <u>手話言語審議会</u>は、<u>手話言語学</u>、教育学及び関連分野の専門家並びに<u>手話言語</u>を使用するろう者が構成する団体の代表によって構成される。 4 <u>手話言語審議会</u>の議事録等は、<u>手話言語</u>及び日本語で記録され、<u>手話言語</u>の映像及び日本語により<u>市民</u>に開示される。
(手話研究所) 第19条 手話の発展、使用、普及及び促進のための持続的研究及び調査のために手話研究所を設置する。 2 手話研究所は、次の各号の事項を実施する。 一 手話の調査、研究、確定及び普及 二 手話の教科の開発 三 手話能力の評価方法の開発 四 手話に関する情報の収集 五 その他必要とする事項	(手話言語研究所) 第19条 <u>手話言語</u>の発展、使用、普及及び促進のための持続的研究及び調査のために<u>手話言語研究所</u>を設置する。 2 <u>手話言語研究所</u>は、次の各号の事項を実施する。 一 <u>手話言語</u>の調査、研究、確定及び普及 二 <u>手話言語</u>の教科の開発 三 <u>手話言語能力</u>の評価方法の開発 四 <u>手話言語</u>に関する情報の収集 五 その他必要とする事項

第六章 雑則	第六章 雑則
(手話の日) 第20条 国民に広く手話及び手話文化についての関心と理解を深めるようにするため、手話の日を設ける。 2 手話の日は、〇月〇日とする。 3 国及び地方公共団体は、手話の日には、その趣旨にふさわしい行事が実施されるよう努めるものとする。	(<u>手話言語</u>の日) 第20条 <u>市民</u>に広く<u>手話言語</u>及び<u>手話言語文化</u>についての関心と理解を深めるようにするため、<u>手話言語</u>の日を設ける。 2 <u>手話言語</u>の日は、〇月〇日とする。 3 国及び地方公共団体は、<u>手話言語</u>の日には、その趣旨にふさわしい行事が実施されるよう努めるものとする。
(国際交流) 第21条 国は、できる限り多様な国の手話文化が国民に提供されるようにするとともに、我が国の手話文化を広く海外に紹介するために、我が国の手話の翻訳の支援、並びに外国の手話の出版物及び映像の翻訳支援を行い、国際交流を促進するために必要な施策を講ずるものとする。	(国際交流) 第21条 国は、できる限り多様な国の<u>手話言語文化</u>が<u>市民</u>に提供されるようにするとともに、我が国の<u>手話言語文化</u>を広く海外に紹介するために、我が国の<u>手話言語</u>の翻訳の支援、並びに外国の<u>手話言語</u>の出版物及び映像の翻訳支援を行い、国際交流を促進するために必要な施策を講ずるものとする。

《参考》 意見公募概要

日本手話言語法案（修正案）意見募集

全日本ろうあ連盟では、2010年より日本財団のご支援により「手話言語法制定推進事業」を進めてまいりました。

手話言語法については研究会、実務者会議における審議を経て2012年に「日本手話言語法案」として公表いたしました。その後、全自治体議会における「手話言語法制定を求める意見書」採択、手話言語条例の広がりといった情勢の変化や海外の手話言語法に関する動向を踏まえ、2016年度より「日本手話言語法案」の見直しを進めてまいりました。

ここに「日本手話言語法案」（修正案）を公表し、広く意見公募を行うことになりました。つきましては下記要領をご確認いただき、皆様よりご意見を頂きたく、よろしくお願い申し上げます。

<意見募集要領>

1. 意見募集：「日本手話言語法案」（修正案）
2. 意見募集期間 2017年5月11日（木）～6月20日（火）（郵送の場合は同日必着）
3. 意見の提出方法：以下の事項を記載し、下記いずれかの方法により提出をお願いします。なお、電話での受付はできませんのでご了承ください。よろしくお願い申し上げます。

(1) 記載事項

- ① 氏名（法人・団体の場合は名称／部署名等）
- ② 職業（法人・団体の場合は業種）〔任意〕
- ③ 住所 ④ 電話番号/FAX番号 ⑤ メールアドレス
- ⑥ 御意見及びその理由

＊ FAX 又は郵送でご提出の場合、別途様式を用意しておりますが、①～⑥の項目が記載されていれば、他の様式を用いての提出いただいても構いません。

(2) 提出先

① 郵送：〒162-0801 東京都新宿区山吹町130 SKビル8階

② FAX：03-3267-3445

③ E-mail：info@jfd.or.jp

一般財団法人全日本ろうあ連盟 手話言語法制定推進事業担当 宛て

※「日本手話言語法案」（修正案）への意見 の明記をお願いします。

3 注意事項

- (1) お寄せいただいたご意見に対する個別の回答は致しかねますので、その旨ご了承ください。よろしくお願い申し上げます。
- (2) ご意見については、提出者の氏名や住所等、個人を特定できる情報を除き、手話言語法制定推進事業の報告書、ホームページ等にそのまま公表させていただく場合もありますので、ご了承ください。
- (3) ご記入いただいた氏名、住所、電話番号及び電子メールアドレスは、提出いただいたご意見の内容に不明な点があった場合等の連絡のために利用し、それ以外の用途では使用いたしません。

2. 手話言語法海外調査

2016 年度 ベルギー調査

第 1 章 調査の目的と背景

欧州議会ではこれまでに 1988 年、1998 年の手話言語に関する決議、そして 2010 年の手話言語に関する宣言（ブリュッセル宣言）を出してきた。今般、新たな決議「欧州連合（European Union；以下、EU）における多言語主義と権利の平等：手話言語の役割」の採択を目指して、ヘルガ・スティーブンス欧州議会議員（ベルギー選出）の主催による欧州議会においてフォーラムが催された。このフォーラムの開催は 2016 年 9 月 28 日である。欧州議会は約 750 名の議員により構成され、その内ろう者は二人いる。アダム・コーシャ欧州議会議員（ハンガリー選出）と前述のヘルガ・スティーブンス欧州議会議員である。全日本ろうあ連盟（以下、ろうあ連盟）はこの二人の欧州議会議員の招待を受けて欧州現地調査団を派遣した。

前回の欧州現地調査団の派遣は 2011 年 5 月であるから、5 年ぶりの派遣である。前回訪問したのは、欧州ろう者連合が欧州議会にて主催する手話言語法関連のセミナーへの参加を機に、フィンランドやハンガリーの手話言語に関する法的な状況と社会への波及効果、欧州全体の手話言語に関する法的な状況に関する情報を収集することが目的であった。当時の欧州ろう者連合では、国連「障害者権利条約」と「欧州連合の手話言語に関する宣言（2010 年 11 月）」を活用して、欧州各国における立法の実現を目指した運動について、ロビー活動や資金造成の学習や議論が活発であった。この時の現地調査報告書は 2012 年にろうあ連盟から出されている。

(<http://www.jfd.or.jp/info/misc/sgh/20110731-sgh-eu-report.pdf>)

その後、5 年が経過した今、欧州議会での前述のフォーラム参加は、EU の手話言語をめぐる状況はどのように変化してきたのかを知ることができる大きなチャンスであった。しかし、現地調査に参加する調査メンバー（久松、石橋、岩山）と言語通訳者（高木、川上）の日程調整が難しく、現地での滞在期間が短くならざるを得なかったために、フォーラム開催日の前後にベルギー・ブリュッセルにある欧州議会内のアダム・コーシャ欧州議会議員事務所と欧州ろう者連合事務所への訪問（9 月 27 日から 9 月 29 日まで）に絞ることとなった。

良く知られているように、欧州は多くの民族が混在しており、多言語・多文

化であり、日本と違って言語への意識が非常に高い。しかし、欧州連合を構成する各国の言語政策を見ると一律ではなく、少数民族や少数言語を保護する政策は各国によって非常にバラつきがある。そのことが各国における手話言語政策に大きな影響を与えている。そのために 2010 年に「ブリュッセル宣言」を出し、欧州連合の加盟国が守るべき最低水準（ミニマム）を示してきた訳であるが、その効果にも関心があった。これらの実態を調査・分析することにより、わが国における言語への意識改革を図り、「手話言語法」制定への必要性を理解していくことを目的とする。

本報告の第 1 章の目的と背景は久松三二が執筆し、第 2 章から第 4 章までは岩山誠が現地でのヒヤリングや資料を基にまとめ、第 5 章の考察とまとめは、久松三二と石橋大吾が執筆した。欧州におけるろう者の人権、福祉、言語、教育等に関わる施策に尽力された欧州ろう者連合や手話関係者、アダム・コーシヤ欧州議会議員、ヘルガ・スティーブンス欧州議会議員に敬意を表しつつ、本報告がわが国における「手話言語法」制定における参考として活用できれば幸いである。

なお、本報告をまとめるにあたって、EU の言語政策や言語への意識を正確に理解するために、日本で慣用的に用いている日本語の用語について、障害者権利条約の「社会モデル」の考え方（思想）に基づいて以下のように整理した。

「手話」について、日本では「手話」と「手話言語」を混在するような使い方をしているが、欧州では「サイン (Sign)」と「サイン・ランゲージ (Sign Language)」を明確に使い分けているので、本報告でも「サイン」を意味する「手話」と「サイン・ランゲージ」を意味する「手話言語」に分けた。ちなみに、音声言語を意味する英語は「スポークン・ランゲージ」である。また、日本でよく用いられている「国際手話」は、英語では「インターナショナル・サイン」であり、欧州ろう者連合では言語の地位を与えていないので、そのまま「国際手話」とし、「国際手話言語」とは使わないことにした。よって「ジャパニーズ・サイン・ランゲージ (JSL)」は「日本手話言語」、「ブリティッシュ・サイン・ランゲージ (BSL)」は「イギリス (英国) 手話言語」にした。

又、「手話通訳者」もすべて「手話言語通訳者」とした。

日本語の「健聴者」または「聴者」は、聴覚に障害のない、聞こえる人を指す用語として日本で多く使われているが、本報告書ではすべて「聞こえる人」に整理した。

「普通学校」または「普通教育」は、日本では「主に障害のない児童が通学する学校または教育」の意味で使われているが、本報告書では「普通学校」を

「地域の学校」に、「普通教育」を障害者権利条約の翻訳で用いている「一般教育」にした。

第2章 欧州の概要

欧州の地域範囲をめぐっては、ロシア連邦を含む旧ソビエト連邦の構成国であった NIS (New Independent States 通称ニーズ) 諸国を含むとらえ方もあるなどその定義は一定ではない。そこで、本稿では欧州連合 (以下 ; EU) 及びその構成国を主要な検討対象とすることから、ここでは EU に関する概況を述べる。

1.1 EU の基本情報¹

①総面積 : 4,324,782 m² (日本の約 11 倍)

②総人口 : 513,949,445 人
(2016 年 7 月 : 推計値) (日本の約 4 倍)

③加盟国 : 加盟国 28 か国



ベルギー、ブルガリア、チェコ、図表 1 EU 加盟国
デンマーク、ドイツ、エストニア
ア、アイルランド、ギリシャ、
スペイン、フランス、クロアチア、イタリア、キプロス、ラトビア、リトアニア、ルクセンブルク、ハンガリー、マルタ、オランダ、オーストリア、ポーランド、ポルトガル、ルーマニア、スロベニア、スロバキア、フィンランド、スウェーデン、英国
出典) EU MAG :
http://eumag.jp/eufacts/member_countries/#country01

④言語 : 24 言語²

EU は、その前身である 1958 年の欧州経済共同体 (EEC) の理事会規則により、EEC 加盟国 (当時 6 か国) の公用語をすべて EU 諸機関の公用語とする

¹ 出典) The Central Intelligence Agency (2016)

² The World Factbook (同上) によれば、28 の加盟国に対して公用語が 24 言語となっているのは、例えば、ドイツ語がドイツやオーストリア、スイスにおける最大の言語となっており母国語として広く話されているなど、一つの言語が複数国の公用語となっているからである。ちなみにドイツ語を母語とする者は EU における総人口の約 16% に達する。

定めて以来、多言語主義の姿勢を貫いている³。EU の加盟国が拡大するとともに公用語も増加し、現在では下記の 24 語となっている。

ブルガリア語、クロアチア語、チェコ語、デンマーク語、オランダ語、英語、エストニア語、フィンランド語、フランス語、ドイツ語、ギリシャ語、ハンガリー語、アイルランド語、イタリア語、ラトビア語、リトアニア語、マルタ語、ポーランド語、ポルトガル語、ルーマニア語、スロバキア語、スロベニア語、スペイン語、スウェーデン語

⑤宗 教 : Religions:

ローマカトリック 48%、プロテスタント 12%、ギリシャ正教 8%、その他のキリスト教 4%、イスラム教徒 2%、他の宗教 1% (ユダヤ教、シーク教、仏教、ヒンズー教を含む)、無神論者 7%、無信仰者/不可知論者 16%、特に明示せず 2% (2012 年 : 推計値)

1.2 EU の政治体制

1.2.1 EU 設立の経緯⁴

現在 28 か国の加盟国により成り立っている地域的政治共同体 EU の政治体制を語るには、まずこの超国家的機関がなぜ必要とされ、いかに形成されてきたのか、その歴史を振り返る必要がある。

①EU の起点となる 3 共同体の設立

大國小国がひしめき合う欧州地域では有史以来、資源・領土問題等に絡んで戦乱が繰り返され、とくに第 2 次世界大戦は甚大な惨禍を欧州各国にもたらした。その結果として国民国家に対する懐疑が生まれ、国家の枠組みを超えた政治的統合の必要性が認識されるようになった。このような構想は国家主権を重視する勢力からの抵抗を受けながらも、1951 年調印のパリ条約でフランス、ドイツ、イタリア、ベルギー、オランダ、ルクセンブルク 6 か国による欧州石炭鉄鋼共同体 (ECSC : European Coal and Steel Community) の誕生に結びついた。これは、長年欧州における紛争の原因となってきた石炭・鉄鋼の共同管理を目的としている。その後も統合の努力が続けられ、原子力開発における協

³ 同規則により、EU 市民は EU の諸機関に対する書面のやり取りにおいてどの公用語を使用できることが保障されている。また、EU の公式文書は、すべての公用語で作成されることも規定し、EU 市民の情報へのアクセスを等しく保障している。こうした EU における言語政策に対する姿勢は多言語主義とよばれている。但し、必ずしも徹底されているわけではなく、EU 市民全体にかかわる事項でない場合などのように文書の目的や必要性に応じて翻訳する言語の範囲を限定することもある。出典) EU MAG : <http://eumag.jp/question/f0712/> (アクセス : 2016 年 9 月 15 日)

⁴ 福田 (2010) および庄司 (2013) を参照。

力を図る欧州原子力共同体（EURATOM：European Atomic Energy Community）、経済分野における欧州共同市場の構築を目指す欧州経済共同体（EEC：European Economic Community）が1957年に調印されたローマ条約により設立され、統合分野が徐々に拡大されてきた。

②EC への統合とその後の EU への発展

こうして生まれた3つの共同体は当初、司法機関である欧州司法裁判所（ECJ：European Court of Justice）と総会（現在の欧州議会）を共有していたが、立法機関としての機能を持つ理事会や行政機関に相当する委員会はそれぞれの共同体ごとに設けられていた。経済分野における共通政策を統一的に実施する必要性が高まってきたことから、1965年に調印されたブリュッセル条約でこれらの各理事会と各委員会を統合し、欧州諸共同体（EC：European Communities）と総称するようになった。さらに1992年調印の欧州連合条約（通称マーストリヒト条約）によりEUが誕生し、共通外交安全保障政策、司法内務協力等の分野を含むより幅広い協調を図る政治経済的共同体へと脱皮していった。このように限定的な領域における機能的な統合を繰り返すことによって、国家主権を重視する勢力に配慮しつつ漸次的に超国家的共同体の構築が進められてきた歴史を理解することは、今日のEUにおける政治を考える上で重要である。すなわち、その政治においては加盟国の国家主権に対する尊重が求められているということである。

1.2.2 EU の統治組織

EUは上述のように統合を重ねるたびに統治組織のシステムも変化してきたが、現在は、首脳機関である欧州理事会、立法機関であるEU理事会、行政・執行機関である欧州委員会、欧州市民の代表で立法的権能も有する民主的統制機関である欧州議会、対外的な交渉を担う欧州対外活動庁、司法権をつかさどる欧州司法裁判所により構成されている。

このうち、政策形成上の中心となる主要機関は欧州理事会、EU理事会、欧州委員会、欧州議会であり、それぞれの役割と性格は図表2に示さ

欧州議会 欧州市民の声を代表 5年ごとの直接選挙で選ばれる議員で構成。欧州市民の利益を代表	EU理事会 加盟国の声を代表 議題ごとに担当閣僚が出席
欧州理事会 EUの針路を描く 各EU加盟国の大統領または首相、同理事会議長と欧州委員会委員長で構成	欧州委員会 共通利益を促進 立法準備を行い、EU法の施行と遵守を担当

図表 2 EU の主要機関の役割と性格

出典：EU MAG

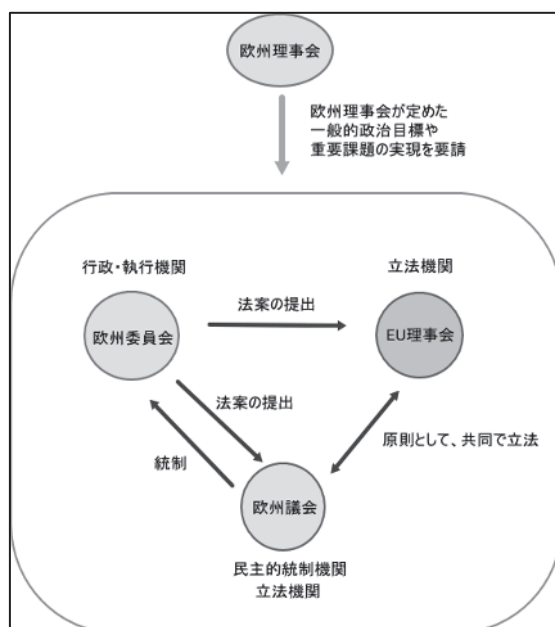
<http://eumag.jp/question/f0516/>

れるとおりである。

1.2.3 EU 法の形成と市民社会、障害者の関わり

前項で紹介した 4 つの機関が政策形成上の中心をなしているが、一般的な EU 法形成の流れとしては、図表 1 に示すように、一般的政治的目標や重要課題をめぐる欧州理事会の意向に応じて欧州委員会が法案の原案を作成し、EU 理事会と欧州議会における検討・審議を経て策定される。行政・執行機関として位置づけられる欧州委員会が法案を作成することについては、わが国の法律形成における内閣法制局の役割と通じるところがあると思われる。

こうした政策形成プロセスの中で欧州委員会における政策の作成・実施の局面において「各国機関や利益団体、NGO も大きな役割を果たして」おり、「具体的には、諮問委員会、フォーラムの設置や資金の提供、オンラインでの諮問などを通じ、欧州委員会は政策領域毎に市民社会とのアクセスの制度化を図っている」⁵。こうした制度により、1,500～2500 もの利益団体が EU の政策形成に携わっている⁶。その中で障害者に関するものとして、近年では 2012 年 12 月に障害者の権利保護について討議する第 3 回「障害者の欧州議会」がブリュッセルの欧州議会で開催され、障害者団体の代表者など 450 人が参加している。同会合では EU に対し各分野で行動を求める決議文が採択された



図表 3 主要機関の相互関係
出典：EU 法講義ノート
<http://eu-info.jp/r/in-lisbon.html>



図表 4 2012 年 12 月第 3 回「障害者の欧州議会」
出典：EU MAG
<http://eumag.jp/feature/b0813/>

⁵ 福田（2010）

⁶ 福田（2010）

7. このように EU では障害者も政策形成上のアクターとして認識されている。

一方で、すべての政策分野に関して EU の法令制定権が認められているわけではない。次項で述べるように政策分野ごとに各加盟国との権限分担が定められており、この権限分担により認められた範囲で法令を制定できることになる。

1.2.4 各政策分野における EU と加盟国の権限分担

EU と同様の背景のもとに設立された欧州評議会 (CE: Council Europe) が、国家主権の制限を懸念する一部の国々の抵抗によりあくまでも加盟国に対して拘束力を持たない協議機関としての性格しか持ちえなかったのに対して、EU は加盟国を拘束する規制法を制定する権能を与えられた共同体として、関税・公正競争・金融等の政策を中心に実効的な規制政策を打ち出してきた。しかしながら、前項で述べたようにこのような強力な権能がすべての政策分野において認められているわけではない。

EU が発展するプロセスにおいて加盟国から EU へ権限移譲が頻繁に行われるようになってきたことに対し、「忍び寄る権限拡張」として警戒する加盟国もあった。こうした批判に対応すべく EU はマーストリヒト条約により EU の権限行使に関する諸原則を導入した。そのうちの一つに「個別授權原則」がある。これは、EU が行動するためには条約に法的根拠が定められている必要があり、条約に明記されていない限り EU は行動できないとする原則である。

さらに、このような原則に関して EU と加盟国の責任と権限の分担を明確にするためにリスボン条約でその分担のあり方が具体的に定められた。これにより、条約で EU に権限が授与されていない政策分野は加盟国に権限がとどまること、そして EU へ権限が授与されている政策分野については EU と加盟国が権限を分け合うことが確認された。その権限分担のあり方は政策分野によって異なっており、EU に授与されている権限は、政策分野に応じて排他的(専属的)権限、共有権限、補充的権限の 3 つの領域に分類されている。さらに、EU の枠内で加盟国が調整を行う政策分野、そして、EU が加盟国と並んで政府間協力により行動する分野がある。以上の権限分担について、庄司(2013)は図表 5 のように整理している。

⁷ EU MAG 「障害者も参画する EU のユニバーサル社会づくり」(オンライン)
<http://eumag.jp/feature/b0813/> (アクセス日 2016 年 9 月 1 日)

	特徴	分野
1. EU の単独権限	(1) EU が単独で権限を持つ。 (2) EU だけが立法することができる。	(a)関税同盟 (b)単一市場のための競争ルール (c)ユーロ圏の金融政策 (d)海洋生物資源の保護 (e)共通通商政策 (f)EU の権限に対応する国際協定の締結
2. EU と加盟国の共有権限	(1) EU も加盟国もともに権限を持つ。 (2) 両方が立法することができる。 (3) EU が権限を行使した範囲で、加盟国は権限を失う ((l)、(m)を除く)。 (4) EU が権限を行使するのを止めると、その範囲で加盟国の権限が復活する。	(a)単一市場 (b)一部の社会政策 (c)経済・社会・領域上の格差是正 (d)農漁業 (e)環境 (f)消費者保護 (g)運輸 (h)欧州横断ネットワーク (i)エネルギー (j)自由・安全・司法領域 (k)一部の公衆衛生上の暗線問題 (l)研究・技術開発、宇宙 (m)開発協力・人道援助
3. 加盟国の分担責任を EU が補充する権限	(1) EU は加盟国が分担する責任を支援、調整、補充するための行動を行う。 (2) EU の分担責任とすることはできない。	(a)人間の健康の保護・改善 (b)産業 (c)文化 (d)観光 (e)教育・職業訓練・青少年・スポーツ (f)市民保護 (g)行政協力
4. 加盟国の分担責任を EU で調整する分野	(1) 加盟国は EU 内で経済・雇用政策の調整を行う。 (2) 加盟国の社会政策の調整をするための発議を行う。	(a)経済政策 (b)雇用政策 (c)一部の社会政策
5. 加盟国と並んで EU が行動する分野	EU は共通外交・安全保障政策を策定し、実施する。	(a)共通外交・安全保障政策 (b)危機管理作戦など

図表 5 「EU と加盟国の権限分担」

出典：EU Mag (オンライン) <http://www.euinjapan.jp/> (アクセス日 2016 年 9 月 1 日)

1.2.5 ろう教育や手話言語に対する EU の政策上の姿勢

今回の報告で焦点となっているろう教育や手話言語に対する EU の姿勢を理解するには、上記図表 1 の各政策分野における EU と各国の権限分担のあり方をふまえることが重要である。

この点、ろう教育が「3. 加盟国の分担責任を EU が補充する権限」における(e)に含まれることは明らかである。また、「手話言語」についても欧州議会のアダム・コーシャ (Ádám KÓSA) 議員に対する取材での発言や欧州議会のヘル

ガ・スティーブンス（Helga Stevens）議員の手話言語フォーラムにおける発言によれば、ろう教育と同様の扱いとなるようである。このため、EU がろう教育や手話言語に関して加盟国に優先する権限を持つことはなく、あくまでも加盟国の取り組みを補充的に支援する政策を講じることができるにとどまる。

2. 欧州の障害者差別禁止政策について

EU 加盟国総人口の 6 人に 1 人、約 8000 万人が何らかの障害を抱えているといわれ⁸、こうした人々は障害のない人に比べて失業率が 2～3 倍高く、高等教育を受ける者の割合も障害のない者に比べて半数以下にとどまっているなど様々な社会的不利の結果として貧困率も平均より 7 割高くなっている（引馬 2013）。こうした状況に対し、EU は 1970 年代以降、積極的な対策を講じる動きを見せている。

EU の前身である欧州諸共同体（以下 EC）時代の 1974 年に策定した社会行動計画は障害のある人々の完全参加と平等を謳っていた。1982 年には欧州委員会内の雇用・労使関係・社会問題担当の総局内に「障害者対策室」が設置されている。

1983 年には当時の EC における障害者関係施策の実際的な取り組みとして、「障害者の社会的統合のための第 1 次行動計画（1983 年～1987 年）」が策定実施された。同計画は、その後 1988 年の「障害者のための第 2 次行動計画-ヘリオス I（1988 年～1991 年）」、1993 年の「障害者のための第 3 次行動計画-ヘリオス II（1993 年～1998 年）」と継続され、障害がある人々の機会の平等と社会・経済的な統合を推進するための取り組みが行われた。現在、同行動計画は「欧州障害者戦略 2010 年 - 2020 年」に引き継がれ、障害のある人々が、社会、経済活動に参加し、権利や利益を存分に共有できるようにすることを目的として「モノやサービスへのアクセス」、「社会参加」、「平等」、「雇用」、「教育・生涯学習」、「社会的保護と包摂」、「健康・保健」、「対外活動」を優先分野として取り組みが続けられている。

1999 年に発効したアムステルダム条約では、「非差別条項（13 条）」を設け、EU 諸機関（欧州委員会等）が障害、人種や民族、年齢等を事由とする差別に取り組む措置を取ることができることが明記された。これは、性別以外の障害を含む差別について EU 条約上初めて言及されたものであり、「こうした領域における差別禁止立法への道を開いたものとして重要な意味を持つ」ものとされる（濱口 2004）。

このアムステルダム条約に基づき 2000 年には、特に障害者を労働や職業の場

⁸ EU MAG（2013）

における合理的配慮の否定を含む差別から守るための措置を要求する「一般雇用均等待遇指令」が制定された。引馬（2013）は同指令が採択された当時 EU 加盟国で障害者差別禁止法を有していた国が 3 か国であったことをふまえ、EU 「域内のその後の被差別保障を牽引するものであった」と評している。この「指令」による法的性格として、加盟国に対して指令の内容に即した国内法の制定や改正を義務付ける拘束力を有している。このため、同指令採択後、全加盟国で同指令に従う形で障害を理由とする労働上の差別を禁止する法律や規定の整備が進むようになった。

さらに、同年には欧州基本権憲章も制定されている。これは、EU それ自体に対して憲章が規定する人権の保護を義務付けるもので、自由権、平等権、社会権、市民権、司法に関する幅広い権利規定を有している。同憲章には障害を理由とした差別の禁止（第 21 条）や障害者の社会的・職業的統合、地域社会への参加の保障を目指す措置から利益を得る権利の認識と尊重（第 26 条）といったように障害者の権利保障につながる規定も盛り込まれた。ただし、同憲章の法的効力に関しては明確にされなかった。

2007 年には EU 基本権庁（FRA）が EU の専門機関として設立され、障害者の権利を含む基本権にかかわる情報やデータの収集分析・根拠（証拠）に基づくアドバイスや啓発活動を実施している。

「一般雇用均等待遇指令」に続く新たな均等指令として、欧州委員会は 2008 年に「宗教および信条、障害、年齢、性的思考によらない、人の均等取扱いの原則に関する指令」を提案した（均等待遇指令案）。これは「一般雇用均等待遇指令」が雇用面に限られていたのに対して、社会保護や教育、教育、公共交通、文化、モノやサービス提供へのアクセスを含む生活全域にわたる包括的な被差別・権利を保障する均等法としての性格を有している。同法案は 2009 年に欧州議会の承認を得て、閣僚理事会において採択へ向けた審議が現在も続いている。

EU における最新の条約として 2009 年に発効したリスボン条約（EU 条約および EU 運営条約により構成される）では、EU 運営条約第 10 条で以下に引用するように障害を含む事由による差別の撤廃を目指す旨が新たに掲げられた。

The Treaty on the Functioning of the European Union
(Article 10)

In defining and implementing its policies and activities, the Union shall aim to combat discrimination based on sex, racial or ethnic origin, religion or belief, disability, age or sexual orientation.

EU 運営条約
(第 10 条)

性別、人種もしくは民族的出身、宗教もしくは信仰、障害、年齢、または性的思考に基づく差別の撤廃に取り組むことが EU の政策および活動の策定・実施において目標とされる。

さらに、アムステルダム条約第 13 条の規定を EU 運営条約第 19 条に引き継ぐとともに、欧州基本権憲章に法的な効力を付与し、その権利保障基盤を強化している。

このように、40 を超える障害者関連の立法を積み重ねてきた EU は、国連障害者権利条約の策定作業にも積極的に関与し、2010 年地域的統合機関として初めて国連障害者権利条約（2009 年発効）を批准した。

また、2000 年代半ばから障害のある者と移動に制限のある者が他の EU 市民と等しく公共施設や公共機関を利用できるようにするための EU (EC) 規則の制定が以下のように進められた。

- ・航空旅行における障害者及び移動に制限がある者の権利に関する EC 規則（2008 年施行）
- ・鉄道旅客者の権利と義務に関する EC 規則（2009 年施行）
- ・海洋および内陸水路の航行に関する EU 規則（2012 年施行）
- ・バスおよび長距離バスの移動に関する EU 規則（2013 年施行）

また、今後採択の可能性があるものとして、上記の一般均等指令案で包含されない分野におけるアクセシビリティに特化した欧州アクセシビリティ法案、そして公的機関のウェブサイトにおける障害者のアクセシビリティを高めることを目的としたウェブ・アクセシビリティ指令案がある。

3. 欧州における少数言語保護政策と手話言語

3.1 欧州における少数言語保護政策の展開

欧州では 60 を超える地域少数言語が存在し、4000 万人を超える人々がこれらの言語を使用しているが、このような少数言語共同体は母語を守り、発展させていく上で大きな困難に直面している⁹。

しかし、こうした少数言語・少数民族の保障については、地域マイノリティの「分離独立運動を助長し、国家の安全を損なう」¹⁰と考えられていたことから、これまで慎重な姿勢がとられてきた。実際、先進的と評される欧州評議会の欧州人権条約でも、「マイノリティが自分の母語を社会生活で保障する権利」は認

⁹ European Commission（オンライン）https://europa.eu/european-union/topics/multilingualism_en
（アクセス日：2016 年 10 月 17 日）

¹⁰ 窪（1993 年）

められていなかった¹¹。こうした傾向は国連条約においても同様であり、「市民的及び政治的権利に関する国際規約」や「民族・宗教・言語マイノリティに属する人々の権利に関する宣言」では、加盟国の裁量が優先される形式がとられていた¹²。

ところが、ソビエト連邦の崩壊を契機としてそうした状況に変化が起こった。ソビエト連邦解体で少数民族を多く抱えていた東欧諸国の独立が相次ぐようになると、自国の文化・言語を重視する意識に根差した運動が欧州全体に波及するようになったのである。こうした動きを受けて EC (EU の前身) は、1981 年に欧州議会において「地域言語文化の共同体憲章ならびに民族的少数派の権利の憲章に関する決議」を採択し、1983 年に独立機関として設立された少数言語事務局に助成金を提供している。ただ、「未だに少数民族保護の具体的手法に関する完全なコンセンサスが得られていない状況」(坂井 2011) において、言語政策を加盟国の権限に委ねている EU としては、少数言語の保障に関する政策形成を主導的に行うことは困難であった。

このため、この分野においては、欧州評議会が先導的な役割を果たすこととなった。同評議会が採択した 2 つの国際条約「地域言語または少数言語のための欧州憲章」(1992 年)「民族的少数者保護のための枠組み条約」(1995 年) は、各加盟国の裁量を尊重する点で法的拘束力は十分ではないものの、多くの加盟国の調印を促し、少数言語政策の共通認識をつくりあげた¹³。

そして、EU も加盟国の権限に配慮せざるを得ないという制約を抱えながらも、設立当初から掲げている多言語主義政策の中で少数言語を擁護する姿勢を示すようになった。その表れとして EU による言語習得支援プログラムの対象言語に少数言語を含むすべての言語を認めるようになっていく。つまり、加盟国の権限を尊重するために、少数言語の習得促進を資金面でサポートするという間接的な形で少数言語を保護する姿勢をとっているということである。手話言語に関する資金面でのサポートとしては、EU による生涯学習計画の主要事業の一つで、学生及び教職員の流動性と大学間の協力を促進するために実施されたエラスムス計画 (Erasmus project) による助成を受けてドイツ、フィンランド、イギリスの 3 大学合同により開発された手話言語通訳者養成を目的とする修士課程プログラム「EUMASLI (European Master in Sign Language Interpreting)」¹⁴の例が挙げられる。

¹¹ 窪 (1993 年)

¹² 坂井 (2011)

¹³ 荻谷 (2007)

¹⁴ EUMASLI website, <http://www.eumasli.eu/> (アクセス日 2016 年 10 月 23 日)

3.2 少数言語保護政策における手話言語の扱い

欧州ろう連合の試算によれば、欧州内に存在するろうの手話言語使用者は 80 万人と見積もられている (M・Wheatley 他 2012)。彼らの手話言語は上述の少数言語保護政策の中でどのように扱われてきたのだろうか。とくに、地域言語または少数言語のための欧州憲章が手話言語をどのように見なしていたのか興味深いところである。この点、Ladd(2003)は、欧州評議会が、同憲章を設けるにあたって少数言語の定義に手話言語を包含する必要性を考慮していなかったこと、またその結果として同憲章に手話言語が含まれなかったことが、欧州各国や EU にその政策策定においてろう者の課題を看過させることになったと指摘する。

その後、欧州評議会では、2001 年に議員会議において、手話言語にも地域言語または少数言語のための欧州憲章が他の言語に対して保障しているのと同様の保護を手話言語にも与えるようにすることを勧告する文書「少数民族の権利」¹⁵が出された。引き続き 2003 年にも同会議から「加盟国における手話言語の保護」と題する勧告¹⁶が出されている。同勧告には、欧州評議会の閣僚委員会が地域言語または少数言語のための欧州憲章の非領域言語に手話言語を加えるように同憲章の追加議定書を起草することを検討すべきことなどが盛り込まれた。この勧告は現在まで実施されるには至っていないが、EUD は、同憲章が地域言語または少数言語の定義に手話言語を加えれば、欧州で前例のない法的な保護を手話言語に与えることになると述べる (M・Wheatley 2012)。

一方、EC では 1988 年に欧州議会が「ろう者の手話言語に関する決議」¹⁷を出している。これは「欧州で初めて手話言語に言及した重要な文書」(M・Wheatley 他 2012)とされる。しかし、期待されたほどの政治的な効果を上げられなかったために 1998 年に再び上述の決議とほぼ同内容の「手話言語に関する決議」¹⁸が出された。両決議は手話言語が大多数のろう者にとって唯一のコミュニケーション手段であるとする観点から加盟国に対して手話言語の公的認知を要求するものであった。とくに 1998 年の決議では、資格認定を受けた手話言語通訳者の深刻な不足やろう者の情報へのアクセス保障の欠如、手話言語を公式に認知している加盟国の少なさといった諸々の課題が指摘されている。ウィ

¹⁵ Council of Europe(2001)

¹⁶ Council of Europe(2003)

¹⁷ EU Lex, Doc A2-302/87(オンライン),

http://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=OJ:JOC_1988_187_R_0202_01&rid=1

¹⁸ EU Lex, Official Journal C 379 , 07/12/1998 P. 0066(オンライ

ン)<http://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?qid=1476842379015&uri=CELEX:51998IP0985>

ーン大学の言語学者 Verena Krausneker 博士は手話言語フォーラムにおける講演でこの 2 つの決議の意義について以下のように述べている。

「1988 年と 1998 年 2 回の欧州議会の決議はとても重要です。2010 年までに欧州の約 20 か国で手話の法的認知を獲得することにつながりました。この 2 つの決議は各国の国会に進むべき道を示したのです。」¹⁹

一方で EU としては、2009 年に欧州議会でろう者として初当選したアダム・コーシャ (Ádám KÓSA) 議員と EUD による取り組みが続けられたことや、EU 機関内における手話言語や点字の活用促進などを盛り込んだ欧州障害戦略 2010－2020 が設けられたこともあり、手話言語に関する事項を多くの文書に盛り込むようになっていく。

2010 年、EUD をはじめとする当事者団体の取り組み²⁰により、「ブリュッセル宣言」が出され、各国の手話言語を認知することや手話言語使用者が手話言語を学ぶ権利を与えること、手話言語サービスを提供することなどを EU と加盟国に要求している。ただし、同宣言は当事者団体による署名で成立したものであり、EUD 自身も述べているように法的な拘束力を持つものではなかった (M・Wheatley 他 2012)。

しかし、2011 年の欧州議会でアダム・コーシャ (Ádám KÓSA) 欧州議会議員 (右写真) による提案で、大多数の議員の賛成によって採択された「障害者のインクルージョンとモビリティおよび欧州障害戦略 2010－2020」と題する自発的発議 (原文：Own initiative Report) において、欧州委員会に対して障害者に対する諸々の取り組みを促す中で、このブリュッセル宣言に応じて手話言語を公的言語として認知することも要求したことにより、

同宣言の政治的な位置づけが高まった。すなわち、同宣言はこのような政治的な意義を持つ²¹自発的発議に包含されたことで、いずれは完全な法的



図表 6 ろう者初の欧州議会議員アダム・コーシャ (Ádám KÓSA) 氏 (欧州議会の同氏のオフィスにて日本視察団撮影)

¹⁹ Krausneker, V, "EP Resolution on sign languages(1988&1998)", 2016 年 9 月 28 日欧州議会における手話言語フォーラム「Multilingualism and equal rights in the EU: the role of sign languages (訳：EU における多言語主義と権利の平等：手話言語の役割)」での講演

²⁰ 同宣言の成立に至る経緯や具体的内容については全日本ろうあ連盟 (2012) を参照

²¹ 自発的発議 (原文：Own initiative Report) は、欧州議会にとって重要な政治的手段であり、議員に

認知につながる可能性のある政治的な関係性を持つに至ったのである。

こうしたブリュッセル宣言と欧州議会による 2011 年の自発的発議をめぐる展開がもたらしたもう一つの意義として、欧州障害フォーラム (EDF) や EUD のような障害者 NGO に政治的妥当性を与え、ろう者と障害者の完全な平等という目標の実現における立場を向上させることになったという指摘がある (M・Wheatley 他 2012)。

4. 欧州の教育政策について

第 2 章の「1.2.3 ろう教育や手話言語に対する EU の政策上の姿勢」でも述べているように、教育政策に関して EU は原則として各国の取り組みを補完的に支援することができるにとどまる²²。

欧州ろう連合 (EUD) の政策専門官 Katja Reuter 氏 (右写真) も以下のように教育政策をめぐる EU と各国の関係について以下のように解説し、EU がろう教育に関して積極的なアクションをとることの困難さを指摘する。



図表 7 EUD の政策面の取り組みを支える政策専門官 Katja Reuter 氏 (写真右: 左は通訳担当の高木氏: EUD オフィスにて日本視察団撮影)

「ヨーロッパでは教育問題は難しいです。各国それぞれの考え方があり、教育問題に関してはヨーロッパ全体で共通ではありません。教育政策は国の裁量に任せられます。」

「EU を設立するときに EU が決められること、国レベルで決められることを定めたのです。つまり、この問題は EU レベルで決める、その問題は各国に任せるといったような形になったのです。教育政策に関しては国によって言語・歴史・文化が異なるということで、EU ではなく各国に任せることになりました。ですから、各国は EU がサポートしてくれるのは良いけれども干渉はしないほしいという姿勢をとっています。このような事情もあり、EU は好事例に関する

とって関心のある多様な議題の検討等を通して欧州委員会に対する新しい立法上の提案への道を開くもので、立法上のサイクルの初期の段階の重要なツールであるとされる。典拠: European Parliament: http://www.europarl.europa.eu/the-secretary-general/resource/static/files/Documents%20section/SPforEP/Own-Initiative_reports.pdf

²² 松尾馨 (2005)

情報交換や資金面の援助はしますが、教育政策に関する指示はしません。」(傍線は報告者による)

「レオナルド・ダ・ヴィンチ計画²³については EU からの資金援助プロジェクトという考え方になると思います。それぞれの国が教育目標を達成できるようにするために資金援助するという考え方です。例えば、分離教育がいいのかそれとも統合教育がいいのかといったことはそれぞれの国が決めることで、EU が指示することではありません。」(以上、2016 年 9 月 29 日 EUD におけるインタビューより)

教育政策上、障害児教育のインクルーシブがテーマの一つとなっているが、各国における義務教育学齢期にある全児童数に占める特別学校在籍者の割合(図表 8)をみると、もっとも低いイタリアの 1.0%から最も高いベルギー(フランス語圏)の 98.6%と大きな格差があり、Reuter 氏が述べているように、欧州各国の教育政策をめぐる姿勢が一樣ではないことがわかる。

ただ、EU が教育政策について主導的な権限をもっていないとはいえ、欧州障害者戦略 2010-2020 を策定し、インクルーシブ教育を支持する立場をとっていること²⁴、さらに、EU 自身も含めて EU 加盟国の大多数がインクルーシブ教育の推進を謳う国連障害者権利条約を批准していることから、加盟国を支援する形で EU はインクルーシブ教育に向けた流れをバックアップしている。その一例として、障害者権利条約の示すインクルーシブ教育を目指し、加盟国同士の情報共有と協同を推進する欧州特別支援教育機構 (European Agency for Special Needs and Inclusive Education) は、EU による事業を起源としており、同事業終了後、加盟国の拠出資金による運営に移行してからも EU から補助金を得て運営されている²⁵。つまり、言語政策同様に法的拘束力の強い法形式による方法ではなく経済的な支援を通じて EU の理念とする方向に加盟国の取り組みを促すようにするのが教育政策分野における EU の姿勢である。

²³ EU による教育・訓練全般を対象とする行動計画のプログラムの一つで、職業訓練の一環として言語技能を高めるための活動を支援することなどを目的としている (松尾 2005)。

²⁴ EUR-Lex (2010)

²⁵ 棟方 (2015)

図表 8 欧州における義務教育学齢期にある特別支援ニーズを持つ児童の就学先（公立・私立学校在籍者の合計数）

項目	1.全対象児童数	2.分離された特別学校	3.一般校内の特別クラス	4.完全にインクルーシブな環境	特殊学校在籍者割合	備考
イタリア	189563	1835	不明	187728	1.0%	
アイスランド	10338	136	476	9726	1.3%	
マルタ	2572	54	11	2507	2.1%	
スウェーデン	12616	501	12115	不明	4.0%	
ポルトガル	43156	1975	1055	40126	4.6%	
キプロス	5796	288	648	4860	5.0%	私立学校在籍者は含まず
リトアニア	46608	3864	820	41924	8.3%	
フィンランド	45439	6233	14462	24744	13.7%	
アイルランド	39116	5410	2302	31404	13.8%	私立学校在籍者は含まず
スペイン	106977	14910	2789	89278	13.9%	
フランス	330406	51994	194852	83560	15.7%	
日本(参考)	339,511	68661	187,100	83,750	20.2%	文部科学省の2014年度データをもとに報告者算出
ギリシャ	36011	7861	26350	1800	21.8%	私立学校在籍者は含まず
スロヴェニア	12000	2922	437	8641	24.4%	
スロヴァキア	48979	17995	10375	20609	36.7%	
チェコ共和国	72423	26677	6469	39277	36.8%	
デンマーク	35827	13256	21163	1408	37.0%	
オーストリア	29242	11615	684	16943	39.7%	
ハンガリー	72439	31156	2に包含	41283	43.0%	
イギリス(イングランド)	226210	99330	15490	111390	43.9%	
エストニア	6530	3370	1103	2057	51.6%	
ルクセンブルク	1095	608	不明	487	55.5%	
ポーランド	160846	91083	2588	67175	56.6%	
オランダ	106698	66085	不明	40613	61.9%	
ラトビア	9726	6172	1072	2482	63.5%	
ドイツ	480024	377922	不明	102102	78.7%	
ベルギー(フラマン語圏)	57261	47712	0	9549	83.3%	
ベルギー(フランス語圏)	32857	32383	不明	474	98.6%	

備考：European Agency for Development in Special Needs Education による Special Neetion Countryds Educa Data 2012 のデータをもとに報告者作成（出典：（オンライン）<https://www.european-agency.org/publications/ereports/sne-country-data-2012/sne-country-data-2012>）。当該データは 2009 年～2011 年のいずれかの年度のデータから収集されている。日本のデータの出典：（オンライン）http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/002.htm）

この点、我々ろう当事者としては、インクルーシブ教育が推進される流れの中で、盲人、ろう者又は盲ろう者にとって最も適切な言語並びに意思疎通の形態及び手段で、学問的及び社会的な発達を最大にする環境において行われることを確保すべきとしている国連障害者権利条約第 24 条²⁶の趣旨がどこまで保障さ

²⁶ 国連障害者権利条約第 24 条 3(c)「盲人、聾者又は盲聾者（特に盲人、聾者又は盲聾者である児童）の教育が、その個人にとって最も適当な言語並びに意思疎通の形態及び手段で、かつ、学問的及び社会的な発達を最大にする環境において行われることを確保すること。」

れているのかということが最大の関心事となる。その意味でも手話言語の法制化を通じて教育過程における手話言語の習得、手話言語による教育、手話言語を通じた意思の疎通が保障されるようにすることの必要性は大きい。

第3章 欧州における手話言語・手話言語通訳者・ろう教育をめぐる現状

1. 欧州の手話言語の法的認知状況

欧州ろう連合のマルク・ヨキネン (Markku Jokinen) 理事長 (右写真) は、手話言語フォーラムにおける講演²⁷で De Meulder 氏の論文「The Legal Recognition of Sign Languages」(Maartje 2015) をふまえて欧州における手話言語の認知的状況について以下のように4区分に整理して紹介している。



図表 9 手話言語フォーラムで講演する欧州ろう連合 Markku Jokinen 理事長 (写真左: 右隣の女性はウィーン大学の言語学者 Verena Krausneker 博士 (欧州議会にて日本視察団撮影))

① 憲法による認知

- ・フィンランド (1995 年、個人の言語と文化に関する権利第 17 節)
- ・オーストリア (2005 年、言語に関する第 8 条)
- ・ハンガリー (2011 年言語に関する H 条)
- ・ポルトガル (1997 年、教育に関する第 74 条)

② 一般的な言語法による認知

- ・ラトビア (1999 年、公用語法)
- ・エストニア (2007 年、言語法)
- ・スウェーデン (2009 年、言語法)

③ 手話言語法による認定

- ・スロバキア (1995 年、ろう者の手話言語に関する法律)
- ・スロベニア (2002 年、スロベニア手話言語の使用に関する法律)
- ・ベルギー、ワロン地方 (2003 年、手話言語の認知に関する法令)
- ・ベルギー、フランドレン地方 (2006 年、フレミッシュ手話言語の認知に関する法律)

²⁷ 2016 年 9 月 28 日欧州議会における手話言語フォーラム「Sign language recognition and sign language users across the EU (訳: 手話言語の認知と EU 全域の手話言語使用者)」での講演

- ・キプロス（2006 年、キプロス手話言語の認知に関する法律）
- ・カタルーニャ自治州（2010 年、カタルーニャ手話言語に関する 17/2010 法律）
- ・フィンランド（2015 年、手話言語法）

④ 他のコミュニケーション手段を含む手話言語法による認知

- ・チェコ共和国（2008 年、ろう者と盲ろう者のコミュニケーションシステムに関する 384/2008 年法）
- ・スペイン（2007 年、27/2007 法律）
- ・ポーランド（2011 年、手話言語およびその他のコミュニケーション手段に関する法律）

⑤ 国家言語委員会の権限に基づく法令等による認定

- ・デンマーク（2014 年に国家言語委員会の権限による法令で手話言語の公用語認知）
- ・リトアニア（1991 年、障害者の社会的統合法）
- ・ドイツ（2002 年、障害者平等法）
- ・ギリシャ（2002 年教育法）
- ・フランス（2005 年教育法）

マルク・ヨキネン理事長は、以上の手話言語の法律上の認知のあり方について、憲法で認めるところから、一般の法律に入れるところなど、さまざまであり、どういう法律に入れるかは国によってまちまちであると解説したうえで、憲法や手話言語に特化した言語法もしくは横断的な言語法による認知が望ましいと指摘している。教育法や労働法のような特定のテーマの法律の中で認知されるのは当該分野の中でしか認知されないことになり、立場が弱くなるのであまり理想的ではないというのが理由である。さらに、同氏は手話言語がまだ認知されていない国では、社会や政治家に対する働きかけが重要であり、そのために参考となるガイドラインのようなものを作ることの必要性を強調している。



図表 10 欧州における手話言語の法的認知の広がり
 (解説: 法制度上何らかの形で手話言語を認知している国を色付きで示している。
 Markku Jokinen 氏による整理をふまえて報告者が作成した。)

2. 欧州の手話言語通訳者をめぐる現状と課題

手話言語フォーラムでは、手話言語通訳者で AIIC 手話言語ネットワークのコーディネーター Maya De Wit 氏から欧州各国の手話言語通訳者の状況に関して、2000 年から現在に至るまで研究を続けてきた成果が発表された²⁸。その要点について紹介する。

2.1 手話言語通訳者の訓練プログラム・資格認定制度

欧州経済領域内で手話言語通訳者養成プログラムは 70 存在している一方で、

²⁸ 2016 年 9 月 28 日欧州議会における手話言語フォーラム「Sign language interpreting in EU Member States (訳: 現状: EU 加盟国における手話言語通訳)」での講演

養成制度がない国も7カ国ある。プログラムが設けられていても盲ろう者通訳向けの訓練プログラムを含まないものが14カ国ある。これらのプログラムのほとんどは3～4年の大学相当のBAコースに変更されているが、数か月のプログラムもある。

国がきちんと資格認定しているかどうかという点でも課題がある。資格認定制度を設けている国は欧州内で現在のところ7カ国だけで資格認定制度がない国がたくさんある。

2.2 手話言語通訳者の待遇・労働条件

フリーランスの手話言語通訳者が1時間の通訳時間で得ている報酬の平均は平均37ユーロである。ただし、この金額から税金、保険などが差し引かれる。

労働条件の変化については、過去4年で条件が悪化した国が6カ国で、理由は手話言語通訳に関する予算がないということであった。その中の国では対策として75%まで減らしているところもあるという。一方過去4年間で条件が改善した国は12カ国で、変化なしが14カ国であった。

2.3 手話言語通訳者サービス

15カ国では手話言語通訳者サービスについて予算が年度ごとに設けられていたが、19カ国では手話言語通訳者に関する規則や法律があるにもかかわらずその実施について確実な保証がなかった。

2.4 手話言語通訳者の育成をめぐる問題状況

同氏は以上のようにデータを整理する中で、以下のように述べ、ろう者の社会へのアクセス手段としての手話言語通訳者の重要性を強調する。

「ろう者にとっての社会へのアクセス（手段）とは教育や雇用、医療、裁判、余暇における手話言語通訳者（の存在）を意味しています。EUにおける教育や雇用におけるアクセスについて、政府がろう者に通訳サービスに対する権利を保障しなければ、手話言語通訳者も存在しないことになるでしょう（カッコ内は報告者による補足）。」

さらに、同氏は、手話言語はこの数年間で、EU各国内で認知されるようになっていて一方で専門家としての手話言語通訳者の認知は遅れていることを指摘

し、2012年に比べて2016年は手話言語通訳者がEU全体で17%増えているが、実際は確実な養成が行われているわけではない、と手話言語通訳者養成をめぐる現状を問題視する。

最後に、同氏は以下のように国境を超えて手話言語通訳者を利用できるようにするための環境整備の必要性を強調して講演を締めくくった。

「手話言語使用者が国境を越えて各地で手話言語通訳者を利用できるようにするには、国内そしてEU全体における手話言語通訳者を利用できる権利を保障することが必要であり、適切な訓練制度や専門性の認定、合理的な労働条件、適正な報酬の保障を通じて手話言語通訳者を増やすことが課題となるでしょう。」

Wit氏に続いて行われたハンブルク大学のChristian Rathmann教授の講演²⁹でも同様の指摘があった。同氏はろう者のモビリティ向上という観点からEU全体における手話言語通訳者の養成システムの向上の必要性を以下のように説く。

「聞こえるEU市民は自由に国境を越えて移動できますが、ろうのEU市民は例えばフィンランドに行って働きたいと思っても手話言語通訳者の確保が壁になり自由に移動できないという現実があります。こうした点で聞こえる者に比べて不平等となっています。ろう者もEU内を自由に動き回れるようにすることが重要です。しかし、手話言語通訳者の技術レベルや養成システムが各国によって異なっていることが課題です。だからこそ手話言語通訳者の養成システムカリキュラムをEU全体で均一に向上させていく必要があります。」

3. 欧州のろう教育をめぐる現状と課題

3.1 ろう教育に関する法制度・学校の状況に関する全体的な傾向

欧州ろう連合(M・Wheatley 他 2012)に掲載されている各国の情報の中で、教育制度やろう学校に関する記述部分を抜粋して要約したうえで図表11に掲載した。しかし、情報量が十分ではない上に断片的であるため、これらの情報だけで各国のろう教育政策について分析することは困難である。ただ、全体的な傾向として、手話言語に関して法制度上何らかの形で認知がなされている国では、教育政策においても手話言語に対して肯定的な取り扱いをしていることは

²⁹ 2016年9月28日欧州議会における手話言語フォーラム「Professional sign language interpreting at EU and international level (訳：現状：EUや国際レベルにおける専門的手話言語通訳)」での講演

認められよう。例として、手話言語を憲法上認知しているポルトガルではバイリンガル教育の中でも手話言語を第一言語として優遇する扱いを示しているほか、一般的な言語法で手話言語を認知しているスウェーデンでも、手話言語で指導を受ける生徒は手話言語を優先し、スウェーデン語を第二言語とする扱いをしている。同様に手話言語法で手話言語を認知しているラトビアは小学校以降の教育過程における手話言語通訳者の配置について内閣による規則を設けている。デンマークやエストニアが手話言語の使用を含む配慮について教師の責任を明確にしている点も注目される。

図表 11 各国のろう教育にかかわる法制度・教育の状況

オーストリア 小学校の授業やプレスクールでは、保護者や教師による地域的な取り組みでバイリンガルアプローチが用いられることもあるが、ろう学校ではバイリンガル教育を実施していない。	ギリシャ 教育法は、ギリシャ手話言語はろう及び難聴の生徒の言語であるとしたうえで、ろう学校の教師に手話言語を理解することを要求している。しかしながら、現在、大部分の教師は手話言語を理解していない。
ベルギー：フランダース地方 教育法で小学校におけるフレミッシュ手話言語教育に関する発達目的を説明している。 平等な機会及び平等な取り扱い政策に関する枠組みの設置に関する法律に関連して、授業中の手話言語通訳について争われた事案の判決が 2011 年に出た。同判決は授業時間の最低 70%について手話言語通訳を受ける権利を 4 人の児童に対して認めている。 ベルギー：ワロニア地方 メインストリーム教育におけるろう児の手話言語による教育に関する政令が 2006 年に承認された。また、2004 年の特別教育の整備に関する法令ではプレスクールから中学校教育まで手話言語に親しむ一定の時間を見込んでいる。	ポルトガル 教育に関する法律で、児童及び両親はバイリンガル教育を選択できるが、ろう児はバイリンガル教育を実施している学校が優先されるとしている。そして、第一言語としてポルトガル手話言語を発達させることとされ、それゆえに、プレスクール、小学校はもちろん中学校に在籍しているろう児・生徒は他のろう児・生徒と同じ集団で過ごさなければならないとしている。さらに、バイリンガルの授業ではポルトガル手話言語のろう教師を配置するものとしている。
スウェーデン 学校法及び特別学校に関する法令は教育教科に手話言語を包含している。小学校に関する法令では、手話言語で指導を受ける生徒は第二言語としてスウェーデン語を学ぶものとしている。さらに、同法は少なくとも特定の言語を選択する生徒が校内に 3 名以上いる場合は手話言語も含む母語による指導を用意するように学校に要求している。中学校に関する法令では、聴こえる学生が選択できる外国	スロバキア ろう者の手話言語に関する法律により、ろう者は手話言語による教育の権利を保障されている。ただし、この手話言語法が制定される以前の 1990 年の教育法により、同一の規定でろう児と盲児は手話言語や点字による教育の権利がすでに保障されていた。最新の 2008 年の法律では、ろう児を盲児から分けて独立した規定を設けて手話言語による教育の権利を保障している。ろう学校では、手話言

語としてスウェーデン手話言語をリストに載せている。2011年に施行された大学に関する法令では、手話言語を教科教員の訓練プログラムの中で学べるようにしている。	語や口話、バイリンガルアプローチ、さらにはすべての組み合わせといった様々な教育方法が用いられている。
<u>ブルガリア</u> ろう児の教育は一般校で提供されており、授業には手話言語が用いられるが、学校の公的方針として手話言語使用が保障されているわけではない。	<u>キプロス</u> ニコシアにある唯一のろう学校では、教育アプローチとして手話言語を主に用いているわけではない。
<u>ラトビア</u> 内閣による2011年規則で、小学校、中学校、職業学校、高等教育プログラムにおける手話言語通訳時間および手配手続きについて規定するとともに、ラトビアろう協会の政府による予算の範囲内で手話言語通訳サービスの提供者に指定している。	<u>リトアニア</u> 教育大臣は、ろう者に対するバイリンガル教育アプローチに関する政令を2007年に出している。この政令は、手話言語を含むバイリンガル教育について述べ、それが幼児期から必要なコンセプトであるとしている。
<u>チェコ共和国</u> 法律でろう者及び盲ろう者が手話言語を通して学ぶ権利と手話言語を学ぶ権利を保障している。	<u>マルタ</u> 教育はもっぱら口話で実施されており、ろうの生徒向けのカリキュラムには組み込まれていない。
<u>デンマーク</u> 小学校教育に関する法令で、ろう児は手話言語による教育の権利を保障されており、デンマーク語と手話言語が対等に利用されるべきとしている。手話言語の使用を保障する責任は教師に課せられている。高等教育における特別な教育上の支援に関する法律では、ろう者に教育上の支援を提供し、他の生徒と同等の条件でコースを受講できるようにしている。	<u>アイルランド</u> 教育法はアイルランド手話言語を言語として認知していないが、本人の能力とニーズにふさわしい適切な教育の質を保障するために、手話言語通訳サービスを含むサポートサービスが利用できるようにしなければならないとしている。また、同法は教育機関に対し、アイルランド手話言語による教育を提供することを推奨している。
<u>エストニア</u> 学校法は学習環境に関して取られるべき調整の内容として、手話言語および他の代替的なコミュニケーション手段を教師がとるべきことに言及している。同国にはろう学校が2校あり、一方はバイリンガル教育を、他方は口話教育手法を採用している。	<u>オランダ</u> 教師向けの訓練コースの一つに、オランダ手話言語通訳者トレーニングがある。
<u>フィンランド</u> 基礎教育法は、指導で手話言語を用いることとし、さらに、教師はろうの生徒に指導するために手話言語の適切なスキルを持つことが必要であるとしている。同国では、ろうの生徒は手話言語で大学入学試験を受験することが許容されている。	<u>ポーランド</u> 教育は大部分がインクルーシブとなっている。ろう学校の数には減少していないが、両親の選択によりろう学校に在籍する児童の実数はこの数年間で減少している。カリキュラムの一環としてポーランド手話言語を使用する学校はごく少数であり、大部分はシステム手話を使用している。
<u>フランス</u>	<u>ドイツ</u>

教育法は生徒が手話言語で教育を受ける権利を与えている。同法は、バイリンガルコミュニケーション（手話言語、フランス語）もしくはフランス語を選択する自由を若年のろう者の権利として保障している。	教育は連邦法ではなく州法の管轄事項となるため、ドイツ手話言語は全国的な法制度の領域では言及されていない。それゆえ、教育方法は州によって異なり、完全な口話教育からバイリンガル教育までである。
---	---

3.2 欧州のろう教育をめぐる実態

前節では各国のろう教育をめぐる法制度・ろう学校の状況を紹介したが、実態には触れられていない。この点、EUDのMark Wheatley 事務局長に対するインタビューを通して、欧州の一部の国におけるろう教育の実態が把握されたので以下に紹介する。

① フィンランド

ろう児はろう学校ではなく地域の学校に入学する。ろう児のために聞こえる者とろう者の教師、さらに2名の手話言語通訳者が配置される。聞こえる教師が声で話すときに、ろう児は手話言語通訳者の通訳を見ながら学ぶ。文章の意味が分からないときに、ろうの教師がサポートする。

② ベルギー

ろう学校が減少傾向にある中、ほとんどのろう児は知的障害・自閉症・身体障害・重複障害を対象とした学校に入学する。ろう児には手話言語通訳者が配置されるようになっているが、親の情報量に左右される状況が見られる。例として、聞こえる親が手話言語通訳に関する情報を十分にもっていない場合、手話言語通訳者をつけてあげられないことがある。一方、手話言語通訳が配置されれば学習面では問題が解消されるが、同級生が数人だけでコミュニケーション量が少なくなるという課題がある。

一方で、地域の学校の生徒が、多様な世界について学ぶことを目的とした特別授業の中でろうの指導員から手話言語を学ぶプロジェクトが実施されており、彼らが手話言語を学ぶことでろう児ともコミュニケーションがとれるようになっているということである。

③ フランス

地域の学校の中に難聴者学級のようなクラスが設けられており、ろう児は科目によって一緒に学んだり別々に学んだりしている。ろう児のグループの中で手話言語によりスムーズにコミュニケーションができることがメリットとなっている。

④スウェーデン

バイリンガル教育が揺らいでいる原因として、人工内耳装用者の増加でろう者の人口が減少し、インテグレーションする児童が増加していること、政府が国連障害者権利条約に従ってインテグレーション教育を推し進めていることがある。

以上のように確認された範囲では、ろう児は他の種別の障害児と統合された学校か地域の学校へ入学する傾向が認められる。その背景として、Wheatley 事務局長は「障害者権利条約の第 24 条で分離教育ではなくインクルーシブ教育を進めるべきだと規定されていることに各国が従っている」ことを指摘している。

前節における各国の状況でも見られたようにインクルーシブ教育の中で手話言語通訳者の配置によりコミュニケーションを補完する対策が講じられるようになっていく。しかしながら、ベルギーやフィンランドの例にみられるように、学校生活の場が地域の学校や他障害者との統合校へ移行していく流れの中で、ろう者集団の中で手話言語という母語によるコミュニケーション機会の確保が課題となっているように見受けられる。ろうの教師を聞こえる教師とともに配置する方法をとっているフィンランドの取り組みに関して、こうした方法により手話言語という母語によるコミュニケーション機会をどこまでカバーできているのか、今後の動向が注目される。

第4章 手話言語推進をめぐる欧州の階層的な取り組み

1. EU（超国家的組織）～2人のろう政治家の先導的な取り組み～

1.1 EUで先導的役割を果たす2人のろう欧州議会議員の新たな挑戦

EUにおける手話言語推進をめぐる取り組みにおいては、アダム・コーシャ（Ádám KÓSA）議員とヘルガ・スティーブンス（Helga Stevens）議員という2人のろうの議員による先導的な働きを抜きに語ることはできない。2009年の欧州議会選挙でろう者として初当選したコーシャ（Cosa）氏は第2章の「3.2 少数言語保護政策における手話言語」で紹介したように、手話言語の公的認知を欧州委員会に要求する自発的発議を実現させたばかりでなく、2013年にも同議員等の尽力により「欧州議会が75万ユーロを割り当て、EU機関においてろう者と聞こえる者が手話や通訳などを通じたコミュニケーションを円滑に行うための視聴覚機材を設置することが決定」（EU Mag2013）するなど当選1期目ながらも大きな存在感を発揮した。

2014年5月に欧州議会議員選挙で初当選したばかりのスティーブンス（Stevens）議員も、当初から積極的な動きを見せ、コーシャ（Cosa）議員とともに欧州議会に働きかけて徐々に議会内のろう者を対象としたバリアフリー化を進め、議会内の各委員会では障害者に関するテーマの討議に参加するろうの議員のために、国際手話（International Sign）もしくは母語の手話言語通訳者と字幕表示装置を配置できるようにしたり、議会を見学するろう者のために手話言語通訳者を配置できるようにしたりしている³⁰。

さらにスティーブンス（Stevens）議員は、今回、先駆的な試みとして各手話言語による通訳者を活用した手話言語フォーラムを企画して実現させた。欧州議会ではこれまでに1988年、1998年の手話言語に関する決議が出されていることは上述のとおりである。これらの決議に続く新たな決議「手話言語および専門的手話言語通訳に関する決議」の採択を目指して、同議員はコーシャ（Cosa）議員やEUDの協力も得て2016年9月28日に欧州議会で「EUにおける多言語主義と権利の平等：手話言語の役割」手話言語フォーラムを開催した。

わが国の手話言語法制定運動に大きな関心を寄せるスティーブンス（Stevens）議員やコーシャ（Cosa）議員のご招待をいただいていたことから、我々視察団は欧州における手話言語の認知をめぐる現在の動向を把握する目的も兼ねて出席した。本節ではこのフォーラムに焦点を絞って報告する。

1.2 手話言語フォーラムの概要

³⁰ 2016年9月27日日本視察団によるÁdám KÓSA欧州議会議員インタビューより

フォーラムの目的について主催者であるスティーブンス（Stevens）氏は主催者挨拶で以下のように語っている。

「言語的多様性という考え方があります。音声言語は多様であるというイメージを持っています。しかし、手話言語も音声言語と同様に多様性を持った言語であるという考え方を打ち出す必要があります。

通訳者といえば音声言語の通訳者というイメージがあります。手話言語通訳者も音声言語通訳者と同等の地位が認められなければなりません。手話言語通訳者の仕事は非常に大変であるにもかかわらず相応の扱いを受けていません。賃金格差もあります。彼らの立場を音声言語通訳者と同列の地位にまで高める必要があるのです。」（2016年9月28日手話言語フォーラムにおけるヘルガ・スティーブンス（Helga Stevens）議員による主催者挨拶より）



図表 12 手話言語フォーラムで主催者として挨拶する Helga Stevens 欧州議会議員
（欧州議会にて日本視察団撮影）

スティーブンス（Stevens）議員が述べるように、このフォーラムでは音声言語と同列の言語としての手話言語の多様性をアピールすること、そして、音声言語通訳の専門家の整った境遇に比して均質ではない手話言語通訳者の境遇に対する関心を高めることが目的とされていた³¹。

フォーラムのメインとなる報告では、欧州における手話言語の認知状況、欧州議会において採択された 1988 年及び 1999 年の手話言語に関する決議の意義、EU における専門的な手話言語通訳者養成をめぐる現状と課題、欧州議会における手話言語通訳の現状と課題といったテーマを中心に、ろう当事者団体、欧州委員会及び欧州議会事務局のスタッフ、手話言語学研究者、通訳者といった様々な立場の報告者から発表があった³²。最後に新しい決議に賛同する 60 人超の欧州議会議員によるスピーチで締めくくられたが、こうしたフォーラムの様子は

³¹ 手話言語フォーラムパンフレット「Multilingualism and equal rights in the EU: the role of sign languages」より

³² これらの報告の一部は第 3 章で紹介している。

インターネットを通じて世界に発信されている。

ろう当事者団体、研究者、専門家、通訳者、政界関係者など様々な立場にある者が 832 名(EUD 発表)参加したが、手話言語が音声言語と同様の言語的多様性を持つことをアピールするというフォーラムの趣旨により、従来の国際会議のように国際手話言語通訳はあえて用いられなかった。その代りとして日本手話言語も含む 32 の手話言語通訳者及び音声言語通訳者が総勢 145 名配置され、それぞれの手話言語および音声言語で通訳が行われた。こうした配慮に加え、音声文字変換（字幕）、点字プログラム、遮音室、磁気ループなど「先例のないレベルのアクセシビリティ」（同フォーラムパンフレットより）が用意された。

1.3 各国の手話言語による通訳の実施

従来のろう者関係の国際会議では国際手話（International Sign）が主要な通訳言語であったが、今回のフォーラムではインターネット公開用映像上で国際手話言語通訳の画面が表示されたのみで会場には配置されなかった。メイン会場では日本手話言語を含む 32 の手話言語グループごとに座席が区分された上で、それぞれのグループに対応する手話言語の通訳者が配置され、これまでの国際会議における史上最多となる 32 の手話言語による同時通訳が展開された。

通訳方法の流れとしては、第 1 段階として話者の手話言語もしくは音声言語が 24 の音声言語に翻訳され、続く第 2 段階でそれらの音声言語が 32 の手話言語に翻訳されるというものである。この段階ではろう通訳者もフィーダーの手話言語通訳とコンビを組んで通訳を行っている。なお、日本視察団の通訳者席には、国際手話（International Sign）を日本手話言語に翻訳するろう者通訳のために国際手話（International Sign）と字幕が話者の映像と同時に表示されるモ



図表 13 会場に勢揃いする 32 言語の手話言語通訳者（左手前に立っている人物はろう通訳者：右手前のヘッドフォンをつけた女性がフィーダー：日本視察団撮影）

ニターが特別に配置された。



図表 14 欧州各国の手話言語通訳者とともに日本手話言語のろう通訳を行う川上氏。欧州議会史上初の日本手話言語による通訳である。(日本視察団撮影)

1.4 多言語手話言語通訳の意義と今後の見通し

32 の手話言語の通訳者が一堂に会して通訳を行うシーンは壮観であり、日本視察団に限らず各国の参加者の感動を誘っていた。さらに、フォーラムでの発言者の多くが自分の母語である手話言語もしくは音声言語で発言できることの喜びを隠さなかった。その背景には国際手話（International Sign）の限界に対する認識がある。Christian Rathmann 教授の講演でもそのようなくだりがみられた。

「国際手話（International Sign）を使えばいいのではないかという見方がありますが、国際手話（International Sign）では完全な EU 市民として参加するために必要となる情報への十分なアクセスと詳細な内容の情報を提供することは困難です。」（同上手話言語フォーラムにおける同教授の講演より）

こうした意味からも手話言語の多様性という観点から各国の手話言語による通訳の重要性のアピールを狙ったスティーブンス（Stevens）氏の挑戦は大きな意義を持つものであった。

今後の見通しとして、このフォーラムで署名された「手話言語および専門的手話言語通訳に関する決議」は年末の欧州議会に提出されることになっている。EUD は、この決議が「EU の全加盟国における手話言語の完全なる認知に向けた強力な推進力となり、既存の国家・地域による法律および実務の見直しにつながる」ことへの期待を表明する³³。さらに EUD は以下のように続ける。「このような方法でのみ、手話言語通訳者を取り巻く状況を改善すること、そして、経験の浅い通訳者の適切なトレーニングを確保することが可能であり、ひいては欧州のろう者も聞こえる者と対等な地位で生活全般に完全に参加できるようになるのである。」³⁴



図表 15 EU 議員と手話言語通訳者等関係者の記念撮影：舞台上前列にフォーラムを主導した Helga Stevens 氏と Ádám KÓSA 氏の姿が見える。（欧州議会にて日本視察団撮影）

2. 欧州ろう連合（広域連合運動組織）

～ろう者の政治的発言力の向上に向けた精力的な取り組み～

2.1 欧州ろう連合（EUD）の概要

2015 年に創立 30 周年を迎えた欧州ろう連合（以下、EUD）は欧州における

³³ EUD News, *Multilingualism and equal rights in the EU: the role of sign languages*, (オンライン), <http://www.eud.eu/news/multilingualism-and-equal-rights-eu-role-sign-languages/> (アクセス日 2016 年 10 月 24 日)

³⁴ EUD 同上

ろう者の公的・私的生活における平等を獲得するため、各国固有の手話言語を使用する権利の認知、情報及びコミュニケーションを通じたエンパワーメント、そして教育及び雇用の場における平等を目指して活動している。EU に属する 28 カ国に EU 非加盟国のアイスランド、ノルウェー、スイスを加えた 31 カ国のろう者協会を擁する、欧州レベルで手話言語使用者を代表する唯一の超国家的非政府組織として、EUD は EU 諸機関や欧州評議会（CE）、欧州障害フォーラム（EDF）、世界ろうあ連盟（WFD）、欧州手話言語通訳者フォーラム（efsl）、ろう青年の欧州連合（EUDY）、欧州盲ろう者連合（EDbU）といった様々な国際的アクターと連携しながら活動に取り組んでいる。

EUD は 5 人の理事と事務局長 Mark Wheatley 氏を含む 7 人の職員からなる小規模な組織ではあるが、その活動は多方面にわたっている。近年の取り組みとしては、2014 年に欧州議会議員選挙が実施されたこともあり、欧州議会議員との関係構築に関するものが目立つほか、欧州委員会との連携によるプロジェクト、ろう者の人権状況をめぐるデータの収集、国連障害者権利条約の委員会への参加、EU 諸機関における障害者政策関連の会合への出席など、とくに障害者政策関連の領域における活動が顕著となっており、ろう者の政治的発言力の向上を狙いとしているように見受けられる。以下、その活動内容について紹介する。



図表 16 インタビューに応じる EUD の Mark Wheatley 事務局長（EUD オフィスにて日本視察団撮影）

2.2 欧州議会議員との積極的な関係構築

EUD は、ろう者が EU 条約で保障された EU 市民権を十分に行使できるようにするために、彼らが選挙のプロセスに参加できるようにすることを重視している。2014 年 5 月に欧州議会選挙が実施されることを照準において、EUD はマニフェスト運動を 2013 年に開始した。この運動は、多くの欧州議会議員のウェブサイトやソーシャルメディアのアクセシビリティ向上を目指す選挙マニフェストを作成し、各国の加盟団体と協力して欧州議会議員に下記の項目を満たすように働きかけるものである。

- ・選挙用のウェブサイトやソーシャルメディアサイトの少なくとも1ページを手話言語に翻訳すること
- ・選挙用のウェブサイトやソーシャルメディアサイトに掲載されている音声を含む動画の少なくとも一つに字幕を付けること
- ・手話言語通訳者の配置をするかもしくは音声を文字に変換するように配慮した会議またはイベントを少なくとも一つ実施すること
- ・地元選挙区において、ろう者がより望ましいコミュニケーション方法を十分に利用できるように配慮した公開の市民集会を少なくとも一つ開催すること
- ・欧州委員会によるビデオ手話言語通訳に係る試行事業を利用してろう者の市民と少なくとも1回コミュニケーションをとること

この取り組みは結果として、90名以上の欧州議会議員からマニフェストへの賛同・署名を得ることに成功している。なお、2014年4月の欧州議会選挙では5人のろう者が立候補し、アダム・コーシャ（Ádám KÓSA）氏とヘルガ・スティーブンス（Helga Stevens）氏の2名が当選している³⁵。

EUDはこの両者と連携するだけでなく、各国の加盟団体と連携して多くの聴こえる欧州議会議員と積極的に接触し、ろう者にかかわる問題への取り組みを働きかけている³⁶。

Wheatley 事務局長によれば、EUDは欧州議会にヨーロッパ代表として参加しており、新しい法律が制定されたときに手話言語やろう者に関して問題がないか内容のチェックをしているという。



図表 17 署名されたマニフェストを手にする欧州議会議員と Markku Jokinen EUD 理事長（出典：EUD ウェブサイト：<http://www.eud.eu/news/update-european-elections-campaign3/>）

³⁵ EUD による欧州議会選挙のろう候補者の紹介：<http://www.eud.eu/news/deaf-candidates-european-parliament/>および選挙結果の報告：<http://www.eud.eu/news/european-elections-update1/>（アクセス日 2010 年 10 月 9 日）

³⁶ EUD の機関紙「IMPACT REPORT」では、Ádám KÓSA 氏と Helga Stevens 氏の 2 名に関する記事を除いても、選挙マニフェスト運動の成果に関する報告の他、2013 年度版の欧州議会副議長に対するインタビュー記事「INTERVIEW WITH VICE-PRESIDENT VIVIANE REDING」や 2015 年版における各国加盟団体による 42 人の欧州議会議員との会合に関する記事「MEETINGS WITH THE MEPS」など欧州議会議員との接触に関する報告がみられ、欧州議会議員に対する積極的な姿勢がうかがえる。同機関紙は EUD ウェブサイト経由でも入手可能である。入手先：<http://www.eud.eu/publication/impact-reports/>（アクセス日 2016 年 10 月 23 日）

2.3 欧州委員会との連携によるプロジェクト

EUD の運営資金のうち約 8 割を欧州委員会からの助成金が占めており、同委員会による財政上の援助は EUD にとってなくてはならないものとなっている。また、EUD は欧州委員会からの資金的なバックアップを受けて各種のプロジェクトを打ち出している。近年のプロジェクトでは、欧州委員会から約 73 万ユーロ³⁷の助成金を得て 2013 年～2014 年の間に実施された「Insign」と題するプロジェクトが挙げられる。同事業は 1 年間の試行事業で、ろう者・難聴者が Web 上の手話言語通訳・同時字幕サービスを経由して欧州の政治家や



行政関係者とコミュニケーションが取れるようにすることで彼らのエンパワーメントを図ろうとするものであり、欧州内のビデオ手話言

図表 18 Insign による手話言語通訳中継サービスのイメージ (EUD のビデオニュースをもとに筆者作成)
ビデオの出典 : EUD ウェブサイト
<http://www.eud.eu/news/insign-project-demonstration-event/>

語通訳会社や通訳者団体、学術研究機関との連携のもとに実施された。現在は継続されていないが、行政関係者のみならず政治家に対するろう者のアクセス向上を図ろうとするものとして興味深い試みである。

現在、実施中のプロジェクトとしては、EUD を含む 17 の団体で取り組まれている「NEXES」プロジェクトがあり、IP 通信機器と相互運用性を統合した次世代緊急サービスの研究開発の促進を通じて通報者の所在地の補足を可能とするなど障害者や特別なニーズを持つ者を含む市民にメリットをもたらすことが期待されている。なお、同プロジェクトには欧州委員会より 600 万ユーロ³⁸の補助金が支給されている。EUD はこうした EU からの財政上の支援を活用して先進的なプロジェクトを展開している。

2.4 ろう者の人権状況をめぐるデータの収集と書籍の出版

³⁷ 日本円で 1 ユーロ＝110 円で換算した場合約 8 千万円。

³⁸ 日本円で 1 ユーロ＝110 円で換算した場合約 6 億 6 千万円

国連の障害者権利条約を EU が採択してから、ろう者の問題に関する同条約上の取り組みに関するデータの乏しさを認識するようになった EUD は数年かけて国連障害者権利条約上の問題に関して多角的な観点から収集されたデータの評価と分析に取り組み、その結果に関するレポート「2013 UNCRPD REPORT (訳：2013 年 国連障害者権利条約に関するレポート)」³⁹を 2013 年に欧州議会で公表し、その後も各地で調査結果に関するプレゼンテーションが実施されている。同レポートは国連の障害者権利条約上のろう者にかかわりの深い規定に関する分野を中心に、ろう者及び難聴者が直面しているバリアや必要とされている配慮内容について具体的なデータを把握することが可能である。

また、EUD は各国の加盟団体から収集した新しいデータをもとに「SIGN LANGUAGE LEGISLATION IN THE EUROPEAN UNION (訳：欧州における手話言語の法制化)」の第 2 版を出版している。初版が出てからわずか 2 年で新版を重ねている。

さらに、ろう者の市民に関し、国連の障害者権利条約上の実施に貢献すること、また同条約の実施をめぐって可能な解釈を提示することを目的として「UNCRPD IMPLEMENTATION IN EUROPE-A DEAF PERSPECTIVE (訳：欧州における国連障害者権利条約の実施 - ろう者の視点から)」と題する本を、障害者権利条約の第 27 条（労働及び雇用）、第 29 条（政治的及び公共的活動への参加）、第 33 条（国内における実施及び監視）の各条項に関する分冊という形で出版している。

以上のように近年の EUD は EU による障害者権利条約の批准以来、データの収集や既存データのアップデートを進めるとともに、国連障害者権利条約に関してろう者の視点を基軸とした解釈論を打ち出すことにより、同条約の実施においてろう者が置き去りにされないように取り組んでいるとみることができる。このような EUD におけるデータ重視の姿勢は、Wheatley 事務局長の取材における以下の発言からも窺い知ることができる。

「EUD、人工内耳協会、EU 難聴者協会、盲ろう者協会、欧州ろう青年連合、ろう児の親の会で意見交換をしています。時々意見が合わないこともありますが、お互いにリスペクトしながら意見交換しています。皆で考え方を一致させているのはヨーロッパ内の情報データを集めることです。問題は、加齢によって失聴した高齢

³⁹ 同レポートは以下のサイトより入手可能である：

http://www.eud.eu/files/5714/5459/9615/EUDUNCRPDWWW_1.pdf（アクセス日：2016 年 10 月 10 日）

難聴者・中途失聴者もデータに含まれてしまい、手話言語に関する正確な状況を把握できなくなってしまうことです。人工内耳や難聴者についても同様の状況があり、実態があいまいとなっています。その実態を明らかにするために（政府と）交渉しているところです（カッコ内報告者による補足）。」

3. ハンガリーろう者・難聴者協会（国内運動組織）

～ハンガリー手話言語法施行後の状況と同協会の取り組み～

3.1 Ádám KÓSA 欧州議会議員インタビューの経緯

ハンガリーでは「ハンガリー手話言語およびハンガリー手話言語の使用に関する 2009 年法律（以下ハンガリー手話言語法）」が 2009 年 11 月 9 日に制定された⁴⁰。

同法における主要な規定は以下のとおりである。

- ① ハンガリー手話言語の言語的地位の認知、ろう者及び盲ろう者によるハンガリー手話言語の使用並びに特別なコミュニケーション方式の使用の保障、政府負担による手話言語通訳サービスの利用の保障（第 1 条）
- ② 法律の目的（用語の定義）（第 2 条）
- ③ ハンガリー手話言語の独立した自然言語としての認知及びハンガリー手話言語を使用する国民の手話を使用し、発展させ、保存する権利の保障（第 3 条）
- ④ 政府による手話言語通訳サービスの提供（第 4 条）
- ⑤ ろう者および盲ろう者の手話言語等の学習・使用機会の保障（第 11 条）
- ⑥ 手話言語もしくはバイリンガルによるろう児の教育（第 12 条・第 13 条）
- ⑦ バイリンガル教育及び聴覚口話法教育に関する保護者への情報提供（第 14 条）
- ⑧ 手話言語通訳の提供による公共サービスへの平等なアクセス（第 15 条）
- ⑨ ろうのハンガリー国会議員及び欧州議会議員の手話言語通訳を受ける権利（第 19 条・第 20 条）
- ⑩ 刑事訴訟手続きにおける手話言語通訳者の提供（第 24 条～第 26 条）
- ⑪ 公共サービスおよび国営テレビ放送におけるハンガリー語字幕もしくは手話言語通訳の提供（第 30 条）。

さらに、同法第 31 条では上記各規定の施行期日が以下のように定められている。

⁴⁰ ハンガリーにおける手話言語法採択に至るまでの経緯については全日本ろうあ連盟（2012）を参照

Section 31

- (1) This Act, with the exception of the provisions contained in Subsections (2) and (3), shall enter into force as of 1st July 2010.
- (2) Section 1, Paragraphs a)-e) of Section 2, Sections 3-7, Section 9, Subsections (3) and (4) of Section 10, Section 11, and Sections 15-29 shall enter into force as of 1st January 2011.
- (3) Paragraphs f) and g) of Section 2 and Sections 12-14 shall enter into force as of 1st September 2017.

第 31 条

- (1) 当該法律は、次の(2)項及び(3)項に関する規定を除き、2010 年 7 月から施行する。
- (2) 第 1 条、第 2 条の a)-e)段落、第 3 条-第 7 条、第 9 条、第 10 条の(3) および(4)項、第 11 条、第 15 条-第 29 条は 2011 年 1 月 1 日から施行する。
- (3) 第 2 条の f)および g)段落、第 12 条 - 第 14 条は 2017 年 7 月から施行する。

この規定によれば、同法の主要な各規定の施行期日は以下のように 3 段階に区分される。

①2010 年 7 月～

- ・ろう者および盲ろう者の手話言語等の学習・使用機会の保障（第 11 条）
- ・ろうのハンガリー国会議員及び欧州議会議員の手話言語通訳を受ける権利（第 19 条および第 20 条）
- ・刑事訴訟手続きにおける手話言語通訳者の提供（第 24 条～第 26 条）
- ・公共サービスおよび国営テレビ放送における字幕もしくは手話言語通訳の提供（第 30 条）

②2011 年 1 月 1 日～

- ・ハンガリー手話言語の言語的地位の認知、ろう者及び盲ろう者によるハンガリー手話言語の使用並びに特別なコミュニケーション方式の使用の保障、政府負担による手話言語通訳サービスの利用の保障（第 1 条）
- ・ハンガリー手話言語の独立した自然言語としての認知及びハンガリー手話言語を使用する国民の手話言語を使用し、発展させ、保存する権利の保障（第 3 条）
- ・政府による無料の手話言語通訳者サービスの保障（第 4 条）
- ・手話言語通訳の提供による公共サービスへの平等なアクセス（第 15 条）

③2017 年 7 月～

- ・手話言語もしくはバイリンガルによるろう児の教育（第 12 条・第 13 条）
- ・バイリンガル教育及び聴覚口話法教育に関する保護者への情報提供（第 14 条）

なお、ハンガリーろう・難聴者協会（以下 SINOSZ）会長で欧州議会議員でもある（アダム・コーシャ）Ádám KÓSA 議員は 2015 年 3 月 25 日に東京で行った「欧州およびハンガリーの手話言語法」と題する講演⁴¹で、ハンガリー手話言語法の施行に関して「障害のある児童を持つ親のための情報パック⁴²」が準備中であることを明らかにしている。

同法施行後における上記の施行期限をふまえた具体的な実施状況および「障害のある児童を持つ親のための情報パック」をめぐる現在の動きを把握するため、ベルギーの首都ブリュッセルの欧州議会においてアダム・コーシャ（Ádám KÓSA）議員に対するインタビューを実施した。インタビューでは上述の主要な取材対象項目のほか、同氏が欧州議会議員でもあることから、EU 機関におけるろう者に対するバリアフリーの状況や EU による手話言語法制定の可能性に関する見解も併せて伺った。

インタビューの要点は下記の 5 点に整理される。

- ・ハンガリー手話言語法の全体的な実施状況
- ・バイリンガル教育をめぐる動向
- ・障害のある児童を持つ親のための情報パックをめぐる動向
- ・ろう学校における手話言語を使用可能な教員の配置促進のあり方
- ・EU における手話言語法制定の可能性

以下、それぞれの内容について述べる。

⁴¹ 同氏の講演スライドは以下のアドレスより入手可能：

<https://www.jfd.or.jp/info/2014/20150325-cosa-pres-ja.pdf>

⁴² 情報パックの意義について、全日本ろうあ連盟（2012）に掲載されている「欧州ろう連盟事務局長（Mark Wheatly 氏）及び欧州議会議員（Ádám KÓSA 氏）へのインタビュー記録」で Cosa 氏は次のように述べている。「現況では、医師は人工内耳を強く勧めており、無料で人工内耳の埋め込み手術が出来る、確実に聞こえるようになるといったような情報を提供するわけで、親はもちろんそれを信じ、人工内耳埋め込み手術の選択をするわけですね。そうではなくて、あらゆる情報、人工内耳だけでなく、手話言語、手話言語通訳など様々な情報を同時に提供して、親がより良い方法を選択すること、これが大切だと思います。」

3.2 ハンガリー手話言語法の全体的な実施状況

2010 年からサービス提供が義務付けられている手話言語通訳サービスについては問題なく実施されている。手話言語教育も来年から始まることになっており、一般校に在籍するろう児が手話言語学習を要望すれば手話言語教育を受けられるようになる。字幕もしくは手話言語通訳を付したテレビ放送は 2010 年に 1 日当たり 2 時間としてスタートし、その後 1 年ごとに 2 時間ずつ増やされ、今では 100%になっている。こうした国の取り組みについては SINOSZ との連携のもとにスムーズに進んでいる。ここまでできたのも施行期限が設けられていたからだとコーシャ（Cosa）氏は強調する。



図表 19 Cosa 議員（右から 2 人目）と情報交換する日本視察団（左から石橋理事、久松事務局長、手話言語通訳担当の川上氏）

3.3 バイリンガル教育をめぐる動向

3.3.1 研究チームによる研究成果の積み重ね

バイリンガル教育のシステムについて研究している国のトップ研究機関の研究チームで、2017 年から施行されるバイリンガル教育に備えてこの 2 年間研究が行われている。この研究チームの所長とは SINOSZ と 20 年以上の関係がある。研究は、早期教育・手話言語教育・バイリンガル教育の順に進められている。現在はハンガリーの手話言語に関する研究が実施されており、社会言語学の観点によるろう者を対象としたインタビューや教育に活用することを目的とした手話言語のコーパスの作成作業が進められている。

研究成果として、ひとたび手話言語を習得すればその後の読み書き能力はスムーズであることが示されたほか、250 人のろう者を対象として 1 人あたり 4 時間かけて実施されたインタビュー調査では、手話言語による教育の希望や彼らが直面している生活上のバリアや差別、労働面の問題などが明らかにされた。

3.3.2 政府によるバイリンガル教育に関するワーキンググループ

政府は 2014 年にバイリンガル教育に関するワーキンググループを設けたが、そこで上述の研究チームによる研究成果が役に立つことになる。会合が 5 回程

度実施されたが、その中でハンガリーろう・難聴者協会（以下、SINOSZ）を含むバイリンガル教育を主張するグループと口話教育を推すグループの対立があった。SINOSZ はバイリンガル教育の研究に取り組んでいた研究チームの研究成果をふまえて口話教育の問題点を指摘した結果、政府は最終的にバイリンガル教育を採用した。

コーシャ（Cosa）氏は、「意見の食い違いはあってもとにかく情報を提供することが大切です。研究チームが出してくれた事実・証拠が効果的でした（傍線は報告者による）。」と振り返る。

3.3.3 地域の学校におけるバイリンガル教育の展開への期待

現在、ハンガリーでバイリンガル教育は特別教育制度の枠内に入っているが、バイリンガル教育に関する手話言語法上の規定が施行された後は、必ずしもろう学校だけではなく、地域の学校でもバイリンガル教育が実施できるようになる。

ろう学校とは別に難聴者を対象とした学校が 1 校あり、そこは手話言語に反対する姿勢をとっている。そこは地域の学校に次ぐレベルの教育を行っており、ろう学校よりはレベル高いため、ほとんどのろう者はそこに通っている。しかし、行事や式典では当初手話言語通訳はつかず、配置してもらうために交渉する必要があった。一方、ろう児の両親の要望に応じて手話言語通訳をつけるなど、地域の学校の方が柔軟に対応している例がある。他にも 14 歳から 18 歳を対象とする高等学校で、地域の学校であるにもかかわらず理解ある校長先生の下で手話言語による十分な教育を行っているところがあり、そこにろう者が集まっており、ろうの教師も何人か在籍している。

3.4 障害児を持つ親のための情報パックをめぐる動向

3.4.1 情報パックの実施に向けた SINOSZ の取り組み

手話言語通訳サービス、ろう児への手話言語教育、テレビ字幕、バイリンガル教育に関してはハンガリー手話言語法で実施期限が設けられていたこともあり、国は法律に従って実施している。しかし、情報パックに関しては施行期限が設けられていなかった（そもそも手話言語法には情報パックに関して明記されていない⁴³）ためにハンガリーろう・難聴者協会（以下 SINOSZ）の再三の

⁴³全日本ろうあ連盟（2012）に掲載されているインタビューで Cosa 氏が述べるところによれば、「ハンガリー手話言語法では、新生児に聴覚に障害があることが発見されたときに親に渡す『情報パック』について明記してい」ないが、現在、手話言語法とは別に準備されている新しい法律でこの情報パックに関する内容が記述されており、医師はこの新法に従い情報パックを親に提供しなければならないとされる。

督促にもかかわらず政府は実施を遅らせ、結局 2015 年にいたるまで実施されることはなかった。そこで、SINOSZ は情報パックの実施が必要であることをさらに働きかけた結果、今年の 2 月に実施計画ができた。これを受けて実施グループが設けられ、ろう者団体と医療関係者、行政関係者、教育関係者、社会福祉関係者、当事者関係団体が集まって情報交換し、文書をまとめた。

しかし、SINOSZ とともに取り組んでいた議員が言語パックの導入に関する法案を議会に提出したときに法案の内容をめぐる SINOSZ と医師側が対立した。情報パックに盛り込む内容について医師側はすべての情報ではなく一部の情報だけで十分という反対の立場を示したのに対して、SINOSZ は、親がすべての情報を知ることができるように手話言語・口話・人工内耳すべての情報を提供したうえで、彼らが困ったときにこれらの関係団体と相談しながら慎重に検討し選択できるようにすることが重要だとして、すべての情報を提供すべきだと訴えた。

3.4.2 情報パック制度をめぐる SINOSZ の新構想

上記の情報パックとは別に、SINOSZ は、先行的に実施しているフィンランドの取り組みを参考として、親とろう者が面談し生活や手話によるコミュニケーションに関する見通しについて話し合えるようにサポートするメンター制度を設け、情報パックと共に実施することを提案している。情報パックとメンター制度を両方とも実施している国はまだないが、SINOSZ としては両方導入することが効果的で望ましいという立場で進めている。今後の見通しとして、情報パックは来年の実施が見込まれている一方、メンター制度に関してはどのように進めたらいいか検討中の段階である。

コーシャ（Cosa）氏は、実施期限が設けられていなかったことにより情報パックをめぐる政府の動きが遅々として進まなかったことをふまえ、「日本で同様に手話言語法を設けるときはタイムラインを設けることが重要であり、法律の実施項目について、それぞれいつから実施するが具体的に期限を設けること（傍線は報告者による）」の必要性を強調している。

3.5 手話言語を使用可能な教員配置促進のあり方をめぐる Cosa 氏の見解

手話言語を使用できる教員の配置促進については法律に基づいて進めていくことが重要である。ハンガリーにある 7 つのろう学校のうち手話言語の導入に消極的な学校に対しては SINOSZ が働きかけるまでもなく、バイリンガル教育に関する規定が施行された後に法律に従わせるかたちで粛々と異動を進めて教

員を入れ替えていく方法が望ましいということである。

3.6 EU における手話言語法制定の可能性

EU で手話言語法のような規定を設けられるかどうかということに関しては、現行の EU の法制度では困難である。例えば農業政策に関しては EU レベルで法律を設けることは可能であるが、教育や社会福祉政策については各国の裁量に任されている。州が全面的に連邦政府に従う必要があるアメリカとは異なる（本報告第 2 章「1.2.2 各政策分野における EU と加盟国の権限分担」を参照）。ただし、決議の形で手話言語法の制定を各加盟国に促すような形は可能である。

4. 欧州における取り組みがわが国に示唆するもの

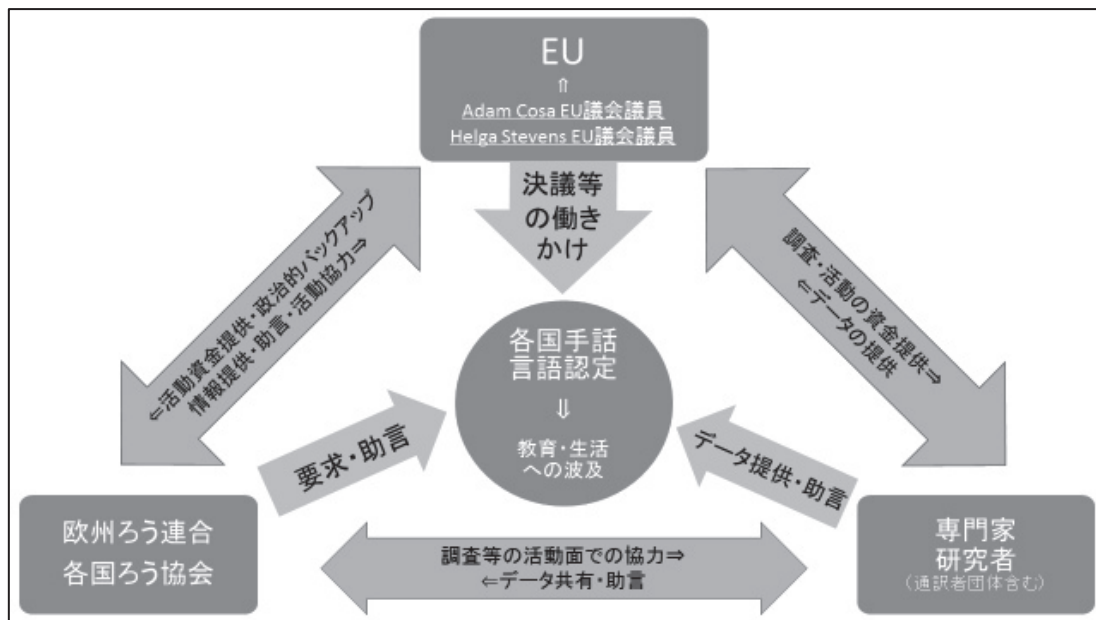
本章では、欧州議会における手話言語フォーラム実施の取り組み、EUD の取り組み、ハンガリー手話言語法施行後の実施に向けた取り組みそれぞれについて取材した内容を紹介した。これらの取り組みは別個独立に行われているものではなく、お互いに相関する形で手話言語法等の推進を各国に働きかけていくものであった。運動団体の連携により実現させたものの法的な拘束力を持たなかったブリュッセル宣言をコーシャ（Cosa）議員が自己的発議の文書に取り込んで欧州議会に提案し採択させたことによって同宣言の政治的意味を高めた功績は大きい。また、スティーブンス（Stevens）議員はコーシャ（Cosa）議員や EUD と協力して今回の手話言語フォーラムを開催したことにより、手話言語の多様性及び手話言語通訳者の重要性のアピールに成功したのみならず、手話言語に関する新たな決議に向けた取り組みの先鞭をつけた。また、彼らの取り組みを陰に陽に支える EUD の巧みで多岐にわたる運動戦略も注目に値する。2014 年の欧州議会選挙に向けて、EUD の意向を汲んで国内で精力的に動いた各国のろう協会の取り組みも目を引く。こうした EUD と各国ろう協会の関係は、我が国の全日本ろうあ連盟と各都道府県の傘下団体の手話言語法・条例制定に向けた連携を想起させるものがあつた。

もう一つの重要なアクターとして手話言語通訳者を含む専門家そして研究者のグループの存在も看過することはできない。本章の第 3 節で紹介したハンガリーろう協会の取り組みでは、彼らが連携している研究グループの研究成果を強調することによりバイリンガル教育の必要性を政府に認識させることに成功したというくだりが印象的であつた。第 2 章で紹介した各国の手話言語の法的認知状況や手話言語通訳者をめぐる状況が明らかになったのも専門家や研究者の研究活動によるものである。彼らの収集蓄積したデータは根拠（証拠）とし

て2人の欧州議会のろう議員の政治活動やEUD、各国のろう協会の運動に客観的正当性を与え、政界や世論に対する説得力を高める。一方、こうした専門家・研究者のグループの効果的な調査活動もEUやEUD、各国ろう協会の協力があってこそ成り立つものである。

以上に述べたことをふまえ、手話言語の認知に向けた取り組みを図20のように概念化すると、政治・運動・研究それぞれの分野で活動する当事者同士の連携の重要性が浮かび上がってくる。アジア地域にはEUのように強力な統制力を持った超国家的機関はないが、EUを国連に、欧州ろう連合を日本のろうあ連盟に置き換えれば、この概念図をわが国に近づけて考えることができると思われる。この点、わが国のろう運動の積年の取り組みによる成果は世界に引けを取らない。しかし、一方で、ろう者の政治家を国家レベル、さらにはEUレベルでも輩出できる欧州の政治的土壌、ろう者・手話言語通訳者に関する各種データの蓄積に向けた貪欲な姿勢とこうした研究に取り組めるだけの研究体制・人材層の厚さといった点ではわが国に先んじているといえよう。欧州におけるこうした強みの背景となっているものを探り、わが国の今後の取り組みに活かしていくことが望まれる。

図表 20 欧州における手話言語認知に向けた取り組み



第5章 考察とまとめ

2011年にろうあ連盟は日本財団の助成により、欧州現地調査を行い、2012年に調査報告書を出した。海外での手話言語に関する法制度の実態を調査することに眼目を置き、国内でのろう者や手話言語の置かれている実情から、日本での手話言語法の柱を五つの権利（「手話を獲得する」「手話で学ぶ」「手話を学ぶ」「手話を使う」「手話を守る」）として整理してきた。この五つの権利の考え方は、ろうあ連盟や関係団体の運動によって多くのろう者、手話言語関係者、教育や言語学の専門家の支持を得てきた。また、全国の自治体や地域の議会において手話言語条例制定が広がり、「手話は言語である」というフレーズは多くの人の賛同を得るようになってきた。しかし、国内での多くの賛同や制定の広がりはあるものの、国政を大きく動かすものとなっていない。私たちはその理由を探った。わが国の障害者を取りまく社会の見方、すなわち「医学モデル」の思想が大きな壁であった。それに加えて、わが国の「言語」に対する意識が欧州のそれに比して低いという事が、わが国の手話言語に関する法整備が進まない大きな理由であった。

欧州の言語意識の高さを思わせる出来事が、EUの本部が置かれているベルギー・ブルッセルでの欧州議会で2016年9月28日に開催されたフォーラムでの情報保障の取組みであった。「欧州連合（EU）における多言語主義と権利の平等：手話言語の役割」の採択をめざしたフォーラムであったが、欧州議会内に、EUの24の公用語である音声言語通訳と31の手話言語通訳の配置を試みた。そしてこの試みは大成功であった。参加した60人を超える欧州議会議員たちはこの試みに大きな拍手を送った。日本からきた私たちはこの光景に圧倒された。私たちがこの偉大なる挑戦や勇気から学んだのは、多様な文化と多様な言語を認める共生社会の構築であった。この共生社会を構築するものの要は「法」である。あらゆる政策や施策を推進するものの根拠となるのは「法」である。言語意識の高さは、言語に関わる法をどれだけ整備してきたかに反映される。わが国が国際社会をリードする役割を求められるのであれば、多様な文化・多様な言語を包含する法を整備することが必要であり、その意味において言語の一つである「手話言語」を取り入れた法制度を構築することが必要である。

欧州による「手話言語」に関する法制度を理解するためには、EUの成り立ちや歴史、欧州の障害者差別禁止政策、欧州の言語政策、欧州の教育政策を知らなければならない。第2章のEUの概要にてそれらの政策を詳述した。欧州では第一次世界大戦や第二次世界大戦で、何百万の命を奪い何千万もの人が大きな被害をこうむった。それらの悲惨な経験を通して、立場の違いを認め合うこ

とが同じ誤りを繰り返さないという確固たる信念を築き上げてきた。この確固たる信念が多大なエネルギーを伴う作業をやり遂げる原動力であったことは相違ない。その一例が先述したように、欧州議会内で設けられた 24 の音声言語通訳と 31 の手話言語通訳の配置であった。わが国であれば、膨大な人的配置のエネルギーやコストを理由に簡単に拒絶するであろう。手話言語の世界では国際会議で広く使われている「国際手話 (International Sign)」があるが、欧州議会ではあえて「国際手話」を使用せず、EU 加盟国でそれぞれ用いられている手話言語の通訳配置に固執した。この EU のダイナミックな挑戦が、国際社会が共生社会を構築していくうえでの「モデル」となることを私たちは確信した。

第 4 章の 4 項に記述しているように、わが国では、ろう者の政治家を輩出できる政治的土壌、ろう者やろう児、手話言語通訳者に関する各種データの蓄積に向けた貪欲な姿勢とこうした研究に取り組めるだけの研究体制や人材層が極めて乏しい。欧州各国の先行例を学びながら、手話言語に関する法制度の整備と並行して、研究体制や人材養成、手話言語通訳者養成、試験、配置事業の整備を進めていくことが必要である。

最後に、日程的に厳しい中、快く手話言語通訳を担っていただいた高木真知子氏、川上恵氏のお二人に感謝したい。欧州議会でのフォーラムにて、多くの制約がある中で正確な言語通訳に努めていただいた。やや難解な欧州の言語政策やその他の政策について理解できたのは高木氏、川上氏のハイレベルな言語通訳のお陰である。EU 調査団の派遣にあたり諸々の連絡・調整を担った職員の多田絵美子氏、英語等の日本語訳について種々の助言をいただいた職員の大山博氏にも感謝を申し上げたい。本報告がわが国での法制定に活用でき、お役に立てることができたら本望である。

(資料1－1) 欧州各国の状況(政治体制・EU加盟・障害者権利条約・公用語・手話言語)

国名	政治体制	EU加盟状況 (加盟○)	障害者権利条約批准状況		公用語	手話言語
			条約 (批准○)	選択議定書※ (批准○)		
EU全体	—	—	○	○	—	
アイスランド	共和制	非加盟	未批准	未批准	アイスランド語	アイスランド手話言語
アイルランド	共和制	○	未批准	未署名	アイルランド語、英語	アイルランド手話言語
イギリス	立憲君主制	○	○	○	英語	イギリス手話言語
イタリア	共和制	○	○	○	イタリア語	イタリア手話言語
エストニア	共和制	○	○	○	エストニア語	エストニア手話言語、ロシア手話言語
オーストリア	連邦共和制	○	○	○	ドイツ語	オーストリア手話言語
オランダ	立憲君主制	○	○	未署名	オランダ語	オランダ手話言語
キプロス	共和制	○	○	○	ギリシャ語、トルコ語(但しEUの非公用語)	キプロス手話言語
ギリシャ	共和制	○	○	○	ギリシャ語	ギリシャ手話言語
クロアチア	共和制	○	○	○	クロアチア語	クロアチア手話言語
スイス	連邦共和制	非加盟	○	未署名	ドイツ語、フランス語、イタリア語、ロマンス語	スイス・ドイツ手話言語(GS)、フランス手話言語(FS)、イタリア手話言語(IS)
スウェーデン	立憲君主制	○	○	○	スウェーデン語	スウェーデン手話言語
スペイン	立憲君主制	○	○	○	スペイン語	スペイン手話言語、カタルニア手話言語
スロヴェニア	共和制	○	○	○	スロヴェニア語	スロベニア手話言語
スロヴァキア	共和制	○	○	○	スロヴァキア語	スロバキア手話言語
チェコ	共和制	○	○	○	チェコ語	チェコ手話言語
デンマーク	立憲君主制	○	○	○	デンマーク語	デンマーク手話言語
ドイツ	連邦共和制	○	○	○	ドイツ語	ドイツ手話言語
ノルウェー	立憲君主制	非加盟	○	未署名	ノルウェー語	ノルウェー手話言語
ハンガリー	共和制	○	○	○	ハンガリー語	ハンガリー手話言語
フィンランド	共和制	○	○	○	フィンランド語、スウェーデン語	フィンランド手話言語(FS)、フィンランドスウェーデン手話言語(FSS)
フランス	共和制	○	○	○	フランス語	フランス手話言語
ブルガリア	共和制	○	○	未批准	ブルガリア語	ブルガリア手話言語
ベルギー	立憲君主制	○	○	○	オランダ語、フランス語、ドイツ語	フランドル手話言語(VGT)、フレンチ・ベルギアン手話言語(LSFB)
ポーランド	共和制	○	○	未署名	ポーランド語	ポーランド手話言語
ポルトガル	共和制	○	○	○	ポルトガル語	ポルトガル手話言語
マルタ	共和制	○	○	○	マルタ語、英語	マルタ手話言語
ラトビア	共和制	○	○	○	ラトビア語	ラトビア手話言語
リトアニア	共和制	○	○	○	リトアニア語	リトアニア手話言語
ルーマニア	共和制	○	○	未批准	ルーマニア語	ルーマニア手話言語
ルクセンブルク	立憲君主制	○	○	○	フランス語、ドイツ語、ルクセンブルク語	ドイツ手話言語

EU-Mag(オンライン: http://eumag.jp/eufacts/member_countries/#country01) および欧州ろう者連合ウェブサイト(オンライン: <http://www.eud.eu/eud-members/>) をもとにして報告者作成障害者権利条約の批准状況については以下を参照: 国連ウェブサイト「Map of Signatures and Ratifications」(オンライン) <https://www.un.org/development/desa/disabilities/convention-on-the-rights-of-persons-with-disabilities/latest-developments.html> ※障害者権利条約の選択議定書は通報制度と委員会による調査制度を含む。日本政府は現在も批准していない。

(資料1-2) 欧州各国の状況(人口・障害者率・ろう者手話言語使用者人口・登録手話言語通訳者数・手話言語通訳者比率)

国	人口(概数)	障害者率(%)※				ろう者 手話言語人口(A)	登録手話言語通訳者数(B)	手話言語通訳者比率(B/A)
		永続的な疾病	基本活動上の制約	永続的な疾病及び基本活動上の制約				
EU全体	51,395万人	28.6	14.6	2.0	12.0	-	-	-
アイスランド	34万人	48.5	29.3	2.5	16.7	250	27	10.8%
アイルランド	495万人	14.1	8.9	1.4	3.8	4,500	70-75	1.6-1.7%
イギリス	6,443万人	32.1	15.4	3.2	13.5	77,000	780	1.0%
イタリア	6,201万人	17.8	9.2	1.0	7.6	40,000	300	0.8%
エストニア	126万人	43.6	25.1	1.7	16.8	1,500	25	1.7%
オーストリア	871万人	46.9	23.4	5.2	18.3	8,000 - 10,000	100	1.0-1.3%
オランダ	1,702万人	17.7	4.0	1.4	12.3	15,000	600	4.0%
キプロス	121万人	24.5	15.0	0.6	8.9	1,000	15	1.5%
ギリシャ	1,077万人	14.1	7.0	1.4	5.7	5,000	50	1.0%
クロアチア	431万人	25.4	10.1	1.0	14.3	6,500	35	0.5%
スイス	818万人	41.3	23.9	2.6	14.8	10,000	52(GS), 30(FS), 7(IS)	0.9%
スウェーデン	988万人	42.5	26.4	1.5	14.6	8,000	800	10.0%
スペイン	4,856万人	27.4	19.3	1.2	6.9	100,000	500	0.5%
スロヴェニア	198万人	32.0	13.4	3.8	14.8	863	44	5.1%
スロヴァキア	545万人	18.4	8.1	0.8	9.5	15,000	44	0.3%
チェコ	1,064万人	19.2	10.8	0.9	7.5	10,000	70	0.7%
デンマーク	559万人	24.6	9.5	2.2	12.9	4,000	300	7.5%
ドイツ	8,072万人	24.4	9.5	4.7	10.2	200,000	500	0.3%
ノルウェー	527万人	8.7	-	-	-	2,500	500	20.0%
ハンガリー	987万人	21.6	8.4	0.6	12.6	9,000	70	0.8%
フィンランド	550万人	56.0	33.7	1.6	20.7	5000(FS), 300(FSS)	600	11.3%
フランス	6,684万人	52.2	31.1	1.6	19.5	300,000	400	0.1%
ブルガリア	714万人	19.3	9.1	0.8	9.4	50,000	200	約0.4%
ベルギー	1,141万人	24.7	10.9	1.2	12.6	6,500(VGT), 4,000(LSFB)	160(VGT), 12(LSFB)	2.4%(VGT), 0.3%(LSFB)
ポーランド	3,852万人	21.6	7.4	0.3	13.9	50,000	200	0.4%
ポルトガル	1,083万人	42.0	24.8	1.6	15.6	60,000	100	0.2%
マルタ	42万人	23.7	16.5	2.0	5.2	200	7	3.5%
ラトビア	197万人	37.4	19.5	1.3	16.6	2,000	40	2.0%
リトアニア	285万人	25.2	12.1	1.8	11.3	8,000	100	1.3%
ルーマニア	2,160万人	18.6	7.6	1.3	9.7	24,601	33	0.1%
ルクセンブルク	58万人	41.0	19.9	4.0	17.1	250	1	0.4%

(人口データ) The Central Intelligence Agency: The World Factbook (オンライン) <https://www.cia.gov/library/publications/the-world-factbook/>
(障害者率のデータ出所) EUROSTAT(オンライン) <http://ec.europa.eu/eurostat/web/lucas/data/primary-data/2012> (ノルウェーのみ以下の出所) Statistics Norway <https://www.ssb.no/en/>
※1障害者率: 15~64歳に占める6か月以上の健康問題や障害がある人割合。但しノルウェーのみ資料の出所が異なるため、以下の定義による: 日常生活に制約を及ぼす永続的な健康上の問題
(ろう者人口・登録手話通訳者数) 欧州ろう連合のウェブサイトに於ける各国情報より引用(オンライン) <http://www.eud.eu/eud-members/>

(資料1－3) 欧州各国の状況(手話言語の認知形式)

国	手話言語の認知形式※			
	憲法で言及	言語法・同等 の法律で言及	他の法律・法 律文書で言及	政府もしくは議 会が正式認知
EU全体				
アイスランド				
アイルランド			○	
イギリス			○	○
イタリア				
エストニア		○	○	○
オーストリア	○		○	○
オランダ			○	
キプロス		○		○
ギリシャ			○	
クロアチア				
スイス				
スウェーデン		○	○	○
スペイン		○	○	○
スロヴェニア		○		○
スロヴァキア		○	○	○
チェコ		○		○
デンマーク			○	
ドイツ			○	○
ノルウェー				
ハンガリー	○	○	○	○
フィンランド	○	○	○	○
フランス			○	
ブルガリア				
ベルギー		○	○	○
ポーランド				
ポルトガル	○		○	
マルタ				
ラトビア		○		
リトアニア			○	○
ルーマニア			○	○
ルクセンブルク				
合計	4	11	18	15

※Adam Osa氏講演資料(2015年3月25日於日本/以下のウェブサイトより入手可能:
(オンライン))<https://www.jfd.or.jp/info/2014/20150325-cosa-pres-ja.pdf>)をもとに報告者作成

(資料2) 手話言語フォーラムプログラム (和訳)

EU における多言語主義と権利の平等: 手話言語の役割

2016 年 9 月 28 日, 15:00-18:30 | ブリュッセル・欧州会議 Hemicycle

主催: 欧州議会議員 Helga STEVENS

記者会見 14:00-14:30

メインイベント 14:45-18:30

11:30-13:00

欧州議会チェックイン

集合場所: Ex-Info Point

14:00-14:30

記者会見

Hemicycle ヘライプストリーム

主催 Syed Kamal (ECR 議長)

講演

- MEP ヘルガ・スティーブンス
- Ioannis Vardakastanis (欧州障害フォーラム)
- Dr Christopher Stone (欧州手話通訳者フォーラム EFSLI)
- マルク・ヨキネン (欧州ろう連合)
- Timothy Rowies (欧州ろう青年連合)

14:45-15:10

歓迎の辞

司会: ヘルガ・スティーブンス (欧州保守改革同盟副党首、障害グループ共同議長)

欧州議会

議長 Martin Schulz

欧州保守改革同盟 (ECR European Conservatives and Reformists Group)

会長 Syed Kamal

欧州委員会

教育・文化・青年・スポーツ委員長 Tibor Navracsics

欧州障害フォーラム

会長 Ioannis Vardakastanis

15:10-15:35

討論会 1: EU における手話言語

司会: 部長 Timothy Rowies (欧州ろう連盟青年部)

手話言語の認知と EU 全域の手話言語使用者

理事長 マルク・ヨキネン (欧州ろう連盟)

手話言語に関する欧州議会決議 (1988 & 1998)

Verena Krausneker 博士(ウィーン大学、言語学者)

15:35-16:20

関係作りのための休憩

共同スポンサー: MEP Ruza Tomasic (クロアチア)

MEP Heinz K. Becjer (オーストリア)

16:20-17:00

討論会 2: EU における(手話)言語通訳

司会: 理事長 Chris Peters (欧州手話通訳者フォーラム)

現状: EU 加盟国における手話通訳

Maya De Wit (手話通訳者、AIIC 手話言語ネットワークのコーディネーター)

EU や国際レベルにおける専門的手話通訳

Dr Christopher Stone および Prof Christian Rathmann (ハンブルク大学)
欧州議会における音声言語通訳
Agnieszka Walter-Drop (Director General, 通訳と会議のための DG)
欧州議会における手話通訳
Oliver Pouliot (手話通訳, AIIC 会員)

17:00-17:30

聴衆参加の質疑応答

司会：欧州言語平等ネットワーク(ELEN)事務局 Davyth Hicks

17:30-18:25

討論会 3 手話言語と専門的手話通訳：

聴衆と参加している欧州議員によるディベート

司会：欧州議会議員 *Ádám Kósa* (ハンガリー、障害グループ共同議長)

ヘルガ・スティーブンス (ベルギー・フランドル)

Teresa Jimenez-Becerri Barrio(スペイン)

Maria Matias(ポルトガル)

Terry Reintke(ドイツ)

Jana Zitnianska(スロバキア)

Liadh Ní Riada(アイルランド)

Marek Plura (ポーランド)

Csaba Sógor(ルーマニア)

Richard Howitt (英国)

Roberta Metsola (マルタ)

Sirpa Pietikäinen(フィンランド)

Peter van Dalen(オランダ)

Pirkko Ruohonen-Lerner(フィンランド)

Geoffrey Van Orden (英国)

Soraya Post(スウェーデン)

Henna Virkkunen(フィンランド)

Olga Sehnalová(チェコ共和国)

Rosa Estarás Ferragut(スペイン)

18:25-18:25

署名式

「手話言語および専門的手話通訳に関する決議」

18:25-18:30

閉会の辞

ヘルガ・スティーブンス 欧州議員

手話言語法制定推進事業 ベルギー調査

【参考文献】

- EU Mag (2013)「障害者も参画する EU のユニバーサル社会づくり」,(オンライン) <http://eumag.jp/feature/b0813/>, (アクセス日 2016 年 10 月 15 日)
- 荻谷智子 (2007)「EU の少数言語政策と言語多様性--異文化コミュニケーションの時代に」『ソシオサイエンス』 13, pp62-77,
- 窪誠 (1993 年)「地域言語又は少数言語のための欧州憲章」, 部落解放研究 95 号, pp45-61
- 坂井一成 (2011)「EU における少数言語保護政策—東方拡大とその後」, 『ヨーロッパにおける多民族共存と EU—その理念、現実、表象』 神戸大学大学院国際文化学研究科異文化研究交流センター, 坂本千代編, pp2-13
- 庄司克宏 (2013)「新 EU 法 基礎編」 岩波書店
- 全日本ろうあ連盟 (2012)「手話言語法 (仮称) 制定推進事業」 報告書 <http://www.jfd.or.jp/info/misc/sgh/20120728-sgh-report2012.pdf> (アクセス日 2016 年 10 月 15 日)
- 濱口佳一郎 (2004)「EU の障害者雇用政策」(2004 年 7 月 21 日)(オンライン) <http://hamachan.on.coocan.jp/eukintou.html> (アクセス日 2016 年 8 月 25 日)
- 福田耕治 (2010)「欧州連邦主義と補完性原理 (一)」, 『ヨーロッパ政治ハンドブック第 2 版』, 馬場・平島 (編) 等を参照
- 引馬知子 (2013)「インクルーシブな社会を目指す EU の実践: 障害を理由とする差別禁止法と関連法政策」, 社会運動 (402), pp11-16
- 引馬知子 (2014)「障害者権利条約批准国の今—欧州編 (前編 EU 加盟国の障害者の状況)—」, さぼーと, pp44-50
- 引馬知子 (2015)「ADA の影響と EU の継続する改革」, ノーマライゼーション 7 月号, pp18-21
- 松尾馨 (2005)「ヨーロッパの言語教育政策」, 『ヨーロッパにおける日本語教育事情と Common European Framework of Reference for Languages』, 国際交流基金, pp18-30
- 棟方哲弥 (2015)「欧州特別支援教育機構及びベルギー王国フランス語圏共同体教育事務所訪問調査」, 国立特別支援教育総合研究所ジャーナル, 第 4 号, pp.26-31
- Council of Europe (2001) , Parliamentary Assembly Recommendation 1492 (Assembly debate on 23 January 2001) , (オンライン) <https://assembly.coe.int/nw/xml/XRef/Xref-XML2HTML-en.asp?fileid=16861&lang=en>, (アクセス日 2016 年 10 月 3 日)

- Council of Europe (2003) ,Council of Europe Parliamentary Assembly Recommendation 1598 (Assembly debate on 1 April 2003) , (オンライン) ,<http://www.assembly.coe.int/nw/xml/XRef/Xref-XML2HTML-en.asp?fileid=17093&lang=en> (アクセス日 2016 年 10 月 3 日)
- Ladd P, Gulliver M, Batterbury SCE. (2003) , *Reassessing minority language empowerment from a Deaf perspective: The other thirty-two languages*. Deaf Worlds, vol.19, pp.6-32.
- EUR-Lex (2010) ,*COMMUNICATION FROM THE COMMISSION TO THE EUROPEAN PARLIAMENT, THE COUNCIL, THE EUROPEAN ECONOMIC AND SOCIAL COMMITTEE AND THE COMMITTEE OF THE REGIONS European Disability Strategy 2010-2020:A Renewed Commitment to a Barrier-Free Europe*, (オンライン) ,
<http://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=URISERV%3Aem0047> (アクセス日 2016 年 10 月 22 日)
- European Agency for Development in Special Needs Education (2014) ,
Special Needs Education Country Data 2012,
(オンライン) ,
https://www.european-agency.org/sites/default/files/sne-country-data-2012_SNE-Country-Data2012.pdf (アクセス日 2016 年 10 月 22 日)
- European Union of the Deaf (2013) , *Impact Report 2013*.
- European Union of the Deaf (2013) , *2013 UNCRPD REPORT*
- European Union of the Deaf (2014) , *Impact Report 2014*.
- European Union of the Deaf (2015) , *Impact Report 2015*.
- Maartje De Meulder (2015) ,*The Legal Recognition of Sign Languages*, Sign Language Studies, Volume 15, Number 4, Summer2015, pp. 498-506
- Mark Wheatley & Annika Pabsch (2012), *Sign Language Legislation in the European Union Edition II*, Brussels: European Union of the Deaf.
- The Central Intelligence Agency (2016) The World Factbook (オンライン) ,
<https://www.cia.gov/library/publications/the-world-factbook/geos/ee.html> (アクセス : 2016 年 9 月 15 日)

2016 年度 韓国調査

第一章 調査の目的と背景

韓国は 2008 年に障害者差別禁止法が制定された。1981 年に制定された「障害者福祉法」とともに、韓国の障害者施策を大きく前進させてきた法整備の様子を調査することを目的に、2012 年 10 月 26 日～11 月 2 日、聴覚障害者制度改革推進中央本部による視察団を派遣し、手話通訳派遣センター設置などの聴覚障害者福祉の現状、テレビ放送での字幕・手話付与、電話リレーサービス事業、障害者差別禁止法の活用状況を視察した。当時の韓国ろう協会の会長に面談した際、韓国手話言語法制定に向けて、各国の状況を調査し、政府や議員に要望運動を懸命に続けているとの話を伺った。

その後、法案を国会に出しているなどの情報はあったものの、なかなか制定には至らない膠着した状況が続いていたが、2015 年 12 月 31 日、国会にて韓国手話言語法が成立したとの情報が入った。全日本ろうあ連盟手話言語制定推進運動本部において、日本での手話言語法制定への機運を高めるべく韓国手話言語法成立をアピールするとともに、法の条文を取り寄せて翻訳し、日本の手話言語法案への考察などを進めた。法の施行は 2016 年 8 月 4 日とされていたので、10 月 4 日～7 日、韓国現地視察団を派遣した。

前回の韓国視察から 4 年ぶりである。前回の視察報告は、2013 年 10 月に「米国・英国・韓国の情報アクセス・コミュニケーション政策 ～日本の未来への提言～」(聴覚障害者制度改革推進中央本部事務局編)として出されている。(聴覚障害者制度改革推進中央本部ブログ「米国、韓国、英国における情報アクセス、コミュニケーション保障事情 報告会」2013 年 3 月 13 日 参照)

韓国ろう協会は、2012 年 12 月に実施された大統領選挙の前に、手話言語法制定を骨子とする協会の政策要求案を伝えた。2013 年 8 月以降、韓国国会にて手話言語法に関連する 4 つの法案が提出された。2015 年 12 月 31 日に、韓国ろう協会も交えた調整協議により 4 つの法案を併合した「韓国手話言語法」が、超党派の合意によって、国会の本会議を通過した。2016 年 2 月 3 日に「韓国手話言語法」(法律第 13978 号)が公布され、6 ヶ月後の 8 月 4 日に施行された。

施行して 2 ヶ月という時期ではあったが、手話言語法制定への運動や、国会での成立に至る経過とともに、施行により、どのような変化がもたらされようとしているのかを調査することを目的に、調査メンバー(委員；小中栄一、倉野直紀、崔栄繁、通訳・事務局；森本行雄、湯浅千恵、キム・ボソク、多田絵美子)8 人は、現地との連絡がなかなか難しい状況もあったが、可能な範囲で視察した。

当事者団体の韓国ろう協会を訪問し、運動の経過と手話言語法に対する期待について伺った。関連して障害者団体の連帯が法案成立に果たした役割を確認するため、韓国障害者総連盟を訪問した。また、ソウル市手話教育院を訪問し、手話講習、手話通訳者養成の現場を視察することができた。最終日には、ソウル特別市に隣接している儀旺市手話通訳派遣センター兼ろうあ協会を訪問することができた。ここで地域のセンターとしての法に対する評価・期待について聞くことができた。

公的機関については、ろう教育がどのように変わっていくのかを見るために、国立ソウルろう学校を訪問、また4年前にも訪問した障害者差別禁止法を管轄する国家人権委員会を訪問し、障害者差別禁止法に加えて新たに手話言語法をもとに、どのように手話の普及やろう者の差別禁止が進むのかを伺った。

手話言語法の直接の管轄となる文化体育観光省は残念ながら訪問の約束が取れなかったが、国立国語院を訪問し、施行された手話言語法をもとに、具体的にどのような手話言語に関する施策が進められるのかを聞くことができた。

これらをもとに、我が国における手話言語法制定の必要性、そして手話言語法が障害者基本法、障害者差別解消法、障害者総合支援法などとともに、私たちの暮らしにどのような関わるのか理解することを目的として報告書をまとめた。

本報告の第一章の目的と背景は小中栄一が執筆し、第二章と第三章は倉野直紀と崔榮繁が執筆した。第四章の考察とまとめは、小中栄一が執筆した。

訪問に同行して案内して頂いた日本語と日本の手話言語の日常会話ができる韓国の手話通訳者キム・ボソク氏をはじめ、訪問先でお会いした方々に深くお礼を申し上げたい。本報告が、我が国における手話言語法制定の参考として活用して頂ければ幸いである。

なお本報告書での主な用語の使い方については下記の通りとする。特に韓国手話言語法においては、「手話言語」を縮めて「手語」という用語を使用していることから、韓国手話言語法に基づいての記述については「手語」を用いることをお断りしておく。

- ・手話 → 手語・手話言語 → 統一。

※手話とする場合…例) 日本語の音声に対比して使用する場合や当時の名称等になっている場合。

- ・手話通訳士・者 → 手語通訳士

(韓国には者・士の区別はない。韓国手話言語法に基づいた表記へ統一)

- ・韓国聾人協会 → 韓国ろう協会 (WFD加盟登録・英語表記を日本語訳した名称)
- ・省庁名について、日本の「省」は韓国では「部」となるが (たとえば、国土交通省は韓国で国土交通部) となるが、本報告書では「省」に統一

第二章 韓国について

1. 基本情報

1-1. 韓国の基本情報

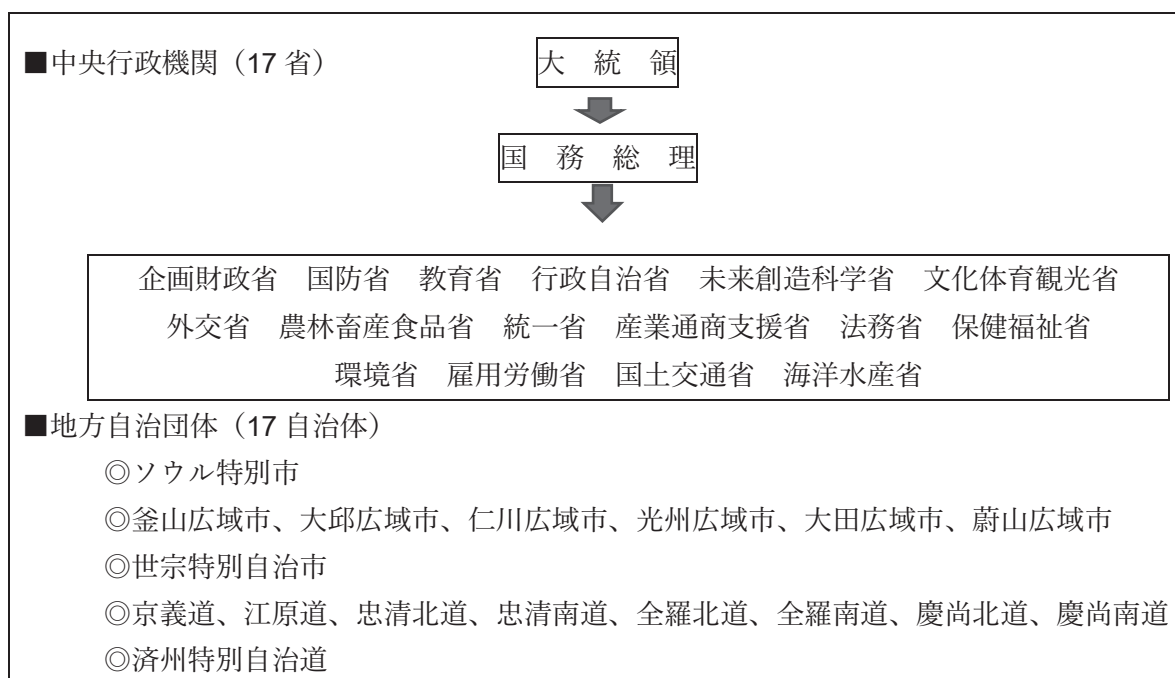
人口は2015年基準で5150万人、国土面積は9.9万平方キロで北海道と同じ規模である。首都はソウル特別市で、人口は990万人であるため韓国全人口の約20%がソウルに住んでいることになる（2015年現在）。

古代より日本と関係の深い朝鮮半島であるが、近代に入って1910年に当時的大日本帝国が大韓帝国を併合し、植民地時代が1945年まで続く。36年間の植民地支配により、日本の法制度や教育制度が独立後にも大きく影響することになる。

1945年に日本から独立し1948年に朝鮮半島の南に大韓民国（以下、韓国）、北に朝鮮民主主義人民共和国が樹立される。韓国では軍事政権を経て1987年に民主化に成功する。現在は、司法、立法、行政の三権分立による民主共和制であり、直接選挙により大統領を選ぶ5年一期の大統領制をとる。現在の大統領はパク・クネ氏（2017年2月現在職務停止中）。国会は一院制で国会議員の定数は300名、地域区（小選挙区）比例代表並立制である。各政党の比例代表名簿の上位に障害者や女性などが載せられ、与野党双方の障害当事者議員が選挙ごとに誕生する。現在の与党はセヌリ党だが、パク大統領に対する弾劾訴追事件により離党者が「正しい党」を結成している。野党はともに「民主党」が最大野党であり、その他「国民の党」「進歩正義党」などがある。

行政府は、直接選挙で選ばれる大統領が統率し、大統領は国会の同意を得て国務総理を任命し、自らが議長となる国務会議（内閣）の助力を得ながら行政を執行する。国務総理は、行政に関する大統領の命令によって行政機関を統括する。韓国の行政組織（中央、地方）の概要は以下のとおりである。

【韓国の行政組織】



経済規模として、規模を表す国民総所得は世界11位（日本は3位）、一人当たりの国内総所得（GNI）は2万7千ドル程度で世界38位（日本は34位）となっている。

1・2. 障害者の現況

韓国では障害を 15 の種別に分け、障害の程度により重い障害から 1 級として 6 級までに区分し、日本に類似した制度として障害者登録制度がある。これは障害者福祉法に依拠した制度であり、障害者として登録をすることで各種福祉サービスの受給することができるようになる。2014 年末の登録障害者数は 249 万 4660 名であり（うち女性障害者は 104 万 5582 名）、韓国の総人口約 5000 万人に対する登録障害者の比率は約 5.1%となっている。一方、韓国政府は、障害者福祉法第 31 条等の規定に基づいて 3 年ごとに行っている実態調査により、登録をしていない障害者も含めた障害者数を推定値で出しており、2013 年末現在で 272 万 6910 名の障害者があり、うち 116 万 2570 名が女性であるとしている。この数値では障害者は総人口に対して 5.59%の比率となる。

障害者福祉法上の障害者の定義は「“障害者”とは身体的・精神的障害で長年日常生活や社会生活において相当な制約を受ける者」（障害者福祉法第 2 条）とされ、障害者の種別（障害者福祉法施行令第 2 条、施行規則第 2 条）では、身体、脳病変、視覚、聴覚、言語、知的、自閉性（自閉症）、精神、腎臓、心臓、呼吸器、肝（臓）、顔面、腸ろう・尿ろう（オストミー）、てんかんの 15 種別である。登録障害者の種別、年度別の推移は以下のとおりであり、最近では登録者が微減傾向にある。

【韓国の障害者数】

登録障害者数 [単位：千名]

	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015
計	2,105	2,247	2,430	2,512	2,519	2,511	2,501	2,494	2,490
肢体障害	1,114	1,191	1,293	1,334	1,333	1,322	1,309	1,296	1,281
視覚障害	217	228	241	249	251	252	253	253	253
聴覚・言語	218	239	262	277	279	276	273	271	269
知的障害	143	147	155	161	167	173	179	184	190
脳病変障害	215	232	252	262	261	258	253	251	251
自閉性障害	12	13	14	15	16	17	18	20	21
精神障害	82	87	95	96	95	95	96	97	99
腎臓障害	48	50	54	57	60	63	67	70	74
心臓障害	14	15	15	13	10	8	7	6	6
呼吸器障害	14	15	16	16	15	14	13	12	12
肝障害	6	7	8	8	8	9	9	10	10
顔面障害	2	2	3	3	3	3	3	3	3
腸ろう・尿ろう(オストミー)	11	12	12	13	13	13	14	14	14
てんかん	9	9	10	10	9	8	7	7	7

出典：保健福祉省（市、道 障害者登録現況資料）

韓国の障害者の生活実態を統計からみる。月平均の所得の格差は、障害者世帯の月平均所得額は 223 万 5 千ウォンであり、全国一般世帯の 415 万 2 千ウォンの 53.8%の水準にとどまり、障害者世帯の月平均の支出額では、障害者世帯は 170 万 6 千ウォン、一般世帯は 324 万 9 千ウォンの 52.5%の水準である(2014 年)。満 15 歳以上の経済活動参加率も全人口におけるそれが 63.1%であるのに対し、障害者は 39.1%となっており、障害者と障害のない人との格差は大きい。

2. 障害者政策について

2-1. 施策の概要

政府全体における障害者施策の推進のしくみとしては、障害者施策全体をまとめた「障害者政策総合計画」が 1998 年から 5 年毎に策定・実施されている。日本の障害基本計画と似た性格を持ち、障害者権利条約の国内実施の監視も、この総合計画の達成度からチェックする。現在は第 4 次総合計画（2013～2017 年）の時期となっている。

2-2. 障害者差別禁止及び権利救済に関する法律

(1) 制定の経緯

障害者差別禁止法は、社会生活上のさまざまな分野における障害を理由とした差別を禁止し、被害者の救済に関して規定する包括的な法律である。この法律は障害者運動から生み出された。2002 年より障害者団体による大規模な法制定運動が展開され、翌年の 2003 年には 58 の団体によって「障害者差別禁止法制定推進連帯」（以下、障推連）が結成され、その後大きな役割を果たすことになる。2004 年には障推連差別禁止法案を発表した。2006 年、大統領諮問貧富格差是正委員会が民官共同で差別禁止法の作成をする民間共同企画団が設置し、国会に法案が提出され、2007 年 3 月に国会で採択され、2008 年 4 月 11 日施行された。

(2) 法律の内容

障害者差別禁止法は 6 つの章、全 50 条からなる。

総則（第 1 章）で、まず障害の定義・適用範囲（2 条ならびに 6 条）を定め、障害者福祉法に沿った規定を行っている。登録障害者以外の障害者も対象となり、これは日本の障害者差別解消法の対象が障害者手帳保持者に限られない点と同様である。6 条の「差別禁止」条項で過去の経歴や推測されることを理由にした差別を禁止し、同法の適用を受ける障害者の範囲を実質的に拡大している。4 条では障害を事由とした 4 つの類型の差別を禁止する。直接差別と間接差別、正当な便宜供与（合理的配慮）の拒否、不利な待遇を表示・助長を直接行う広告あるいは効果である。差別禁止法では、合理的配慮は「正当な便宜」とされ（4 条①-4）、合理的配慮の適用除外は 4 条の 3 に規定されている。

第 2 章、第 3 章は各則といわれる部分で、雇用（10～12 条）、教育（13～14 条）などの個別の分野における差別の禁止と正当な便宜の規定を行っている。財と用益（15～25 条）では、動産や不動産取引、建物や交通機関へのアクセス、情報アクセス、文化芸術活動や体育活動における差別を禁止している同節は 11 の条項からなり、広範な

分野をカバーしており、その他、司法・行政、サービス及び参政権（26～27 条）、母・父性権・性等（28～29 条）、家庭・家族・福祉施設・健康権等（30～32 条）、障害女性及び障害児童等（第 3 章）となっている。

第 4 章、第 5 章、第 6 章は、救済の仕組みの規定や私法上の規定、罰則などを定めている。国家人権委員会が第一義的な救済機関（41 条）で、手続き等に関しては国家人権委員会法に準拠する。国家人権委員会の勧告不履行の際には法務大臣に是正命令することができる。損害賠償についても重要な規定を行っている。損害賠償の責任を逃れるためには行為者が故意または過失がなかった点を立証しなければならないという立証責任の転換、差別行為をした者が得た利益を被害者の損害額にみなすことと、それでも証明が不可能な場合は論全体の主旨と証拠調査の結果に基づき、相当の損害額を認定することができる。また、差別行為があったのかなかったのか、という証明を誰がするかの問題については、訴える側は行為の事実を証明する程度で、加害者側がそれに対して障害に基づく差別がなかったことを立証しなければならないとなっている。

2-3. その他の障害に関する主な法律

法律（制定年度）	概要
障害者福祉法 （1990 年制定）	1981 年の国際障害者年を機に成立した「心身障害者福祉法」が 1990 年に現行法に改正。障害認定（登録）制度に関する規定や、各種福祉サービス等に関する規定、障害者政策推進に関する規定など、障害者施策推進のための総合的な法律。
精神保健法（1995 年制定）	1995 年に法制定以降 5 回の改正を経て現行法にいたる。精神疾患の予防と精神疾患者の医療及び社会復帰に必要な事項を規定し、国民の精神健康の増進を目的とする。日本の精神保健福祉法と類似。24 条～26 条に非自発的入院の手続きを規定。現在、精神健康増進法への改正作業が進んでいるが、非自発的入院規定は存置。
障害者雇用促進及び職業リハビリテーション法（1999 年制定）	1988 年のパラリンピックを機同年 12 月、割当雇用制度を盛り込んだ「障害者雇用促進等に関する法律」制定。1999 年に現行法に改正。障害者雇用開発院の設置や運営、法定雇用率等を定める。現在の法定雇用率は政府部門の政府・地方公共団体の公務員は 3.0%、非公務員は 2.3%、公企業と準政府機関は 3.0% でその他の公共機関は 2.3%。民間部門は 2.7%。
障害者等に対する特殊教育法（2007 年制定）	1977 年に制定された「特殊教育振興法」が 2007 年に同法に変わる形で制定され、2009 年から全面施行。特殊教育対象者の選定、就学先決定のしくみ、特殊教育支援サービスの内容等を規定。住んでいる場所から一番近い学校に行くことが原則。学籍は普通学校であれば通常学級。普通学校の特殊学級は日本の通級学級のイメージ。

障害者・高齢者・妊婦等の便宜増進の保障に関する法（1997年制定）	公共の建物、公衆の利用施設、共同住宅、通信施設、公園等におけるバリアフリーを推進する法律。保健福祉省所管。
交通弱者の移動便宜増進法（2005年制定）	鉄道や船舶、航空等、交通分野のバリアフリーを推進する法律。便宜増進5か年計画の立案が義務化。国土交通省所管
社会的企業育成法（2006年制定）	同法で定める社会的目的の実現のために収益事業を行い、障害者を含む一般雇用に結び付きにくい脆弱階層（高齢者、移住労働者、シングルマザー等）を一定の割合以上で雇用する社会的企業を設置、支援する法律。社会的企業には3年間のコンサルティングや賃金補てんや税制優遇等の支援が行われる。社会的企業には中小企業生產品の優先購買制度が適用される。
重度障害者生產品優先購買特別法（2010年制定）	重度障害者生產品施設に指定された施設の製品を政府機関や公共企業が優先的に購入する制度を定めた法律。「障害者生產品優先購買制度」を法定化したもの。保健福祉省から指定を受けた重度障害者生產品施設で生産された製品を公共機関がその総購買額の1%以上、優先購買しなければならないこととされている。
手話言語法（2015年制定）	韓国手話言語が国語と同等な資格を有するろう者固有の言語であることを明確にし、韓国手話言語の発展及び保全の基盤を整備し、ろう者と韓国手話言語使用者の言語権と生活の質を向上させることを目的とする法律。
点字法（2016年制定）	点字がハングルと共に韓国の文字であることを規定し、点字及び点字文化の発展と保全の基盤を準備し、視覚障害者の点字使用の権利を伸長し、生活の質を向上させることを目的とする法律。

2-4. 国家人権委員会

障害分野のみではなく、差別や権利侵害からの救済機関として国家人権委員会があり、その設置法は国家人権委員会法（2000年制定）である。国家人権委員会は国内人権機関の在り方の原則を定めたいわゆるパリ原則に基づいた人権機関であり、司法府、立法府、行政府の三権から独立した国家機関である。性別や出身国、障害などの属性による権利侵害や差別行為の調査や、被害者の救済や人権啓発、人権に関する研究等を行う。国家人権委員長は閣僚級であり、大統領が任命する。職権調査権限を持ち、人権侵害等があったと判定した場合、是正勧告をすることができる。

障害に関しては、障害者差別禁止法上の救済機関として、障害差別一般を担当する障害差別1課と精神障害者の権利侵害や施設問題を扱う障害差別2課が設置されている。障害差別に関しては年に1000件以上の申立てがなされているが、特に差別禁止法が施

行された 2008 年以降、大幅に増えている。聴覚障害者に関してどのような事例が国家人権委員会に申立てられているのか。申立ての中で、50%は肢体障害者、聴覚障害と視覚障害が約 10%の割合であるとされる。申立ての分野は財・サービスの分野、特に、移動や情報・コミュニケーションのアクセシビリティに関するものが多い。例えば、聴覚障害者からの申立て事例としてネットバンキングなどの本人認証の問題がある。これを一度に是正することはできないが、同様の事例が挙がってくるごとに、障害者差別禁止法の救済の手続きに則り業者に対して改善を働きかけた結果、現在ではチャットによる本人確認ができるように改善されてきている。

2-5. 障害者権利条約と障害者施策

韓国は民間共に障害者権利条約交渉に積極的に参画し、とくに第 6 条の女性障害者条項や第 19 条の自立生活条項の制定に大きく貢献した。そして 2008 年には条約を批准し、2011 年、権利条約上の義務である最初の政府報告書を国連の障害者権利委員会に提出した。そして、2014 年 9 月に韓国政府に対する審査（建設的対話）が行われ、同年 10 月に総括所見（concluding observation）が出されている。総括所見の内容について、手話言語に関してパラグラフ 41 と 42 で以下のように述べている。

「41. 委員会は、韓国手話が締約国において公式言語として認められておらず、点字を公式文字として宣言している法案が国会に係留中であることを懸念する。また委員会は、放送物、特にテレビ番組に対する障害者のアクセスを確保する規定において量についての基準があり、番組の質の確保についての基準がなく、手話や字幕、画面解説、読みやすい／理解しやすい内容を通じて、また、その他のアクセスフォーマットやモード、コミュニケーション方法による十分にアクセシブルな情報の提供ができていないことに懸念する。」

「42. 委員会は締約国に対し、韓国手話を公式言語として承認し、点字を韓国の公式文字として認める法案の採択を勧奨する。また、委員会は放送に対するアクセシビリティを保障する規定に、番組の質に関する基準を含め、手話や字幕、画面解説や読みやすい／理解しやすい内容、その他のアクセスフォーマットやモード、コミュニケーション手段を通じてアクセシブルで十分な情報の提供と共に含めることを確保することを同時に含めることを勧告する。」

これは日本も大いに参考にすべきである。

条約の実施については 2-1 で述べたとおり障害者政策総合計画の進捗状況のチェックを持って条約履行の監視としており、権利条約第 33 条に規定される国内実施においては、保健福祉部障害者政策局がフォーカルポイント（中央連絡先）となり、12 部庁（省庁）が関係部局とされている。調整のための仕組みとして国務総理（首相）直属の障害者政策調整委員会が設けられている。障害者政策調整委員会は国務総理以下、政府委員 15 名、民間委員 14 名で構成され、民間委員には韓国の主な障害者団体又はその連合体の幹部が含まれている。また独立した監視機関として国家人権委員会が指定されている。

行政機関による障害者政策総合計画の実施以外に、国家人権委員会が条約履行のた

めの5か年計画の立案を計画している。

3. 韓国のろう教育・手語通訳（手話通訳）士の現況

3-1. 教育に関する施策について

韓国のろう学校における教育の状況について、国立ソウル学校を訪問し、聞き取りを行った。

（1）韓国における「特殊教育（ろう教育）」の始まり

戦時中、日本が韓国の統治をしていたとき、ソウルに再生院（病院）があり、そこに1913年に盲啞部が開設されたのが、専門的なろう教育の始まりであるといえる。現在、ろう学校は国立1校、公立が5校、私立が13校ある。

なお、韓国では障害児への教育である「特殊教育」は法整備が進まず、1977年に「特殊教育振興法」が制定されたのをきっかけに、1986年に義務教育になった。義務教育となるのが遅かったため、教育を受けることができず、文の読み書きが不得手な方が多いろう高齢者も多いとのことである。



（2）ろう教育の状況

義務教育化以降、ろう学校は1クラスの法的定員は20名となっ

ているが、小学部、中等部はインクルーシブ教育の影響で生徒が減っている。高等部は、地域の学校でコミュニケーションなどの理由で勉学についていけない生徒が、ろう学校に戻ってくることもあり、減っていない。また、ろう学校の生徒の減少は、出生率の低下や人工内耳装用児が増え、親の希望により地域の学校に通うことが多いことも影響している。また、ろう学校から地域の学校へ通級する例もある。

韓国におけるろう教育は、1982年より「トータルコミュニケーション方式」で、手語と口話を並行して教えてきた。「社会統合（難聴児・ろう児が社会で聞こえる人とともに生活・活躍できるようにという意味で使っていると思われる）」が目的である。

現在はろう児に人工内耳の装用が広がっており、親の意向に添い、人工内耳装用児には口話教育が中心となっている。中等部、高等部では口話と手語を併用したトータルコミュニケーション方式をとっている。なお、国立ソウル学校では、ろう児だけでなく重複障害児も在学しており、ろう児と重複障害児と分けて教育を行っているとのことである。

写真1 国立ソウルろう学校 ヨ・ジョンギョ副校長(左)から韓国における特殊教育の歴史等を伺った
：日本視察団撮影

（３）ろう学校教員の状況

国立ソウル学校には、教員 57 名、生徒 129 名（幼稚部・小学部・中学部・高等部：2016 年 4 月現在）が在籍している。手語を重視しており、教員 57 名の中に、韓国手語通訳士の資格を持つ教員が 5 名、ろう教員は 2 名いる。教員になるためには国家公務員試験に合格しなければならない、そのため、ろう教員はまだ少ないとのことである。

国立ソウル学校では、校長、副校長といった管理職の異動はあるが、教員については専門性の確保のため、自らが異動を申し出ない限り異動はない。公立では基本的には 5 年間、希望により最長 5 年間延長できる。

韓国手話言語法の制定効果により、2016 年 4 月から教育省の支援により、手語のできない教員向けには夏休み等を利用した 90 日間研修、新任の教員には 4 週間の手語研修がある。この研修の認証制度のプログラムや教材は、国と韓国ろう協会等で作ったとのことである。また、韓国手話言語法制定前から、教育省で教員が手語通訳士をとるための予算があり、公立には 35～40 名ほどの手語通訳士を持つ教員がいる。

教育での手語と通訳のための手語は分けるべきであり、教育ではろう児の学習能力と発達の度合いに合わせて手語を教えていく必要があると考えている。そのために、教科毎や地域の手語を統一していくことを進める。また、ろう学校の教材を韓国ろう協会で作成しており、今後もさらに、教科書や教材を手語で補足できるようなものも必要になると考えている。

3-2. 障害者福祉法に基づく手語通訳センターの設置状況及び手語通訳士に関する施策について

韓国における手語通訳センターの運営の状況について、儀旺市手語通訳派遣センターを訪問し、聞き取りを行った。

韓国では、「障害者福祉法」第 58 条第 1 項第 2 号にて、手語通訳、遠隔手語通訳、相談等を担う手語通訳センターが規定されている。そして、韓国手話言語法第 16 条第 5 項に、国と地方公共団体は障害者福祉法に基づき、手語通訳センターを設置運営することができる」と規定されている。

現在、全国で手語通訳派遣センターの設置は 196 箇所を超えており、2006 年以前は国が運営していたが、2006 年以降、地方分権により、国の委託により韓国ろう協会が運営、自治体が運営費用を出す仕組みになりつつある。

3-3. 韓国手語通訳士の養成の実情について

韓国の手語通訳士の養成やその実情についてソウル市手語教育院への聞き取りを行った。

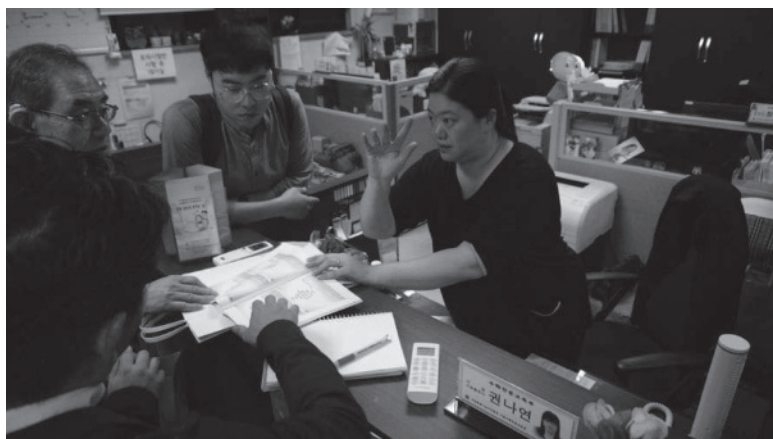


写真 2 ソウル市手語教育院にて：日本視察団撮影

（１）韓国手語通訳士の実情

韓国では、手語通訳の資格は、日本は「士」「者」とあるのに対し、「士」のみである。手語通訳士の資格は聴覚障害のない者だけではなく、ろう者も取得することができる。

ろう学校に通うことができなかつたため、文の読み書きが不得手であり、手語ではなく主に身振り手振りを使うろう者と手語通訳者（聴覚障害のない者）との意思疎通の支援を行うため、ろうである手語通訳士が利用される場合があるという。

ソウル市手語教育院は、韓国手話言語法が制定される前から、ソウル市からの委託を受け、ソウル市ろう協会が運営を行っている。受講者は 300 人を超えるとのことで、年齢層も見た感じでは若い人が多いという印象を受けた。当日は、2 日後に韓国手語通訳士の試験を控えていることもあり、聞き取りの間も受講者の出入りが激しかった。

なお、韓国手語通訳士試験の内容は、①聞き取り通訳、②読み取り通訳、③手語表現の書き取りであり、実施は韓国ろう協会に委託されている。

（２）手語通訳士の養成カリキュラムや指導方法

講師は 1 クラス 1 名を基本とし、教育経歴のあるろう者（ろう手語通訳士）や聞こえる手語通訳士が担当している。なお、講師の数は 20 名近くおり、講師として登録するためには、面接の上決定する。

カリキュラムは、基礎クラス、中級クラス、高級（上級）クラスと 3 クラスが基本であり、また別に基礎クラス、中級クラスの単語クラス（手語の単語の語彙を増やすのが目的）がある。

募集方法はインターネット公募（YouTube を活用）で行い、いつも定員を超える応募があるが、それは手話言語法が制定される前から同様だと言う。

カリキュラムのペースは、基礎クラスの例では 1 週間で 4 日間開催し、1 か月程度で修了し、中級クラスに移行するペースである。このペースだと、基礎・中級・高級クラスを 4 ヶ月間程度で終えることになり、日本では想像できないかなり早いペースだと感じた。

指導方法については、テキストを使いながら進め、基本的には会話中心で学び、単語は教えないという。そのために、単語クラスというものがあるのではないだろうか。また、テキストも、講師の手語表現を見ることに集中してほしいため、例文のみとし、手語イラストは載せないという。なお、講座の間は、受講生がテキストを見なくても良いよう、例文はプレゼンテーションソフトで投影されていた。テキストは、主にメモなど書き込みのときに使用するという、補助的なものとなっている。

第三章 韓国手話言語法と手語（手話言語）等の施策

1. 韓国手話言語法について

韓国手話言語法の制定経過、そして韓国障害者差別禁止法との関係について、韓国ろう協会、韓国障害者団体総連盟、韓国 DPI、国立国語院を訪問し、聞き取り調査を行った。



写真3 韓国手話言語法について語るイ・デ・ソップ会長：日本視察団撮

（１）韓国手話言語法の制定経緯

まず、韓国手話言語法の制定は、韓国のろう者だけではなく、他の障害者や国としても必要だという共通認識のもとに制定されるに至ったことを強調しておきたい。

韓国では、「障害者差別禁止法」が2007年に成立したが、それには障害者団体が大同団結して行った運動の成果である。大きな意義を持つ障害者差別禁止法であるが、手話通訳者の使用には7日前までに申請すべき旨が規定されているなど（障害者差別禁止法施行令第14条4項）、ろう者の実生活に照らして課題も多い。2008年には韓国ろう協会が中心となって当時の与党であるハンナラ党の議員と共に「手話関連法制研究及び推進委員会」を作り、懇談を重ねている。しかし、手話言語法制定の運動が本格化したのは2011年ろう学校と寄宿舎の虐待問題を映画化した「トガニ 幼き瞳の告発」によって、ろう児、ろう者の問題が社会に大きな反響を巻き起こしてからである。特にろう教育への関心が高まり、「手話が言語として認められない状況には限界がある」として2011年に保健福祉消費登録団体が中心となる「手話言語の権利の獲得のための共同対策委員会（手話協対委）」、2012年に保健福祉省登録団体が中心となる「手話基本法連帯（のち「手話言語法連帯」）」が結成されるなど、障害者団体による運動が本格的に始まった。

こうした動きをうけて、2012年11月に正義党のチョン・ジンフ議員与党セヌリ党のイ・エリサ議員が「韓国手話言語法案」（2012年12月）を発議するなど、制定までに4つの法案が議員より発議された。これらの内容を公聴会を経て調整したものが法律となったのである。

こうして、2015年12月31日に韓国手話言語法が成立し、2016年8月2日には施行令が採択された。また、2016年2月には韓国手話言語法に続く形で点字法が成立した。

韓国手話言語法は、韓国ろう協会や他のろう者関係の団体の要望のほか、国家人権委員会から政府に対して行う政策勧告の中で手話言語法の必要性を勧告したことも影響

を与えた。

(2) 韓国手話言語法の意義について

ろう団体だけではなく、他の障害者団体からも要望が出されたことについて、韓国障害者総連盟や韓国ろう協会から、以下の通りの説明があった。

- ・視覚障害者や身体障害者に関しては以前からバリアフリー法等の法律や予算があったが、ろう者に関連してろう者に特化した法整備が遅れている面があった
- ・韓国障害者総連盟では、各団体持ち回りで総連盟の代表を担当することになっており、視覚障害者団体も韓国ろう協会の会長も交替で2～3年総連盟の代表をなつたことがある。そのため、自然と他の障害者団体にも韓国手話言語法の必要性の認識や支援が広がった。
- ・今まで遅れていたろう者関連の法整備が進んだ（韓国手話言語法制定）ことにより、点字法も速やかに整備されるなど、他の障害者関連の法整備の促進や施策にも波及効果が期待できる。

ろう者や手語に関して、それまでの障害者関連の法律ではカバーができていない現状や、遅れている面の法整備が進むことで障害者全体の福祉や権利保障の底上げにつながるということについて、障害者全体の共通認識があったということである。



写真4 インタビューに応じる韓国ろう協会のイ・デ・ソップ会長 : 日本視察団

2. 韓国手話言語法における手語（手話言語）施策について

2016年8月に韓国手話言語法が施行された今、韓国における手語（手話言語）施策はどのようなになっているのかを調査するため、国立国語院にて聞き取りを行った。

(1) 韓国における「手語」の定義について

韓国は、さまざまな法律で「手話」と記されていたのを「手語」に改定したが、それは国語院が「手話言語=Sign Language」と、Language（言語）と付くことから手話を言語と認め、「手話言語」を縮めて「手語」としたとのことである。「手話」を「手語」に置換したものではないことに留意すべきである。

なお、ろう者間のコミュニケーションの円滑化が韓国手話言語法の1つの大きな目標となっており、地域によって手話がちがうので標準化のためにも、映像等による手語収集を行う実態調査や研究は必要だと考えている。

(2) 韓国手話言語法における国立国語院の役割と事業

国立国語院は、韓国における言語分野（韓国語、韓国手語などの特別言語）を管轄する組織である。国語政策の一つとして、国語（韓国語、韓国手語）の電話サービス、

観光政策も行っている。

手話言語法ができて間もないため、担当部局となる国立国語院の特殊言語振興課が設置されたのが 2016 年 9 月ということで、研究事業などの本格的な取り組みは始まっていない。しかし、手語の普及には以前より取り組んでおり、2016 年には韓国手語辞典の発行のほか、韓国手話言語法制定に際し、ソウル市の地下鉄車両に設置してあるモニターにて啓発映像を流すなどの手話言語の啓発を行っている。また博物館での手語映像解説（スマートフォンで QR コードにかざすと手話動画で解説を見られる）等の技術研究にも取り組んでいる。

先にふれた通り、国立国語院の中に手話言語の調査研究などの担当部署となる「特殊言語振興課」が 2016 年 9 月 29 日に新設された。手語以外に特別言語としての点字についても所管することになっている。特殊言語振興課は定員 6 名のうち 3 名が就任し、残りは来年度までに補充を行う。

特殊言語振興課としての予算は、2016 年度は 8,000 万ウォン（約 800 万円）。



2017 年度は 13 億ウォン（約 1 億 3,000 万円）を要求しているが、国会承認が必要になる。

今後の方針としては手語に関する実態調査を行い、その調査をもとにいくつかの事業を行う。ろう者間のコミュニケーション、ろう者と聞こえる人とのコミュニケーションが円滑になるように支援していきたいと考えている。

写真 5 韓国手話言語法における韓国国立国語院の役割と事業について 特殊言語振興課 チョ・ホソ 課長（右から 2 人目）から現状を伺う：日本視察団撮影

（3）国立国語院の手話言語施策

韓国手話言語法は、手語と韓国語が同等であることを規定し、手語の発展と保存をベースとし、手語による言語権の保障と生活の向上を内容に盛り込んでいる。韓国手話言語法には「国、地方自治体はろう者が手語通訳を必要とした場合は支援をしなければならない」とある。

国立国語院では、中長期計画の立案を行い、手語単語の標準化、辞典の製作・発刊、手語教員の養成、教材開発を予定している。

2016 年度事業としては①手語資料の統合システムの構築（併せて点字の標準化も行う）、手話映像の製作、②手語広報・啓発事業、③手語辞典の製作である。

2017 年度は①②③のほかに手語の教育課程の開発と評価、言語環境の調査、手語文

化学校の運営などを予定している。

(4) 韓国手話言語法第 11 条（韓国手語の教育等）第 3 項、第 4 項に定める、ろう児への手語を使った教育環境を構築するために

ろう児の言語獲得における手語の選択については今後の課題だが、現在の教科書や教材の手語への翻訳については、今後、一部を補足的にイラストの活用や手語動画でわかりやすく学べるようにしたいと考えている。

手語教員の資格制度は、韓国手話言語法施行令で手話教員 1 級、2 級の資格要件を規定している。現在はまだ手語教員の養成課程をもつ学科はないが、実態調査をし、手語教員の目標数等の検討を経て、2017 年度より本格的に事業を実施していく。

また、現在ある手語通訳士認定制度だけでなく、これからはより専門性の高い手語通訳士を養成できるようにしていきたいとのことであった。韓国手話言語法で国、自治体の手語通訳士利用への支援を規定しているので、ろう者へも大きな利益がある。

第四章 障害者差別禁止法と手話言語法の関係

1. 調査について

2016 年 10 月 7 日、国家人権委員会を訪問した。障害者差別禁止法と手話言語法の関係や、正当な便宜供与などの差別是正に手話言語法がどのような影響を与える可能性があるかについて調査することが目的である。国家人権委員会の障害差別 1 課パク・ソンナム課長とイ・インヨン調査官、障害差別 2 課調査官で弁護士のキム・ウォンヒョン氏と意見交換を行った。以下は調査等に基づいて課題等を整理したものである



写真 6 国家人権委員会面談の様子 右から障害差別調査 1 課 パク・ソンナム課長
障害差別調査 2 課 キム・ウォンヒョン 調査官：日本視察団撮影

2. 障害者差別

禁止法と手話言語法の関係

(1) 課題の設定

手話言語法制定そのものの必要性は、国家人権委員会の政策勧告によって韓国政府が策定した「第 2 次国家人権政策基本計画」に含まれており、国連障害者権利委員会からの勧告もあり、法案提出は 2013 年にすでにされている。法律の内容の細部や実現の時期はともかく、国家人権委員会や韓国政府の中ではその必要性が以前より指摘されていたことになる。そして 2015 年内に国会が成立させた。

そこで今後は、ろう者の公用語としての手語がどれだけ普及するかに焦点が当たってくるが、障害者差別禁止法との関係は特に重要となる。正当な便宜供与（合理的配慮の提供）を公共機関や一定規模の企業に対して義務付けているためである。手語を使用す

るろう者が公共の場において手語を利用することができるかについては、障害者差別禁止法の運用に大いに左右される。つまり、ある案件が申し立てられた時に国家人権委員会の差別有無の判断に対して、手話言語法がどれだけ影響を及ぼし得るのが大きな関心事項となる。

(2) 障害者差別禁止法の手語に関する規定

障害者差別禁止法上、どの部分の規定が手語と関係するのだろうか。まず、以下の法律全体にかかる総則部分の第4条は大変重要である。第4条（差別行為）の①の類型別の差別の定義とそれらの禁止規定、同条②の「正当な便宜」とは、障害者が障害のない人と同等に、同じ活動に参加することができるように、障害者の性別、障害の種別及び程度、特性等を考慮した便宜施設・設備・道具・サービス等、人的・物的な諸般の手段と措置をいう」の定義、すなわち合理的配慮の定義、③の差別行為の正当化事由の規定は押さえる必要がある。

そして、各側部分である個別分野の「正当な便宜」の規定である。例えば、労働に関する正当な便宜供与義務（第11条）の①の6、教育に関する正当な便宜供与義務（第14条）の①の4、情報・意思疎通に関する正当な便宜供与義務を定める第21条など様々な分野における正当な便宜の内容に手語が明記されており、明記されていない分野の正当な便宜にももちろん手語の利用は含まれる。

(3) 差別禁止と施策推進でのツイントラック・アプローチの必要性

障害者差別禁止法は、当該障害者が自らの活動に必要な手語の利用を可能にするための正当な便宜供与（合理的配慮の提供）を求めることができ、それが拒否された場合に拒否した側の差別となることもあり、差別とされた場合に何らかの措置が必要となる。こうして障害者の権利保障を進めるのが差別禁止アプローチであり、大きな効果を期待することはできるが、このアプローチにももちろん限界がある。すなわち社会資源の量と質の問題である。そして関連して、正当な便宜供与の内容は過重な負担への考慮を入れながら、申し立てる側と申し立てられた側の妥協点を探って機会の平等を保障する、というものであるため、求めた便宜が必ずしも保障されない、という問題がある。双方が納得すればコミュニケーション手段を手語の利用の代わりに筆記でもよいためである。質の高い手語を利用できるように例えば国や自治体、民間事業者の手語通訳士を増やすべきといったことまで求めることが難しいということである。

そこで、手語の研究や普及、手語通訳士の養成など手語の利用環境の整備にはそうした施策の推進を進めるアプローチも必要ということになる。施策を推進し、社会環境の整備を進めながら、差別禁止アプローチで個別具体的に権利保障を図っていく、というツイントラック・アプローチが手語の保障、すなわち障害者の権利の保障に大きな効果をもたらす。この施策推進アプローチの根拠法に手話言語法がなりうる。施策推進の根拠法である手話言語法にはさまざまな国や自治体の責務が規定されているため、正当な便宜供与の内容の判断に当たり、そうした責務が十分に果たされていないと国家人権委員会が判断すれば、勧告などの何らかの措置がとられることになる。例えば、手話言語法第16条（手語通訳）に定める国と自治体の役割が根拠となりうる。また、同第16条

の③で国と自治体がろう者の「求職」において手語通訳を支援する旨が規定されている。求職時の正当な便宜供与について障害者差別禁止法に明示規定はなく、ろう者の求職時の正当な便宜供与の有無の判断に影響がでてくるとある関係者は述べている。

こうしてみると、障害者差別禁止法と手話言語法は補完関係にあるのが理解できる。決して別個関係のない法律ではなく、手語の普及等、ろう者の権利保障のために差別禁止と施策推進を両輪として進めるツイントラック・アプローチが求められる。韓国の手話言語法の内容において施策推進の部分が弱い、という指摘も別の場で聞いた。施策の推進という点では、たしかに日本の場合には障害福祉との連関性を明確にすべきなのかもしれない。ろう者の公用語としての手語がどのような形で普及していくのか、今後の継続した調査が必要であると思われる。

第五章 韓国手話言語法の視察のまとめと考察

まず、打合せ、視察訪問先それぞれについて、ポイントになると思われたことを箇条書きでまとめてみた。その上で全体としてのまとめと考察を行った。

●2016年10月5日ガイドとして同行してもらったキム・ボソク氏（韓国手語通訳士）との打ち合わせなどのまとめ

- ・韓国手話言語法がスタートしての期待は、韓国手語の標準化、講師の養成のレベルアップ、ろう教育における手語活用などにあるとのこと。
- ・韓国のろう者の反応として、手話言語法が制定されたことはみんな知っている。教育面にかかる内容が多く、生活を変えていく施策が少ないことの不満があるという。
- ・韓国では障害者、ろう者に対する差別がまだまだ多い。理解が広がっていない。日本の方が、聞こえない事に対する理解があり配慮してもらえる。韓国では、まず法律を作ることにより、その法律をもとに社会を変えていくやり方があるとの話は興味深いものがあった。

●韓国ろう協会訪問

- ・韓国では法案は議員が提出するとなっており、手話言語法に関しては4つの法案がだされたが、一本化を調整することはできた。議員に何度も会い、同じ話を何度も繰り返し粘り強く説得してきたとのことで、粘り強くロビー活動を重ねてきたことが窺えた。
- ・「手語」としたのは、国立国語院であり、韓国のろう者は「手話」、「手語」まちまちに使っている。手語が韓国の社会にまだまだ広がっていないので、普及啓発をしていきたいとのこと。手語を教えることができる人を増やす、ろう者の手語の標準化やレベルアップを考えたい。教育面では人工内耳の普及が急で、保護者の手語に対する理解がなく、大きな危機感を持っていることが窺えた

●国立ソウルろう学校

- ・韓国手話言語法制定後、ろう学校教員に対し90日間の手語研修を行う、新たにろう学校に赴任する教員に対しても4週間の手語研修もということは大きい。
- ・国立ソウルろう学校は日本の筑波大学附属聴覚特別支援学校（筑波大学附属聾学校）と同じような学校なので、教員の異動は基本的になく、全員が一定の手話技術は持っているようである。以前からトータルコミュニケーションで教育を行っている。手語通訳士資格を持つ教員も5名いる。ろう教員は二人と少ないが、試験に受かる力を持つろう者が少ないためである。
- ・公立のろう学校では日本と同じように異動があり口話中心のように思えた。学校数が韓国全国で19校というのは少ない。韓国ではインクルーシブ教育の影響があり、ろう学校に在学する児童生徒の数が減少し、地域の学校に通うろう児も多い。やはり、人工内耳装用児童が増えていること、保護者の音声言語優先への声の大きいことに危機意識が見られた。
- ・手話言語法により、ろう学校で手語を習得し手語能力を伸ばし、教育学習言語として手

語を使用することを定めたことは大きく、今後への期待は大きい、厳しい状態でもあるようだ。

●ソウル市手語教育院

基礎クラス、中級クラス、高級（上級）クラス、また単語力向上のクラスなどが設定され、定員は20名～40名、講師はろう手語通訳士、手語通訳士が担当、基礎クラスなどろう者一人で指導するクラスあり。週4回のカリキュラム、一ヶ月で修了とのことだが、手語通訳士合格までの平均年数は3年～4年とのことだった。テキストは、初めてのクラスでも文字だけで編集されており、講師の手語を見て、また会話の中で手語を覚えていくスタイル。手語単語の本は別売。教室での指導の参観はできなかったのが残念ではあるが、日本の手話奉仕員養成・手話通訳者養成のカリキュラムと基本的には大体同じ感じで、日本よりナチュラルアプローチ中心か。受講者は手語を使う機会が少ないので、「今日は手語教育院にいる間は手語のみ、声は出さないで。」との掲示あり。手語を使う機会が少ないということは、やはり日本の手話サークル活動の存在は大きいのではないかと思った。

この手語教育院は、現在の韓国ろう協会の会長さんが、ソウル市ろう協会会長のときに設立したとのことで、手話言語法以前から運営されている。韓国手話言語法において文化体育観光省が「手語の使用促進及び普及のため、公共機関及び韓国手語関連法人・団体を韓国手語教育院として指定することができる」とあるが、この手語教育院もその指定になるのだろうか。

なお、同行の韓国手語通訳士に、「手語通訳士の年収は、他業種と比べてどれぐらいのレベルとなるか？」と聞いたところ、「平均で言えば、福祉従事者と同じぐらいの年収」とのことであった。韓国で福祉従事者の年収はどれぐらいの位置づけとなるかはわからないが、手語通訳が職業として成り立つからこそ、手語訳士を目指す人（特に若い人）が多いということに現れていると考える。

●国立国語院

- ・まだ準備の段階であった。まずろう者間のコミュニケーションがスムーズにできるよう、韓国手語の標準化への実態調査、辞典の作成、手語教員の養成、教材開発を予定し、2017年度は13億ウォン（約1億3,000万円）の予算要求中。
- ・国語院として「手話言語」だからこれを縮めて「手語」としたとのこと。
- ・韓国ろう協会とも意見交換し、保健福祉省、文化体育観光省他と協力して施策を進めていきたいとのこと。
- ・一般の人々への手話言語の理解、普及啓発も国語院の担当になる。6月～8月にろう者、手語啓発動画を地下鉄車両のモニターにて流した。
- ・韓国手話言語法では、手語の研究、実態調査、使用促進・普及については文化体育観光省が管轄となっている。文化体育観光省のもとに国語院が仕事をする形のようなのである。
- ・日本では、連盟結成時に各地から参集したろう者同士で手話が違うために、やり取りに苦労し、それが「わたしたちの手話」刊行につながったが、韓国では地域間の手語の標準化・共通化はこれからの課題なのかもしれない。

●障害者団体訪問

- ・3団体事務所を訪問したが、特に韓国障害者団体総連盟の事務総長らとヒヤリングできた。
- ・総連盟では、2～3年間各団体持ち回りで連盟の代表を担当し、韓国ろう協会会長も代表を担当した。その経験もあり韓国手話言語法制定運動について理解が広がり、他の障害者団体からの支援を得ることができた。また手話言語法制定運動が点字法の制定にもつながったとのことである。
- ・韓国手話言語法については、制定過程や制定後の法律の内容を見ると、言語研究に偏り、手語の標準化に重きがおかれ、手語の保障や提供サービスなどの実際のろう者の生活が変わることにつながるものは少ないとの不満もあるのではないかと指摘があった。暮らしにつながるサービス面の規定が手話言語法にはない。言語面での法整備とサービス面での法整備の二つが必要であるとして、日本の手話言語法制定と情報・コミュニケーション法制定の二つの取り組みを行っていることに対して評価していただいた。

●国家人権委員会

- ・2014年の時に訪問しており、2回目。申し立ては年間1,000件ぐらい。約50%は肢体障害者、聴覚障害と視覚障害が約10%の割合。内容は移動、情報、コミュニケーションのアクセシビリティにかかるものが多い。労働関係が多いだろうと予測していたが、全体のうち10%と少なかった。韓国においても法定雇用率制度が導入されており、政府部門は法定雇用率が3%、民間部門は2.7%とされ、単純に比較することはできないが、この数値は日本のそれより高い。すなわち、雇用される障害者の数は増えているが、職場定着や労働の質の確保については課題が多いということである。聴覚障害者からの事例の一つに、ネットバンキングやショッピングなどの本人認証の問題があり、改善を働きかけ、チャットによる本人確認ができるよう進んできた。しかし、韓国で実施されている電話リレーサービスは使えない。金融機関は、中継する手語通訳者は認めていないとのことである。
- ・手話言語法制定の必要性は、人権委員会として計画に入れ、国連からも勧告があった。障害者差別禁止法だけでは、社会資源や制度が整っていない。そのため手話言語法による施策の推進は大切である。また障害を理由とする差別かどうか、合理的配慮の提供が成されているか判断の根拠として、韓国手話言語法の第16条(手語通訳派遣センター等)に定める国と地方自治体の役割が根拠となりえる。但し、行政で手語が通じるようにして欲しいと障害者差別禁止法と手話言語法の二つを根拠に要望することはできるが、代替措置が認められるので、遠隔地手語通訳のシステムが置かれるなどの難しい問題もあるとの話が印象に残る。

●儀旺市手話通訳派遣センター兼ろうあ協会

- ・ソウル特別市を離れた地域のろうあ協会とセンターを訪問できたことは貴重な経験だった。ろう者が歓談できるサロン、ゲーム器具もおかれて練習できる小さなホール、食堂的な部屋もあり、地域のろう者が集まれるセンターであり、日本の聴覚障害者情報提供施設と類似していると思われる。

- ・手語通訳派遣センターとして手語通訳者は7人雇用しており、手語通訳のニーズには対応できているとのこと。次年度の予算確保につながるので利用実績を上げるよう努力している。実績が下がればすぐ予算が削られる。地方分権のため、国と地域の自治体からの資金により運営しているので、地域の予算が厳しい。地域の行政府と議員に要望することは欠かせない。儀旺市のセンターは比較的予算は良い方ではないかと感じた。
- ・聞こえる人のろう者、手語の理解が不十分であり、手語通訳者のレベルも高めていく必要がある。母親が日本人のセンター所長の話では、手語通訳派遣センター方法が良いとは思っていない。日本の手話通訳者は心のこもった丁寧な通訳をしてくれた。韓国は仕事としてするだけ。また社会全体に差別が多い、差別をなくし平等にすることが必要だとの話が印象に残っている。
- ・手話言語法の経過に詳しい人の話を聞くことができた。手話言語法制定のひとつのきっかけが映画「トガニ」にあること、「ろう者の公用語」という書きぶりになっているが、もっと広い範囲にするべきだったとの話が印象に残っている。
- ・年間の手語通訳士派遣件数は「かなりある」とのことである。手語通訳士派遣だけでなく、遠隔手語通訳にも対応しているようである。「手語通訳現場で通訳を受ける側（ろう者）として困るケースは何が多いか？」との質問に、「電波が悪いときは映像が切れたりすること」と回答があったことに、韓国では、遠隔手語通訳は、もう通訳方法の1つとして定着しているのではないかという印象を受けた。
 なお、韓国手話言語法第13条（韓国手語の情報化）第2項に、国は遠隔情報通信サービスや情報通信網を活用し、誰でも手語を便利に使用することができるよう、必要な施策を用意しなければならないとあり、これも後押しとなっていると思われる。
- ・センター長から、韓国は手語通訳派遣センターがたくさんあるとはいっても、日本の手話通訳者のように、ろう者の気持ちに寄り添った通訳を全てしてもらえるわけではない、そういう意味では日本を羨ましく思うことがあると話されたことは興味深い。同行の韓国手語通訳士と雑談の折に、「日本は手話通訳者の団体があるが、韓国の手語通訳士には団体はない。韓国は手語通訳が職業となっているからだろうか。」という話を聞き、手話通訳者の役割、「情報保障」と「支援」について考えさせられた覚えがある。
 また、韓国手話言語法の制定により、これから手語を学ぶ場が増えることで、ろう者の仕事が増えることにつながると期待をしているとの話があった。教育を受ける機会がなく、そのために文の読み書きが不得手なろう者も多く、職業の選択も限られ、仕事の間も少ないことから、このような期待感があるのではないかと思った。

●全体的な考察

韓国手話言語法は2016年8月4日に施行されたので、まだまだ準備段階である。手語を教える講師養成について、最低でも120時間の教育課程修了を必要とすることが定められているが2年間の準備のあとスタートとのこと。ろう学校において韓国手語を教育学習言語として使用しなければならないとし、教員の手語習得研修も始まろうとしているが、人工内耳装用が広がり、保護者の音声言語優先の考えが強いという危機感があった。

手話言語法の所管省庁である文化体育観光省を訪問できなかったのは残念だが、国立国

語院が韓国手語の標準化、辞典作成、啓発普及を担い、国家予算のもとに進められることは大きい。言語的な実態調査、研究に取りかかるという意味で、まずろう者の公用語たる言語として手話を位置づける施策から始まるということである。

韓国での手話言語法制定の運動は、映画「トガニ」により、厳しい差別の状況が国民に明らかにされたこと、障害者団体との交流により手話言語法制定への理解が得られたこと、当事者の運動として粘り強く国会議員などに会ってのロビー活動があったことなどが確認できた。いざ法案づくりになると、国会の動きの中での調整には大きな困難があり、いろいろと妥協もなされたことも分かった。これは今後、法改正の運動につながると思われる。

実際のろう者の暮らしがどのように変わるかについては、現在の障害者福祉法に規定している手語通訳派遣センターの運営が中心となっているようだが、地方分権のため、運営費は地方自治体の負担となり、財源的に厳しく、地方格差が大きくなってきているようである。手語通訳士の質と量の問題も大きい。これについては韓国手話言語法の第 16 条（手語通訳）に規定があり、障害者福祉法と手話言語法、そして障害者差別禁止法が三位一体になっての施策の充実ということがポイントになるのではないかと思った。

また、「手話ができる人」の広がりというのはこれからの課題であり、一般の聴覚障害に対する理解、聴覚障害のある人に対する配慮、日常的な初歩の手話の普及などは、日本と比べると遅れているようである。韓国手話言語法における「手話」とは、音声を使わず「視覚・動作体系をもとに生じた固有の形式の言語」が対象にされていると理解したが、日本では、日本語の音声とともに使う手話が広がっている状況がある。良い面は、一般社会への聴覚障害者への理解、聞こえない・聞こえにくい事への配慮、そして初歩的な手話が広がりやすいことではないかと思われる。音声を伴わない手話言語、音声とともに使う手話それぞれの役割があり、それぞれ使いやすい環境整備が必要である。両者の整理も重要ではないかと思われた。

まとめると、手話言語法一つだけを見るのではなく、日本で言えば、障害者基本法、障害者総合支援法、障害者差別解消法、（その他にも、障害者福祉計画を策定しての施策の充実、放送・通信・政見放送等の総務省関係、移動等の国土交通省関係等もある）これに今後、手話言語法と情報・コミュニケーション法がどのように絡まり合っていくかを見ていくことが重要であると改めて感じた。

韓国手話言語法

(2015 年 12 月 31 日制定)

公布日：2016 年 2 月 3 日

施行日：2016 年 8 月 4 日

崔榮繁仮訳（2016 年 2 月 15 日版）

監修：一般財団法人全日本ろうあ連盟

第 1 条 総則

第 1 条（目的）

この法律は、韓国手話言語が国語と同等な資格を有するろう者¹固有の言語であることを明確にし、韓国手話言語の発展及び保全の基盤を準備し、ろう者と韓国手話言語使用者の言語権と生活の質を向上させることを目的とする。

第 2 条（基本理念）

- ①韓国手話言語（以下「韓国手語」という）は、大韓民国のろう者の公用語である。
- ②国と国民は、韓国手語を使用するろう者がろうアイデンティティを確立し、韓国手語とろう文化を継承し、発展することができるよう協力する。
- ③ろう者と韓国手語使用者（以下「ろう者等」という）は、韓国手語の使用を理由に、政治、経済、社会、文化のすべての生活領域（以下「すべての生活領域」という）において差別を受けず、すべての生活領域において韓国手語を通じて生活を営み、必要な情報を提供される権利を有する。
- ④ろう者等は韓国手語により教育を受ける権利を有する。

第 3 条（定義）

この法律で使用する用語の意味は次の通りである。

1. 「韓国手語」とは大韓民国のろう文化の中で視覚・動作体系をもとに生じた固有の形式の言語をいう。
2. 「ろう者」とは、聴覚障害を有する者で、ろう文化の中で韓国手語を日常語として使用する者をいう。
3. 「韓国手語使用者」とは、ろう者以外に聴覚障害または言語障害により韓国手語を日常語として使用しあるいは補助的に使用する者をいう。
4. 「ろう文化」とは、ろう者としてろうアイデンティティと価値観を基盤とする生活様式の総称をいう。
5. 「ろうアイデンティティ」とは、ろう者として有する自己同一性をいう。
6. 「手語通訳」とは、韓国手語を国語に変換し、あるいは国語を韓国手語に変換することをいう。

¹ 韓国語原文は**농인**であり直訳すると聾人となるが、本仮訳では日本語で一般的な「ろう者」とする。

7. 「公共機関等」とは、国、地方公共団体及び「公共機関の運営に関する法律」による公共機関をいう。

第4条（国と地方公共団体の責務）

- ①国と地方公共団体は、韓国手語を教育、普及、弘報する等、ろう者等の韓国手語の使用環境を改善するための政策を立案・施行しなければならない。
- ②国と地方公共団体は、ろう者のろうアイデンティティの確立とろう文化の育成に必要な政策を立案・施行しなければならない。
- ③国と地方公共団体は、この法律の解釈・適用において、「障害者権利条約」の内容と趣旨に符合させなければならない。

第5条（他の法律との関係）

韓国手語に関して他の法律に特別な規定がある場合を除き、この法律の定めるところに従う。

第2章 基本計画の立案等

第6条（基本計画の立案）

- ①文化体育観光省長官²は、韓国手語の発展及び保全のために、韓国手語発展基本計画（以下「基本計画」という）を韓国手語関連の専門家の審議を経て、5年ごとに立案・施行しなければならない。
- ②基本計画には次の各号の事項が含まれなければならない。
 1. 韓国手語政策の基本方向と推進目標に関する事項
 2. すべての生活領域におけるろう者の韓国手語の使用環境の改善に関する事項
 3. 韓国手語の研究及び専門用語の標準化に関する事項
 4. 韓国手語の教育に関する事項
 5. 韓国手語の普及に関する事項
 6. 韓国手語の通訳に関する事項
 7. 韓国手語に関する専門人員の要請に関する事項
 8. ろう者のろうアイデンティティの確立とろう文化の育成に関する事項
 9. 韓国手語の情報化に関する事項
 10. 南北韓³の韓国手語の交流及び研究に関する事項
 11. 韓国手語の発展のための民間部門の活動の促進に関する事項
 12. 韓国手語関連の法令の制定・改正に関する事項
 13. その他、韓国手語の発展に必要な事項
- ③文化体育観光省長官は、基本計画を立案する時には事前に関係中央行政機関の長と協

² 「文化体育観光省」は直訳すると「文化体育観光部」となる。文化体育観光部の部は日本の省にあたり、長官は大臣に当たる。日本語では文化観光大臣であるが、「部」の長官ということで文化体育観光省長官と訳した。

³ 韓国において「南北朝鮮」を意味する。

議しなければならない。

- ④文化体育観光省長官は、確定した基本計画を関係中央行政機関の長と特別市長、広域市長、特別自治市長、道知事（以下「市・道知事」という）に知らせなければならない。
- ⑤文化体育観光省長官は、基本計画の立案のために必要であると認められる場合、公共機関等に対し基本計画の立案のために必要な資料の提出を求めることが可能であり、資料の提出を求められた者は正当な事由がない限り、これに従わなければならない。
- ⑥その他に基本計画の立案等に必要な事項は大統領令で定める。

第 7 条（年度別施行計画の立案・施行等）

- ①文化体育観光省長官、関係中央行政機関の長及び市・道知事は、基本計画に伴い、毎年韓国手語発展施行計画（以下「施行計画」という）を立案・施行しなければならない。
- ②関係中央行政機関の長と市・道知事は次年度の施行計画及び前年度の施行計画により推進実績を大統領令に定めるところに従って文化体育観光省長官に提出し、文化体育観光省長官は、毎年施行計画による推進実績を評価しなければならない。
- ③施行計画の立案・施行と推進実績の評価等に必要な事項は大統領令で定める。

第 8 条（報告）

政府は基本計画、施行計画及び推進実績を確定後、遅滞なく国会に報告しなければならない。

第 9 条（実態調査）

- ①文化体育観光省長官は、韓国手語政策の推進のために 3 年ごとにろう者の韓国手語の使用環境等に関する実態を調査することができる。
- ②文化体育観光省長官は、第 1 項による実態調査のために必要な場合には公共機関等に資料の提出や意見陳述等を要求することができる。この場合、資料提出や意見陳述等を求められた者は特別な事由がない限り、これに従わなければならない。
- ③韓国手語の使用環境等に関する実態調査に必要な事項は大統領令で定める。

第 3 章 韓国手語の発展及び普及

第 10 条（韓国手語の研究等）

- ①文化体育観光省長官は、韓国手語の保全及び発展のために韓国手語について持続的な研究を遂行しなければならない。
- ②文化体育観光省長官は、ろう者等が各分野の専門用語を簡便に使用することができるよう、専門用語を韓国手語に標準化する研究事業を実施することができる。
- ③文化体育観光省長官は、第 1 項に基づく研究を遂行するため、専門機関を指定し、あるいは研究所、大学又はその他必要であると認められる関係専門機関に研究を委託す

ることができる。

第 11 条（韓国手語の教育等）

- ①国と地方公共団体は、ろう者等の韓国手語及び韓国語能力を伸長することができる教育環境を醸成しなければならない。
- ②国と地方公共団体は、ろう者等の教育において、障害発生の初期から韓国手語を習得することができるよう必要な政策を用意しなければならない。
- ③国と地方公共団体は、ろう学校をして韓国手語を韓国語と同等な教育学習言語として使用するようにしなければならない。
- ④国と地方公共団体は、ろう学校教育において韓国手語を使用した教育及び韓国手語を通じた学習が円滑に行うことができるように支援しなければならない。

第 12 条（ろう者等の家族に対する支援）

- ①国と地方公共団体は、ろう者等の家族のために韓国手語教育、相談及び関連サービス等の支援体系を用意しなければならない。
- ②国と地方公共団体は、聴覚障害がある児童の父母等が韓国手語を円滑に使用することができるよう、韓国手語教育等を実施しなければならない。

第 13 条（韓国手語の情報化）

- ①国は、韓国手語の情報化を通じて、知識と情報を生産・活用することができるよう、各種事業を積極的に施行しなければならない。
- ②国は、遠隔情報通信サービス網等、情報通信網を活用し、だれでも韓国手語を便利に使用することができるよう必要な政策を用意しなければならない。

第 14 条（韓国手語の使用促進及び普及）

- ①文化体育観光省長官は、公共の大衆媒体を活用し、国民に対し韓国手語を弘報するなど、韓国手語に対する認識を拡散し、韓国手語の使用を促進しなければならない。
- ②文化体育観光省長官は、韓国手語を学ぼうとする国民のために、教育課程と教材を開発し韓国手語教員を養成する等、韓国手語の普及に必要な事業を施行しなければならない。
- ③文化体育観光省長官は、韓国手語の使用促進及び普及のため、公共機関及び韓国手語関連法人・団体を韓国手語教育院として指定することができる。
- ④国は、第 3 項によって指定された韓国手語教育院の運営に必要な経費を予算の範囲で支援することができる。
- ⑤第 2 項による韓国手語教員の資格要件等に関する事項及び第 3 項による韓国手語教育院の指定要件等に関する事項は大統領令で定める。

第 15 条（韓国手語能力の検定）

- ①文化体育観光省長官は、韓国手語能力の向上・評価のため、韓国手語能力を検定することができる。

- ②第 1 項による韓国手語能力の検定の方法や手続き、内容及び時期に関して必要な事項は大統領令で定める。

第 16 条（手語通訳）

- ①国と地方公共団体は、手語通訳を必要とするろう者に対し、手語通訳を支援しなければならない。
- ②国と地方公共団体は、公共行事、司法・行政等の手続き、公共施設の利用、公営放送、その他公益上、必要であると認められる場合に手語通訳を支援しなければならない。
- ③国や地方公共団体は、ろう者の求職、職業訓練、労働等の職業活動全般に不利益が無いよう、手語通訳を支援しなければならない。
- ④国と地方公共団体は、手語通訳関連の専門人材を養成するために努力しなければならない。
- ⑤国と地方公共団体は、「障害者福祉法」第 58 条第 1 項第 2 号による手語通訳センターを設置運営することができる。

第 17 条（韓国手語の日）

国は、韓国手語の日を定め、韓国手語に対する認識を向上するための記念行事等を推進することができる。

第 18 条（民間団体等の活動支援）

国と地方公共団体は、韓国手語の発展と普及を目的とする法人・団体等に対し、予算の範囲において必要な支援を行うことができる。

第 4 章 補則

第 19 条（協議）

中央行政機関の長は、韓国手語の使用に関する内容が含まれる法令を制定し、あるいは定めるときは、事前に文化体育観光省長官と協議しなければならない。

第 20 条（権限の委任・委託）

- ①この法律による文化体育観光省長官の権限は大統領令で定めるところにより、その一部を市・道知事に委任することができる。
- ②文化体育観光省長官は、この法律による業務の一部を大統領令に定めるところにより、関連機関・団体に委託することができる。

附則

第 1 条（施行日）

この法律は公布後 6 か月が経過した日から施行する。

第 2 条（他の法律の改正）

- ①「交通弱者移動便宜増進法」の一部を次のとおり改正する。

第 17 条第 1 項の中の「手話」を「韓国手語」とする。

- ②「放送法」の一部を次のとおり改正する。

第 69 条第 8 項の中の「手話」を「韓国手語」とする。

- ③「映画およびビデオ物の振興に関する法律」の一部を次のとおり改正する。

第 38 条第 2 項の中の「手話」を「韓国手語」とする。

- ④「障害者・高齢者・妊婦等の便宜増進の保障に関する法律」の一部を次のとおり改正する。

第 16 条の 2 の前段の中の「手話」を「韓国手語」とする。

- ⑤「障害者雇用促進及び職業リハビリテーション法」の一部を次のとおり改正する。

第 21 条第 1 項第 3 号の中の「手話通訳士」を「韓国手語通訳士」とする。

- ⑥「障害者等に対する特殊教育法」の一部を次のとおり改正する。

第 5 条第 3 項の中の「保健福祉省長官」を「文化体育観光省長官・保健福祉省長官」とする。

- ⑦「障害者差別禁止及び権利救済等に関する法律」の一部を次のとおり改正する。

第 3 条第 8 号ナ目の中の「手話」を「韓国手語」とし、第 11 条第 1 項第 6 号の中の「手話」を「韓国手語」とし、第 14 条第 1 項第 4 号の中の「手話通訳」を「韓国手語通訳」とし、第 20 条第 2 項の中の「手話通訳」を「韓国手語通訳」とし、第 21 条第 1 項の前段の中の「手話」を「韓国手語」とし、同条第 2 項の中の「手話通訳士」を「韓国手語通訳士」とし、同条第 3 項の中の「手話通訳」を「韓国手語通訳」とし、第 23 条第 3 項の中の「手話」を「韓国手語」とする。

- ⑧「障害者福祉法」の一部を次のとおり改正する。

第 22 条第 2 項の中の「手話」を「韓国手語」とし、同条第 3 項の中の「手話通訳」を「韓国手語通訳」とし、第 23 条第 2 項の中の「手話通訳」を「韓国手語通訳」とし、第 71 条第 1 項の中の「手話通訳士」を「韓国手語通訳士」とする。

- ⑨「著作権法」の一部を次のとおり改正する。

第 33 条の 2 第 1 項の中の「手話」を「韓国手語」とする。

2017 年度 ハンガリー調査（抜粋版）

はじめに 調査の背景と目的

ハンガリーでは手話言語通訳者の派遣サービスやテレビ放送番組への字幕・手話言語通訳の付与、バイリンガル教育の実施などを内容とする「ハンガリー手話言語及びハンガリー手話言語の使用に関する法律（以下ハンガリー手話言語法）」が 2009 年 11 月 9 日に制定され、2010 年 7 月から施行されている。同法は先行的に制定されたニュージーランドおよびフィンランドの手話言語法をモデルとして作られており¹、欧州ろう連合は手話言語法のモデルであるとしている。

我が国においても手話言語法の実現は、手話言語を第一言語とするろう者にとってその言語的地位を強固にし、社会参加の道をさらに広げるものであると期待されている。私ども全日本ろうあ連盟は、手話言語法の制定に向け、手話言語法制定推進運動本部を立ち上げてこれまで長年活動に取り組んできた。特に諸外国における手話言語関連法制の状況把握に力を入れてきており、ハンガリーの手話言語法についてもこれまでに 2011 年 5 月および 2016 年 9 月に視察調査を実施し、その制定に至るまでのプロセスや法規の具体的内容を明らかにするよう努めてきた。こうした知見は、調査報告書として全日本ろうあ連盟のホームページで公開されている²。

なお、ハンガリーの手話言語法は全面的に一斉施行する形を取らず、字幕放送やバイリンガル教育など一部の内容について、2010 年 7 月と 2011 年 1 月、そして 2017 年 7 月の 3 段階に分けて 7 年かけて施行する方式をとっていた（同法第 31 条）。そこで、同法が全面的に施行された 2017 年、手話言語法制定推進運動本部は、その具体的な実施状況を把握することを期して、第 3 回目の欧州調査チームをハンガリーに派遣した。今回の調査では、前回のように聞こえない・聞こえにくい当事者だけでなく、手話言語に関する研究機関に手話言語法の実施を担当する省庁や監督機関、新生児聴覚スクリーニング、聞こえない・聞こえにくい人に関する教育の関係者といった手話言語法に深く関わる関係者に幅広く取材を実施し、ハンガリー手話言語法の実施をめぐる全体的かつ具体的な状況を多角的な視点から把握しようとするものであった。そのような意味で従来の調査以上に大きな成果が期待されていた。

さらに、奇しくも今年は第 3 回世界ろう連盟第 3 回国際研究大会がハンガリーで開催され、併せて手話言語に関する興味深い分科会が設けられたため、調査団は、手話言語に関する世界的な動向を把握することも兼ねて同会議へ参加し、精力的に情報収集を行った。

このような調査により得られた成果について、以下報告したい。なお、本報告書は調査団長である石橋大吾氏および全日本ろうあ連盟事務局の助言・指示のもと岩山誠が執筆したものである。また、報告書中に掲載している国連障害者権利委員 Laszlo Gabor Lovaszy（ラズロ・ギャボル・ロヴァスィ）の講演要旨の作成については小林昌之氏のご協力をいただいた。取材先の紹介やハンガリー手話言語法の情報の提供など多大なご協力を賜ったハンガリーろう・難聴協会（SINOSZ）に深い感謝の念を示しつつ、本報告が我が国における手話言語法の制定に向けて幅広い分野で活用さ

¹ 全日本ろうあ連盟（2012）『「手話言語法（仮称）制定推進事業」報告書 2012』，44～45pp. (<https://www.jfd.or.jp/info/misc/sgh/20120728-sgh-report2012b.pdf>)

² 第 1 回調査報告書：<https://www.jfd.or.jp/info/misc/sgh/20120728-sgh-report2012b.pdf>

第 2 回調査報告書：<https://www.jfd.or.jp/2017/01/04/pid15992>

れることを期待したい。

なお、日本で一般的に使用されている用語について、2016 年第 2 回欧州視察で作成された報告書との整合性を図るため、障害者権利条約の「社会モデル」の考え方を踏まえ、今回の報告書においても以下のように記述する。

「手話」について、日本では「手話」が一般的に使用されているが、その「手話」を言語的性格が強調される「サイン・ランゲージ (Sign Language : 手話言語)」として表現している欧州の考え方に沿って、本稿でも「手話言語」の呼称を使用する。そのような取り扱いに合わせて我が国で一般的に用いられている「手話通訳者」もすべて「手話言語通訳者」とした。

また、広く用いられている「国際手話」は、英語では「インターナショナル・サイン」とされており、欧州ろう連合では言語の地位を認めていないことを踏まえ、そのまま「国際手話」とした。

「健聴者」または「聴者」は、聴覚に障害のない、聞こえる人を総称するものとして広く使用されているが、今回の報告書ではすべて「聞こえる人」に統一した。

「主に障害のない児童が通学する学校または教育」の意味で使われている「普通学校」は、今回の報告書では「地域の学校」として記述することとした。

最後に、今回、主要な取材先となった、「ハンガリーろう・難聴協会」は必要な場合を除き「SINOSZ」と表記することとした。

第1章 ハンガリーの基本情報、調査方法と成果

1. ハンガリーの基本情報

表 1 ハンガリーの基本情報（参考情報として日本の状況も掲載）

	ハンガリー	（参考情報）日本
人口	約 980 万人	約 1 億 2675 万人
障害者数 （うち聴覚障害者の人数）	56 万 1,247 人 （身体障害者＋知的障害者 計：2011 年国勢調査） （内 ろう者：8,571 人 難聴者：63,014 人 盲ろう者：3,262 人 （ハンガリー中央統計局）	約 448 万 5,500 人 （内 身体障害者：386 万 3,800 人 知的障害者：62 万 1,700 人 （厚生労働省 2011 年「生活 のしづらさ実態調査」） 身体障害者のうち 聴覚障害者：32 万 4,000 人 （同上）
障害者であることを証明 する方法・制度などの有無	①政府発行の身体障害者手帳 ②SINOSZ 発行の証明書… SINOSZ が提供するサービス を利用するために必要	身体障害者手帳
政体・議会など	共和制（大統領制） 一院制（定員 199 名：任期 4 年）	立憲君主制（議院内閣制） 2 院政（衆議院 475 人：任期 4 年/参議院 242 人：任期 6 年）
地方行政区画	19 の地域（日本の県と同一）	47 都道府県
ろうあ協会（国 - 地域）	国：ハンガリーろう・難聴 協会（SINOSZ） 地域：13 の地域に SINOSZ による手話言語通訳派遣セ ンターを政府の資金で設置	国：全日本ろうあ連盟 地域：47 都道府県協会
ろう学校数	8 校	118 校 （文部省報告書より）
ろう教員の数	8 人	全ての種別の学校に在籍する ろう教員数 475 人（2017 年 7 月 1 日現在） （全国聴覚障害教職員協議会 提供）
手話言語使用者数	約 9,000 人	約 61,000 人 ³

³ 手話言語使用者数の算出方法…聴覚障害者の人数 32 万 4,000 人（厚生労働省 2011 年「生活のしづらさ実態調査」）
×18.9%（H18 年厚労省調査「身体障害児・者実態調査結果」にて示されている障害の程度別にみた聴覚障害者のコミ

手話言語通訳者数	約 70 人	3,524 人 ⁴ (2018 年 1 月 5 日現在)
----------	--------	---

(2017 年 11 月時点)

2. 調査方法

(1)調査の準備

手話言語法制定推進運動本部では、2017 年 8 月 18 日に実務者会議を開催し、調査項目について協議の上、手話言語法による制度の実施状況及び実施体制を中心とする下記の項目を調査のポイントとした。

- ① 手話言語法制定による社会変化
- ② 手話言語通訳サービスの運用状況と運営体制等
- ③ 手話言語通訳もしくは字幕を付したテレビ放送の実施状況及び実施体制
- ④ バイリンガル教育の実施状況及び実施体制
- ⑤ 情報パック・メンター制度の実施状況及び実施体制
- ⑥ コミュニケーション上の支援ニーズを持つ政治家の活動に対する合理的配慮の状況
- ⑦ 手話言語を保存・継承・発展させるための取り組みの状況

その上で、上記の内容につき聴取可能と思われる主要な取材先を下記のように選定した。

- ① 在ハンガリー日本大使館
- ② ハンガリー手話言語法を所轄する省庁
- ③ ハンガリーろう・難聴協会 (SINOSZ)
- ④ バイリンガル教育関係を所轄する省庁
- ⑤ ろう学校／地域の学校
- ⑥ 病院 (産婦人科・小児科)、保健所

これらの取材先との接触は、まずハンガリーろう・難聴協会および在ハンガリー日本大使館に協力を求め、取材のアポイントメントを取るようにした。その結果、下記の通り 6 か所 (世界ろう連盟第 3 回国際研究大会を除く) から取材の了承を得ることができた。取材先には、事前に調査項目を記載した文書を送付し、文書及び取材当日のやり取りの中で返答していただく方法を取った。

(2)取材先及び主な取材内容

今回の取材では、聞こえない・聞こえにくい人の当事者団体であるハンガリーろう・難聴協会に加え、手話言語法の所轄官庁である人材能力省、テレビ放送番組への字幕・手話言語通訳の付与に関する監督を担当する国家メディア・情報通信庁 (The National Media and Intercommunication

コミュニケーション手段の状況における「手話言語・手話言語通訳者」の選択割合) ≒ 61,000 人 (61,236 人)

⁴ 日本の手話言語通訳者数は聴力障害者情報文化センターHPに掲載されていた手話通訳士名簿の全国合計数 (2018 年 1 月 5 日現在)

Authority)、新生児聴覚スクリーニングを実施する乳幼児聴力検査センター (Edu Kid) といった、手話言語法に関わりの深い組織、団体に取材を実施することができた一方、バイリンガル教育の実施との関係で重要なろう学校については、調査期間中に開催されていた世界ろう連盟第3回国際研究大会へろう学校の校長が出席することになっていた関係で取材のアポイントを取ることができなかった。これは非常に惜しまれる点であるが、幸いにも乳幼児聴力検査センターのスタッフに高等学校のろう者・難聴者のための特別クラスを担当している国語教員からバイリンガル教育の進展状況について取材し、その現状を具体的に把握することができたことは貴重な成果であった。

表 2 手話言語法 調査スケジュール (期間: 2017 年 11 月 4 日～11 月 14 日)

月日	取材先	取材内容のポイント
11 月 6 日(月)	ハンガリー科学アカデミー言語研究所多 言語研究センター Peter Zalan Romanek (ペーテル・ザラン・ロマネク) 氏 (ろう者)	① ハンガリー手話言語法成立 までの取り組み ② 聞こえない乳幼児の保護者 に対する情報提供 ③ ろう教育、手話言語通訳制 度、電話リレーサービス 等
	日本大使館 倭島 岳彦 参事官 覚田 広美 一等書記官	① 日本の手話言語法制定に向 けた取り組みの状況 ② 日本とハンガリーの国交の 状況 ③ ハンガリーにおける障害者 の現状 等
11 月 7 日(月)	人材能力省 Peter Juhasz (ペーテル・ユハース) 氏 〈障害部 部長〉 Katarin Galambos (カタリーン・ガラ ンボス) 氏 Petra Levay (ペトラ・リーヴァイ) 氏	① 手話言語法による手話言語 通訳制度の内容と現状 ② 同法制定後の変化 等
11 月 8 日(水)	①ハンガリーろう・難聴協会 (SINOSZ) Róbert Ormódi (ロバート・オーモディ) 氏 〈CEO〉 Andras Pintér (アンドラーシュ・ピンテ ール) 氏 〈役員〉 Gonosz Istvanne Eva (ゴノス・イストヴ ァンネ・エヴァ) 氏 〈役員〉 ②国連障害者権利委員 Laszlo Gabor Lovaszy (ラズロ・ギャボ ル・ロヴァスィ) 氏 〈難聴者〉	(1)ハンガリーろう・難聴協会 (SINOSZ) ① 手話言語法制定に至る経緯 ② 具体的な施策や効果 ③ 協会の手話言語法関連事業 (2) Laszlo Gabor Lovaszy 氏 国連障害者権利条約パラレ ルレポートに関する講義

	国家メディア・情報通信庁 (The National Media and Infocommunications Authority) Andras Madl (アンドラース・マディ) 氏 〈放送監査・分析部 部長〉 Balazs Jo (バラス・ジョウ) 氏 〈放送監査・分析部 副部長〉 ガブリエラ氏 〈番組分析・字幕担当〉	① TV 放送へ手話言語通訳・字幕付与に関する具体的な取り組みの現状と課題 ② 手話言語・字幕放送に関する調査
11 月 9 日(木)	世界ろう連盟第 3 回国際研究大会	主に手話言語・ろう教育に関する講演
11 月 10 日(金)	EduKid Centre for Children's Hearing (乳幼児聴力検査センター) ・Katalin Takács (カタリーン・タカーチュ) 氏〈聴覚訓練士〉 ・難聴者・ろう者向け特別クラス国語教員 かつ手話言語通訳士 (氏名未確認)	① ろう教育の歴史 ② ろう学校の現状 ③ 新生児聴覚スクリーニング ④ ろう児に対する療育支援の現状 ⑤ ドイツの手話言語関連法制度

(2)取材方法

取材の実施にあたっては、取材相手の言語に合わせて 3 つのタイプの言語通訳者（国際手話→日本手話言語、音声英語もしくは音声日本語→日本手話言語、音声ハンガリー語→音声日本語）を活用して面談のやり取りを進めた。取材の進め方としては、まず、事前に提供していた質問項目を中心に回答していただいた上で、その回答内容に応じて質問を展開していく方法をとった。対談内容は面談開始前に取材先の下承を得た上で映像及びボイスレコーダーに収録した。

3. 成果のポイント

今回の調査を通して得られた成果の主要なポイントを以下に示す。

(1)手話言語通訳サービス

手話言語通訳サービスは円滑に実施されており、かつて首都のブダペスト市内に偏っていた手話言語通訳者は、大幅に増加しハンガリー全体に拡がっていった。こうした変化は聞こえない・聞こえにくい人の生活の向上と社会参加の拡大を促進している。さらに、手話言語や手話言語通訳者に対する社会的認知の高まりや手話言語通訳者の雇用の機会の増大などの波及効果ももたらしめている。その一方で、特に教育場面においては手話言語通訳を利用できる時間が十分ではないことや、手話言語通訳サービスの利用者が聞こえない・聞こえにくい人全体の半数程度に留まっているといった課題もある。

(2)バイリンガル教育およびろう教員の状況

手話言語法は手話言語と音声言語によるバイリンガル教育の実施を要求している。しかし、現実

には教員養成やテキストの準備などの条件整備が進んでいないことを背景として、具体的な取り組みとしてはまだ実施されるに至っていない。

ろう者で教員資格を持つ人はいるが、ろう学校教員になるためには、通常の教員資格に加えて特別支援教育の資格が必要とされることが大きなハードルになっており、ほとんどのろう者はアシスタントの身分にとどまっている。

(3)情報パック制度

子どもの障害が判明した時に、将来の発達の見通しや養育上役に立つ諸制度などの情報を教育関係者や医師がその保護者に提供するものとする情報パック制度は手話言語法とは別に学校教育法および障害者の権利と機会均等に関する 1998 年法律に盛り込まれているが、医師側の手話言語に対する消極的な姿勢や医療従事者の人材不足、バイリンガル教育の展開の遅れなどもあり、十分に実施されるには至っていない。ただし、ろう・難聴を含むすべての障害の種類について、障害を持った保護者に対する説明および医師や看護師に対する説明が盛り込まれたウェブサイトが政府の予算により作成されているなど一部に進展はみられる。

一方、ドイツの法律に情報パックに関する制度が設けられており、補聴器や人工内耳、手話言語を使用した場合の発達見通しなどに関する情報が情報パックに盛り込まれているとの新たな情報も得られた。

(4)テレビ放送番組への字幕・手話言語通訳の付与

テレビ放送番組への字幕・手話言語通訳の付与は国営テレビ局や民放のキー局における主要な番組を中心に着実に進んでおり、子ども向けの番組では子ども自身による手話言語ナレーションを付与するなど興味深い取り組みも行われている。但し、字幕と手話言語通訳の別に付与状況を見た場合、99.8%の番組に字幕が付与されている一方で、手話言語通訳が付与された番組は 0.3%に留まっている。また、ニュース等の生放送番組や地方テレビ局の番組ではまだ取り組み途上であり、今後のさらなる向上が望まれている。

(5)コミュニケーション上の支援ニーズを持つ政治家に対する支援

聞こえない政治家などコミュニケーション上の支援ニーズを持つ政治家に対する手話言語通訳の支援は着実に進んでおり、複数の手話言語通訳者がろうの EU 議会議員や国会議員の政治活動を支えている。



図 1 ハンガリーの首都ブダペスト市内・ドナウ川周辺の風景

第2章 ハンガリー手話言語法の概要

1. ハンガリー手話言語法の成立とその基本的な考え方

SINOSZ によれば、2009 年 11 月 9 日の法制定にこぎつけるまでの運動には長年を要し、ロビー活動を含め 20 年かかっているというということである⁵。同法の制定日は、2017 年 11 月 9 日、国会において「手話言語の日」とされることが決まったという。手話言語法では、手話言語を使用する人を障害者でなく言語的少数者としてみなしているが、その背景となっているのは、異なる言語を使用するグループはそれぞれ自分たちの言語を使う権利、また自分たちの言語で教育を受ける権利があるという考え方であり、手話言語を使用する人も対等のグループとして同じ扱いを受けているということであった。また、2012 年にはハンガリー憲法において、手話言語はハンガリー語と同様にハンガリーの文化の一つとして位置付けられているということである。

2. ハンガリー手話言語法の目的と規定内容

ハンガリー手話言語法は、ろう者および盲ろう者の言語権と公共サービスへの平等なアクセスを保障するために制定され（前文）、その目的は、ハンガリー手話言語の言語的地位を認知すること、そしてろう者および盲ろう者がハンガリー手話言語と特別なコミュニケーションシステム⁶を使用できるようにすること、また政府負担による手話言語通訳サービスを利用できるようにすることにおかれている（第 1 条）。

同法における主要な規定は以下のとおりである。

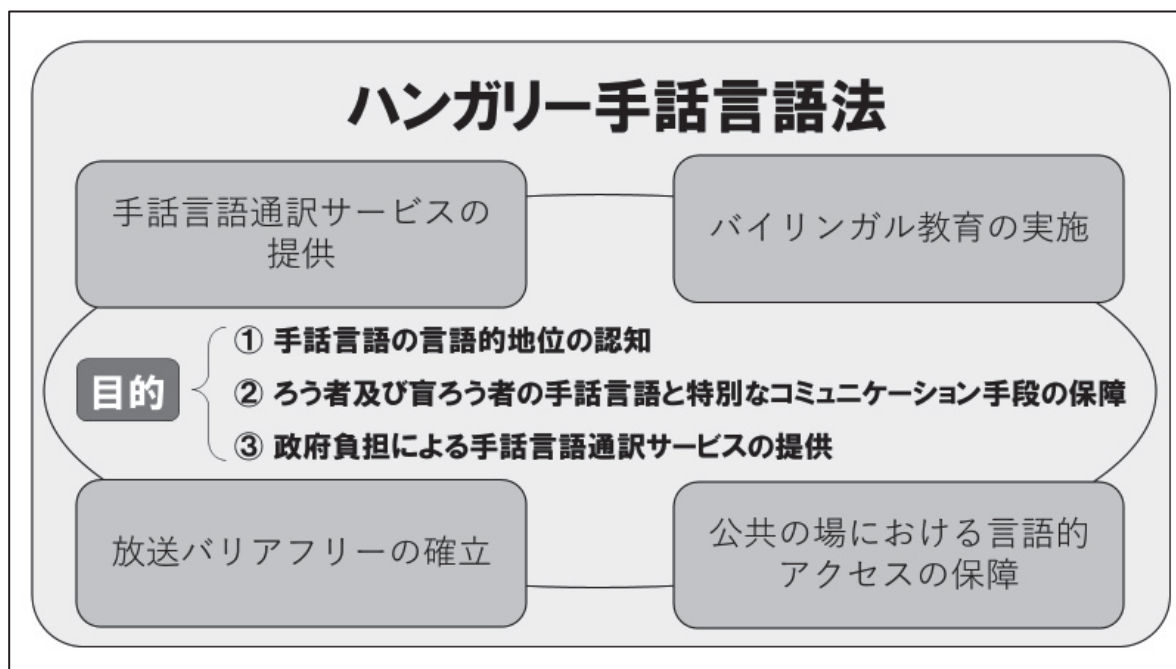
- ① ハンガリー手話言語の言語的地位の認知、ろう者及び盲ろう者によるハンガリー手話言語の使用並びに特別なコミュニケーション方式の使用の保障、政府負担による手話言語通訳サービスの利用の保障（第 1 条）
- ② 用語の定義（第 2 条）
- ③ ハンガリー手話言語の独立した自然言語としての認知及びハンガリー手話言語を使用する国民の手話を使用し、発展させ、保存する権利の保障（第 3 条）
- ④ 無料手話言語通訳サービスの提供（第 4 条～第 7 条）
- ⑤ 手話言語通訳者の全国リスト（第 8 条）
- ⑥ 手話言語通訳者の守秘義務（第 9 条）
- ⑦ 財政規則（第 10 条）
- ⑧ 手話言語および特別なコミュニケーションシステムの使用に関する規則（第 11 条）
- ⑨ ろう者および盲ろう者の手話言語等の学習・使用機会の保障（第 12 条）
- ⑩ 保護者に対するハンガリー手話言語および特別なコミュニケーションシステムに関する研修の提供（第 13 条）
- ⑪ 手話言語もしくはバイリンガルによるろう児の教育（第 14 条）
- ⑫ 公益や障害者の権利や障害者に提供されるサービスについての情報の平等な利用（第 16 条）

⁵ ハンガリーにおける手話言語法採択に至るまでの経緯については全日本ろうあ連盟（2012）『「手話言語法（仮称）制定推進事業」報告書 2012』,45pp.(<https://www.jfd.or.jp/info/misc/sglh/20120728-sgh-report2012b.pdf>)を参照

⁶ 「特別なコミュニケーションシステム」の定義については、ハンガリー手話言語法第 2 条 d)「ろう者及び/又は盲ろう者が使用するすべてのコミュニケーション手段を指し、附則に記載の通りである。」と記載されている。

- ⑬ 障害が認定される際の保護者に対する医師の情報提供（第 17 条）
- ⑭ 早期教育を受ける権利（第 18 条）
- ⑮ ろうの議員の手話言語通訳を受ける権利（第 19 条～第 21 条）
- ⑯ 行政手続及びサービスにおける手話言語通訳の利用（第 22 条）
- ⑰ 違反行為に関する手話言語通訳者の利用（第 23 条）
- ⑱ 刑事訴訟手続きにおける手話言語通訳者等の利用（第 24 条～第 26 条）
- ⑲ 民事訴訟手続きにおける手話言語通訳者等の利用（第 27 条）
- ⑳ 公正証書の作成手続きにおける手話言語通訳者の利用（第 28 条）
- ㉑ ろう者、難聴者、発達障害者の兵士募集からの免除（第 29 条）
- ㉒ 公共サービスおよび国営テレビ放送におけるハンガリー語字幕もしくは手話言語通訳の提供（第 30 条）
- ㉓ 各規定の施行時期（第 31 条）

図 2 ハンガリー手話言語法の目的を支える 4 つの主要なテーマ



ハンガリー手話言語法は上記のようにろう者、盲ろう者の社会生活に関する様々な場面における平等なアクセスの保障という観点から網羅的な規定を設けているが、その主要なテーマは、SINOSZの説明によれば4つあり、1つ目は手話言語通訳サービスの提供、2つ目はバイリンガル教育の実施、3つ目は放送バリアフリーの確立、4つ目は公共の場における手話言語へのアクセスの保障ということである。つまり、手話言語法の先述の目的を実現するため、これらの4つのテーマを主要な手段として想定しているということである（図 2）。今回の調査では、特に1つ目から3つ目のテーマが重点事項となっている。

最終章

1. 要点整理

今回の調査では手話言語法に関わる様々な重要な関係者から有意義な情報を多く得ることができた。これらの情報について以下要点を整理する。

(1)ハンガリー手話言語法が制定されたことによる波及効果

・国内全県に設置された手話言語通訳サービスによる聞こえない者の社会進出の拡大

政府の資金で国内全県に設置運営されている手話言語通訳派遣センターが手話言語通訳サービスを提供している。こうした公的な支援体制の構築により、聞こえない者の社会参加上の制約が軽減・除去され、教育場面、就労場面を中心としてろう者の社会進出が拡大しつつある。

・手話言語通訳者、手話言語の学習者の増加や手話言語通訳者の仕事の増大

手話言語法制定後は、手話言語通訳サービスの提供によって社会におけるさまざまな場面で手話言語通訳者が活躍できるようになっている。こうした手話言語通訳者の存在意義の高まりは、手話言語通訳者の増加や手話言語通訳者の仕事の機会の増大をもたらしたばかりでなく、手話言語、手話言語通訳に対する社会的認知を促し、手話言語の学習者層の拡大につながっている。SINOSZ も手話言語学習コースの体系的な整備を図っており、こうした学習者層のスムーズな受け入れにつながっている。

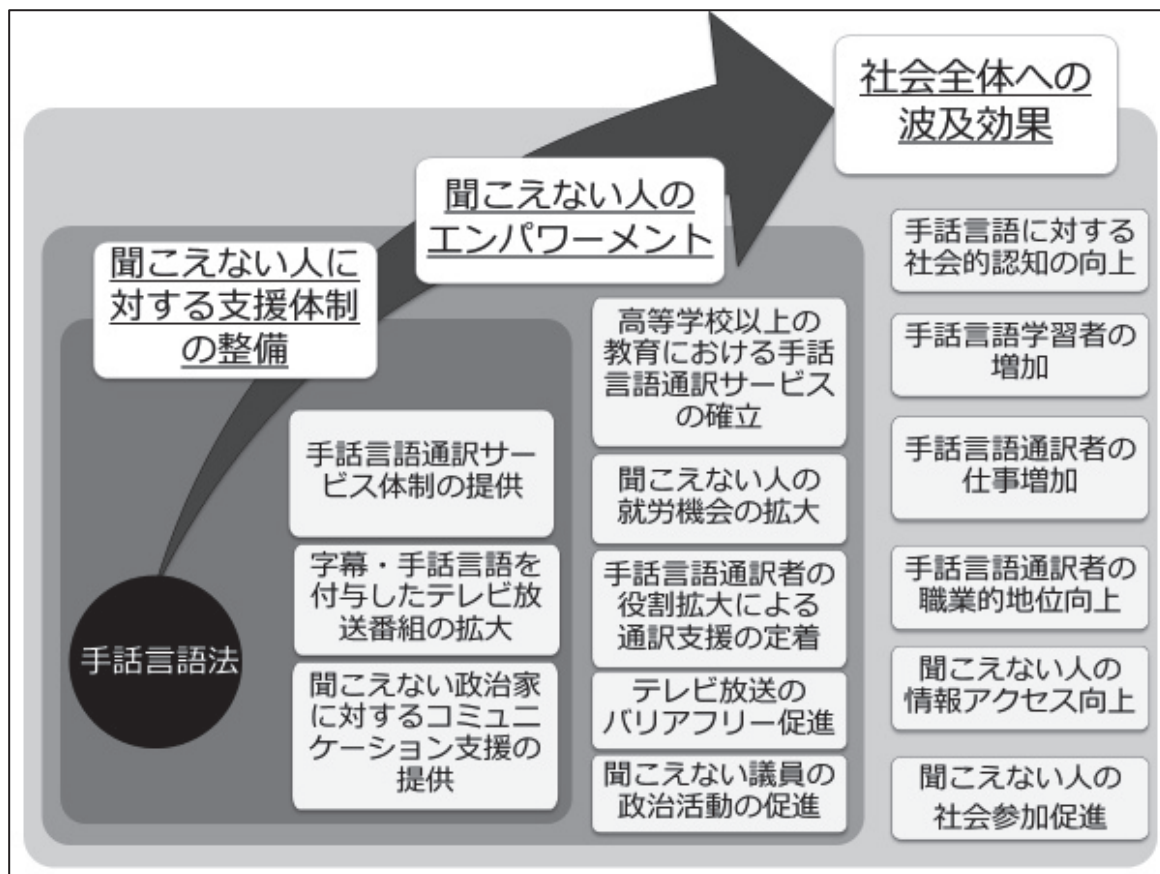
・放送バリアフリーの推進

手話言語法制定後は、テレビ局による放送バリアフリーの意識向上や違反時の罰金制度などの効果もあり、テレビ放送における字幕・手話言語通訳が付与された番組が順調に増加している。特に字幕が付与された番組は手話言語法の対象となる番組の 98%に達しており、手話言語法は放送バリアフリーに大きく貢献している。

・聞こえない人の政治参加の質的な拡大

手話言語法は、議員の身分に関する関連法規の修正条項を盛り込むことにより、聞こえない議員に対するコミュニケーション上の支援が提供されるようにしている。これにより欧州議会および国会に在籍する聞こえない議員は複数の手話言語通訳者を随伴して政治的活動に取り組めるようになっている。聞こえない者に対して単なる投票の機会を保障するにとどまらず、議員としての政治活動を可能にしているという意味で、政治参加の質的な側面の拡大につながっているといえる。また、聞こえない議員が手話言語を活用して活躍している姿は、手話言語や聞こえない人に対する社会的認知の拡大を促している。

図 3 手話言語法による主要な波及効果のイメージ



(2)ハンガリー手話言語法の課題

・教育場面における手話言語通訳サービスの不十分さ

手話言語法により、高等学校以上の教育場面において手話言語通訳サービスを利用できることが法的に保障されるようになった。しかしながら、利用時間に上限が設けられており、全体の授業時間を十分にカバーできるものとはなっていない。また、小学校においては手話言語通訳サービスの提供が全く想定されていないため、その情報保障が課題となっている。

・バイリンガル教育の実施の遅れ

手話言語法では 2017 年度から一定の教育機関におけるバイリンガル教育の提供を予定していた。しかし、実際のところは、教員養成大学でバイリンガル教育を担う人材の養成が数年前から行われていないことや、手話言語教育を担当する者を養成するためのテキストの準備の遅れ、ろう学校におけるバイリンガル教育実施をめぐる消極的な姿勢、バイリンガル教育向けのテキストの未完成といった事情から、手話言語法が要求している期日を超過した後もバイリンガル教育は実施されるには至っていない。

・情報バック制度の整備の遅れ

手話言語法では、教育関係者や医療関係者による聞こえない者の保護者に対する適切な情報の提供を要求している。しかし、教育関係については、バイリンガル教育の実施が遅れていることによ

り保護者へ提供する情報内容が用意できないこともあり、保護者に対する情報提供は行われていない。一方、医療関係についても、保護者への情報提供自体は行われているが、医療関係者の手話言語に対する消極的な姿勢や医療の世界における人手不足、手話言語法に情報提供に関する具体的な規定がない、といった事情を背景として、提供される情報は依然として医学モデルにもとづく内容に偏っており、決して手話言語法が意図したとおりにバランスの取れた内容とはなっていない。

2. 調査の所感と今後の展望

我々は、ハンガリー手話言語法の運用の実態と同法がもたらした変化を探るべくハンガリーへ赴き、取材調査を行い、上記のように手話言語法による施策の展開の状況をめぐる現状を多角的に把握することができた。これらの内容は我が国における手話言語法の実現に向けて多くの有用な情報を与えてくれる。中でも重要な点を以下にまとめる。

- (1)手話言語法における手話言語通訳サービスの類型と利用時間の取り扱い（特に教育場面における情報保障のあり方）
- (2)手話言語通訳サービスを提供する手話言語通訳者の養成制度と身分保障をめぐる運用
- (3)手話言語通訳者の守秘義務の規定
- (4)バイリンガル教育および情報バック制度の実施をめぐり直面している現実的な課題
- (5)テレビ放送番組における字幕・手話言語付与に向けた期限の設定・罰金による是正手段
- (6)聞こえない議員の政治活動におけるコミュニケーション支援

これらの点でハンガリーの取り組みの現状は、成功・課題の両面において我が国に多くの示唆を与えてくれる。

さらに、手話言語法そのものに直接関係するものではないが、取材を行う中で気づかされた重要なポイントについてもここに記したい。それは、聞こえない者の状況把握をめぐる施策当局の積極的な姿勢である。ハンガリー手話言語法の主管官庁である人材能力省や放送におけるバリアフリーを監督する立場にある国家メディア・情報通信庁は、我々の取材に対して、できるだけデータに基づいて状況を客観的に説明しようとしていた。例として、人材能力省の障害部門の部長ペテル・ユハース氏は、聞こえない子どもを持つ保護者がろう学校もしくは地域の学校のどちらかに子どもを通わせるかという傾向について、「統計的に分析してみると、ろうの保護者は子どもをろう学校に通わせ、聞こえる保護者は子どもをインテグレーションさせる傾向が強いことがわかる。」、と統計的な根拠を踏まえた上で説明されている。このようなことが可能なのは、政府の責任において障害者関連の状況を把握するように調査が行われているからであろう。こうした姿勢は客観的なデータに基づく合理的な施策の展開につながるものとして評価されるべき点である。

また、手話言語法による手話言語通訳サービスの提供など同法による各種施策において SINOSZ が果たしている役割の大きさも注目に値する。無料の手話言語通訳サービスを提供する全国の過半数の手話言語通訳派遣センターの運営、バイリンガル教育を推進するための手話言語研究の推進、教員養成大学へのバイリンガル教育・手話言語教育関係コースの設置に向けた働きかけ、子ども向けの番組における手話言語によるナレーションの付与といったように広範囲の施策において当事

者団体として大きな存在感を発揮しているといつてよい。また、SINOSZ は聞こえない者に対する就労支援の取り組みにおいても目覚ましい成果を見せている。このような SINOSZ における取り組みは、手話言語法を制定した後において、同法による施策が円滑に行われるようにするために当事者団体としてどのような役割を果たすべきか、一つの望ましい活動のあり方を示すものである。我が国において手話言語法制定を目指すにあたり、同法の実現のみならず、制定後を見すえた当事者団体としての活動の方向性を見出す意味でも SINOSZ の取り組みの実例から学べることは多いであろう。

さらに、SINOSZ によるハンガリー手話言語法の制定をめぐる 20 年に及ぶ取り組みに向けた大きなエネルギーとたゆみない取り組みは敬服に値する。一方、我が国における全日本ろうあ連盟の手話言語法をめぐる取り組みは SINOSZ に勝るとも劣らない大きな成果を残しているといえよう。我々は、ただひたすらろう者の手話言語を通じた平等な社会参加の実現を願い、長年精力的に活動が続けてきた。現在、我が国における手話言語法制定の成否は、手話言語やろう文化の重要性、そしてろう者の社会参加の実質的な保障において手話言語法が果たす役割に対する立法当局や行政当局、さらには社会全体の理解にかかっているといつてよい。この報告書が立法当局や行政当局など手話言語法の制定をめぐる関係者の理解の一助となり、手話言語法の実現に向けて大きな前進を促すものとなることを願ってやまない。

最後に、今回の調査の実施にあたり、ハンガリー語を的確で流暢な日本語に通訳してくださった Kiss Réka(キッシュ・レイカ)氏と Vida 三月(ヴィダ・みつき)氏、そして現地で調査団の取材に快く応じ、ご協力くださった取材先の方々、また、ハンガリー滞在中に日本から全面的にバックアップしてくださった全日本ろうあ連盟本部事務所の方々には衷心より感謝の言葉を申し上げます。

以上

※全体版：ハンガリー手話言語法調査～すべての人に手話言語を～
(全日本ろうあ連盟ホームページ)

<https://www.jfd.or.jp/2018/03/27/pid17484>

ハンガリー手話言語とハンガリー手話言語の使用に関する法律（2009）

全日本ろうあ連盟・仮訳

※本資料はハンガリー語から英訳された資料を日本語に翻訳したものです。

【前文】

ろう者および盲ろう者はハンガリー社会において平等の権利を有する対等な構成員であることを考慮し、手話言語には文化およびコミュニティを形成する力があることを認め、ろう者および盲ろう者の言語権を規定するため、また彼らの公共サービスへの平等なアクセスを保障するために、ハンガリー議会は、障害者の権利条約に従い、法律を次のとおり制定する。

総則

第1条

この法律は、ハンガリー手話言語の言語的地位を認知し、ろう者および盲ろう者がハンガリー手話言語および特別なコミュニケーションシステムを使用することができ、また政府負担の手話言語通訳サービスを利用することができるよう保障することを目的とする。

第2条

この法律の目的のため：

- a) 「ろう者」とは、ろうであるかあるいは聴覚に障害があり、コミュニケーションのためにハンガリー手話言語もしくは特別なコミュニケーションシステムを使用する者を指す。
- b) 「盲ろう者」とは、ろうと盲の両方を同時にもち、コミュニケーションのために特別なコミュニケーションシステムを使用する者を指す。
- c) 「ハンガリー手話言語」とは、ハンガリーで発達した独立の自然言語を指す。これは、ろうコミュニティで使用され、目で見える言語的手話で構成された特別な文法体系と文法規則をもつ。
- d) 「特別なコミュニケーションシステム」とは、ろう者および/又は盲ろう者が使用するすべてのコミュニケーション手段を指し、附則に記載の通りである。
- e) 「公共サービス活動」とは、官庁や他の行政・司法の公式な行為、議会や議会へ報告する機関、憲法裁判所、議会委員会、検察官および被告、法施行機関が権限の範囲で実施するすべての行為、社会保障制度が負担するすべての医療サービスを指す。
- f) 「バイリンガル教育方法」とは、授業の間に、音声ハンガリー語に加えてハンガリー手話言語を使用する教育方法を指す。
- g) 「聴覚口話教育方法」とは、聴覚に障害がある者の残存聴力の活用を優先する教育方法を指し、授業の間はハンガリー語が使用される。

第3条

第1項 ハンガリー共和国は、ハンガリー手話言語を独立した自然言語であると認める。

第2項 ハンガリー手話言語使用者のコミュニティは、ハンガリー手話言語を使用し、発展させ、保存する権利を有するとともに、ろう文化を育成し、拡大し、継承する権利を有する。

無料の手話言語通訳サービス

第4条

第1項 ろう者あるいは盲ろう者で、すべてのハンガリー国民、ハンガリー共和国を自由に移動し居住する権利を有するすべての者、ならびにハンガリーに定住した移民で以下に該当する者は、無料の手話言語通訳サービスを受けることができる。(以下省略)

第5条

(1) 政府が提供する無料の手話言語通訳サービスの年次制限は36,000時間とし、1名につき1年間で120時間を上限とする。

(2) 第(1)項に定めた対個人の年次制限に加え、政府は無料の手話言語通訳サービスを、以下の場合において提供する。

- a) 高等学校、職業訓練高等学校、専門学校に在籍する学生に、年度120時間まで
- b) 高等教育機関に在籍する学生に、一学期60時間まで
- c) 成人向け訓練コースを受講している者に対し、各コースにつき、訓練時間の20パーセントまで

第6条

(1) 障害を持つ人々に平等な機会を保障することを目的に設立された公立財団（以下「公立財団」と表記）は、第5条で定めた時間制限およびその財政の管理監督において、無料の手話言語通訳サービスの管理調整の責任を持つ。公立財団は、第5条で定めた時間制限およびその財政の管理監督を目的に、無料の手話言語通訳サービスの記録をとるものとする。公立財団は、記録された人々のデータの管理者ならびにデータ処理者として行動するものとする。

(2) 記録には、以下の内容を含む：

- a) 無料の手話言語通訳サービスを利用したあらゆる人の、個人識別データおよび住所
- b) 第4条(1)に定める、無料の手話言語通訳サービスを受ける資格の根拠となる状況
- c) 無料の手話言語通訳サービスを受ける資格を持つ人の利用時間に関するデータ、ならびにその利用が、学生もしくは成人向け訓練を理由とするか否かを示す指標
- d) 手話言語通訳者および／もしくは通訳提供者の氏名および連絡先情報、また通訳を行った場所、時間の長さおよび通訳サービスの種類

(3) 手話言語通訳サービスの利用者から提供された、第(2)項に定めるデータは、通訳活動を実施する手話言語通訳サービス提供者に送られるものとする。手話言語通訳サービス提供者は、通訳活動を実施することを目的に、第(2)項に定めるデータを取り扱う資格を与えられるものとする。

(4) 公立財団は、記録にとったデータを、個人が特定されない方法を用いて、統計上の目的で開示する場合がある。

(5) 公立財団は、記録に残したデータを5年間保管し、それ以降は当該データを記録から削除するものとする。手話言語通訳サービス提供者は、無料の手話言語通訳サービスを行う期間、第(2)項に定められたデータを取り扱う権利を有する。

手話言語通訳サービス

第7条

(1) 無料の手話言語通訳サービスの利用は、政府負担の手話言語通訳サービス提供者（以下「手話言語通訳サービス提供者」と表記）より、第4条第(2)項に示した文書を提示することによって、申請することが出来る。

(2) 手話言語通訳サービス提供者は、ハンガリー手話言語、特別なコミュニケーションシステムを用いて、通訳サービスを行う。

(3) 無料の手話言語通訳サービスを利用する時、ろう者もしくは盲ろう者は、手話言語通訳サービス提供者が提供することの出来る通訳者の中から一手話言語通訳者の同意に基づき一あらゆる手話言語通訳者を選択することが出来る。

(4) 本法律に定められていないあらゆる場合において、特定の料金によって、手話言語通訳サービスを受けることが出来るものとする。

手話言語通訳者の全国リスト

第8条

(1) 以下の目的による手話言語通訳は、

- a) 無料の手話言語通訳サービス、
- b) あらゆる公共サービス活動、および／もしくは
- c) 第10条第(4)項に定める音声検査

通訳活動を実施する免許が保留状態の者ではなく、本法律が承認する認定機関が発行する規定の定める専門資格を習得し、またそこで定める他のすべての条件を満たした、犯罪歴のない者のみが行うものとする。

(2) 第(1)項に定める、手話言語通訳サービス提供を行う意思を持つあらゆる者は、手話言語通訳者の全国リスト（以下「リスト」と表記）を管理する責任を有する機関に、その意思を明示して申請する。申請には、申請者の個人情報を含むものとする。

(3) リストを管理する機関は、手話言語通訳活動を行う資格を付された者の記録を、本文書第(2)項に定める申請提出後ただちに保管する。

(4) リストには、手話言語通訳者に関する以下の情報を含むものとする。

- a) 個人識別データ、
- b) 連絡先住所、
- c) 本人の同意に基づく、その他のあらゆる連絡先情報（電話番号、メールアドレス）、
- d) 本人の専門的もしくは職業的資格、あるいは部分的な資格、関連するディプロマもしくは修了書、その発行機関の名称ならびに所在地と発行日
- e) 本人の活動（能力）に関する記述、
- f) 本人の遂行する通訳の種類、
- g) リストへの登録日

(5) リストを管理する機関は、リストに掲載している登録手話言語通訳者に関する以下の情報を、そ

のウェブサイトに掲載する場合がある：

- a) 氏名、
- b) 連絡先住所、
- c) 本人の同意に基づく、その他のあらゆる連絡先情報、
- d) 本人の専門的もしくは職業的資格、あるいは部分的な資格、
- e) 本人の活動（能力）に関する記述、
- f) 本人の遂行する通訳の種類

(6) そのような情報の削除を求める、あらゆる手話言語通訳者のリストの情報を、犯罪歴の要件を満たすことが出来なかった者、また通訳活動の実施の免許を保留とされた者のデータも含め、適切な機関が削除するものとする。リストを管理する機関は、リストから削除された手話言語通訳者のデータを別途管理する。

(7) リストを管理する機関は常時、第(6)項に定められた削除基準に該当する者の存在を確認し、また登録を申請する手話言語通訳者もしくはリストに登録済みの手話言語通訳者に対し、そのような削除基準に該当しない旨を証明する公的な証明の提示を求める場合がある。

(8) リストを管理する機関は、確認が完了するまで、もしくは確認の結果、手話言語通訳者のデータがリストから削除されるに至り、取消手続きが最終的かつ完全に完了するまで、公的証明書に含まれるデータを取り扱う場合がある。

(9) リストを管理する機関は、リストから取り消されたデータを5年間保管し、それ以降は最終的かつ完全に削除するものとする。手話言語通訳者のデータがリストから取り消されて以降は、捜査機関、検察、もしくは裁判所による、当該手話言語通訳者の活動に関連するあらゆる刑事手続きについての要請においてのみ、管理機関はそのような情報を開示する場合がある。

(10) リストへの登録申請には、所定の行政サービス料が適用されるものとし、その金額は別途法律にて定められる。

守秘義務

第9条

(1) 手話言語通訳者は、その活動に関連して知るところとなっただけのデータ、事実、また情報を漏洩しないものとし、またその義務は通訳活動を止めた後も継続する。

(2) そのような守秘義務は、ろう者もしくは盲ろう者が、手話言語通訳者をその義務から解放した場合、もしくは法律で定めただけのデータ、事実、また情報を開示した場合は適用されない。

財政規則

第10条

(1) 無料の手話言語通訳サービスおよび、手話言語通訳サービス提供者の運営に必要な基金は、現行の予算法に含まれている。無料の手話言語通訳サービスは、公立基金の仲介による支出が行われる。

(2) 政府は、手話言語通訳サービス提供者の運営を、別途法律に定める入札規則に則り、そのようなサービスを実施する者との間に結んだ財政合意に基づいて支援する。

(3) 公共サービス活動の場合、手話言語通訳にかかるコストは、そのような活動を実施もしくは提供する代理業者、団体、もしくは組織が拠出するものとする。

(4) 公教育法、職業教育・訓練法、高等教育法、および成人教育法に基づいて組織された音声検査の場合、手話言語通訳にかかるコストは、そのような検査を組織する機関が拠出するものとする。

手話言語および特別なコミュニケーションシステムの使用に関する規則

第11条

ろう者および盲ろう者は、ハンガリー手話言語および個人のニーズに最も適した特別なコミュニケーションシステムを学習し、使用する機会が与えられる。

第12条

第1項 ろうおよび盲ろうの児童・学生のために設立された特別ニーズ教育・訓練機関（以下「特別ニーズ教育機関」）では、幼稚園教育の課程および就学前教育の年から、ろうや盲ろうの児童に、ハンガリー手話言語あるいは特別なコミュニケーションシステムを指導することが義務付けられている。

第2項 幼稚園教育および/又は学校教育課程においては、以下の者に対してハンガリー手話言語あるいは特別なコミュニケーションシステムの指導を準備することが義務づけられている。

- a) 第1項の範囲に属さない特別ニーズ教育機関に在籍しているろう者
- b) 特別ニーズ教育機関の範囲にあてはまらない教育・訓練機関に在籍しているろうあるいは盲ろうの児童や学生で、父母（保護者）から学校長に対し、文書で要請が提出された者

ハンガリー手話言語の指導は、関連する政令に従って準備、予算計上される。

第3項 ハンガリー手話言語は、手話言語を専門とする教師によって指導されなければならない。

第4項 特別なコミュニケーションシステムは、盲教育あるいはろう教育を専門とする特別ニーズ教育の教師によって指導されなければならない。

第13条

公的財団は、特別ニーズ教育機関から送られた申請文書に基づき、以下に該当するろうあるいは盲ろうの子どもをもつ父母（保護者）が学校長に対して文書で要請した場合、特別ニーズ教育機関とかかわりを持ちながら、最低5名の父母(保護者)に対し、ハンガリー手話言語および特別なコミュニケーションシステムの研修コースを提供する。

- a) 早期発達および保育段階の子育て中、または
- b) 幼稚園教育段階の子育て中、あるいは学生の身分を有する

ろう児教育に関する特別規則

第14条

第1項 ろう児は、本人の父母(保護者)の決定により、バイリンガル教育あるいは聴覚口話法を使った早期教育を受けることができる。

第2項 父母(保護者)は、第1項に関する決定について、学年歴が始まる90日前までに、文書で意思を表明しなければならない。

第3項 特別ニーズ教育機関は、ろう児および盲ろう児の父母(保護者)から文書で要請があった場合、バイリンガル教育による幼稚園教育、学校教育を提供する必要がある。

第4項 早期教育、幼稚園教育、学校教育におけるバイリンガル教育に基づいた指導は、公教育法第17条に明記された資格を有する者で、高等教育機関発行の手話言語指導資格を有する者、あるいは高等教育機関が提供するバイリンガル教育に関する特別な研修コースを修了したことによる特定の資格を有する者のみがおこなうことができる。

第5項 公教育法に従って任命された専門家およびリハビリテーション委員会は、バイリンガル教育および聴覚口話法教育についての情報を父母(保護者)に提供しなければならない。

障害者の権利と機会均等に関する 1998 年法律第 26 号の修正

第15条

障害者の権利と機会の平等に関する1998年法律（以下「障害者法」）第26号第4項パラグラフh）を、以下の条文に置き換える。

[本法律の目的]

“ h) 平等なアクセス :

ha) サービスへの平等なアクセスとは、あらゆる人が一自身の状態の許す限り独立して一利用できること、とりわけ、身体障害、視覚および／もしくは聴覚障害、精神およびコミュニケーション上の障害を持つ人が、アクセシブルかつ信頼でき、理解可能・受信可能な方法で利用できることを意味する。

hb) 建築物は、あらゆる人にとって、とりわけ身体障害、視覚および／もしくは聴覚障害、精神およびコミュニケーション上の障害を持つ人にとって、平等にアクセシブルでなければならず、公共に開かれた場合はアクセシブルかつ緊急時には安全に避難でき、建物内の物品および設備は、あらゆる人が適切に利用できなければならない。

hc) 情報は、あらゆる人にとって、とりわけ身体障害、視覚および／もしくは聴覚障害、精神およびコミュニケーション上の障害を持つ人が、アクセシブルかつ信頼でき、理解可能・受信可能な方法で利用できな

ければならず、いかなる人にとってもバリアがあってはならない。”

第16条

障害者法第6条を以下の条文に置き換える：

第6条 障害者が、公益にかかわる情報および障害者の権利や障害者に提供されるサービスについての情報を平等に利用できるようにすることを保障する。

第17条

障害者法の第12条に、以下の第4項を追記する。

第4項 未成年者の障害を認定する際、医師または医師が承認した医療従事者は、すみやかに父母(保護者)に対し、利用可能な諸手当および発達可能性についての情報を提供しなければならない。社会平等の促進に責任を有する大臣は、こうした情報を掲載した発行物を提供しなければならない。

第18条

障害者法第13条に以下の第3項を追記する。

第3項 未成年の障害児は、障害が認定され次第、遅滞なく早期教育を受ける権利を有する。

The following Subsection (3) shall be added to Section 13 of the Disabilities Act:

“(3) Minor children with disabilities shall have the right to early development without delay, as soon as their disabilities are established.”

国会議員の法的身分に関する 1990 年法律第 55 号の修正

第19条

以下の第5項を、国会議員の法的地位に関する1990年法律第55号に追記する。

第5項 国会議員は、議会のあらゆる会議、委員会、委員会内の役員会議において、本人の選択により、ハンガリー手話言語、またはあらゆる特別なコミュニケーションシステムを使用することができる。ハンガリー手話言語あるいは特別なコミュニケーションシステムの使用にかかる全ての費用は、議会が負担する。

ハンガリー欧州議会議員の法的身分に関する 2004 年法律第 57 号の修正

ハンガリー欧州議会議員の法的身分に関する 2004 年法律第 57 号の修正

第20条

以下の第7項を2004年法律第57号の第15条に追記する。

第7項 第16条の第1項および第2項に明記された権利を行使する際、議員は、本人の選択により、ハンガリー手話言語あるいは特別なコミュニケーションシステムを使用することができる。ハンガリー手話言語あるいは特別なコミュニケーションシステムの使用にかかる全ての費用は、議会が負担する。

市会議員の法的地位における特定の課題に関する2000年法律第96号の修正

第21条

以下の新たな第12/A項および副題を、市会議員の法的地位における特定の課題に関する2000年法律第96号に追記する。

「平等なアクセスの保障

第12項/A (1) 市会議員は、ハンガリー手話もしくは特別なコミュニケーションシステムを、自身の選択に基づき、市議会もしくは市議会の委員会のいかなる会合においても用いることが出来る。

(2) 市当局は、ハンガリー手話もしくは特別なコミュニケーションシステムにかかるすべての費用を負担する。」

行政手続きおよびサービスの一般的規則に関する2004年法律第140号の修正

第22条

行政手続きおよびサービスの一般的規則に関する2004年法律第140号第60項(2)を、以下の条文に置き換える。

「(2) 依頼人もしくは、その他あらゆる手続きの申請者がろう者である場合、本人の要請に基づいて、手話言語通訳を通してその意思を確認する、あるいは音声の代わりに書面で申し立てをすることが出来る。依頼人もしくは、その他あらゆる手続きの申請者が盲ろう者である場合、本人の要請に基づいて、手話言語通訳を通してその意思を確認することが出来る。依頼人もしくは、その他あらゆる手続きの申請者が発音障害がある場合、本人の申請に基づいて、音声の代わりに書面で申し立てをすることが許可される。」

違反行為に関する1999年法律第69号の修正

第23条

違反行為に関する1999年法律第69号第62項(2)を、以下の条文に置き換える。

「(2) 当該人がろう者とされる場合、その本人の要請に基づいて、手話言語通訳を通してその意思を確認する、あるいは音声の代わりに書面で申し立てをすることが出来る。当該人が盲ろう者とされる場合、その本人の要請に基づいて、手話言語通訳を通してその意思を確認することが出来る。当該人が発音障害があるとされる場合、その本人の申請に基づいて、音声の代わりに書面で申し立てをすることが許可される。」

刑事手続きに関する1998年法律第19号の修正

第24条

刑事手続きに関する1998年法律第19号（以下、「刑事手続き法」と称する）第46項c)を、以下の条文に置き換える。

[弁護人は、以下の状況の法的手続きに関与する場合]

「c) 被告人がろう者、盲ろう者、発音障害を持つ者、もしくは一当該人の法的責任の如何に関わらず一心神喪失者である場合」

第25条

刑事手続き法第114項(2)を、以下の条文に置き換える。

「(2) 当該人がろう者とされる場合、その本人の要請に基づいて、手話言語通訳を通してその意思を確認する、あるいは音声の代わりに書面で申し立てをすることが出来る。当該人が盲ろう者とされる場合、その本人の要請に基づいて、手話言語通訳を通してその意思を確認することが出来る。当該人が発音障害とされる場合、その本人の申請に基づいて、音声の代わりに書面で申し立てをすることが許可される。」

第26条

刑事手続き法第318項(2)を、以下の条文に置き換える。

「(2) 被告人がろう者である場合、訴追理由の申し立て、演説、答弁の後、記録を読む機会を設けられる。」

民事訴訟の手続きに関する1952年法律第3号の修正

第27条

民事訴訟の手続きに関する1952年法律第3号第184項(2)を、以下の条文に置き換える。

「(2) 本人の要請に基づき、ろう者は尋問を受ける時は、手話言語通訳の臨席によって意思を確認する、あるいは音声の代わりに書面で尋問を受けることが出来る。当該人が盲ろう者とされる場合、その本人の要請に基づいて、手話言語通訳の臨席によって尋問を受けることが出来る。発音障害を持つ人は、本人の申請に基づいて、音声の代わりに書面で尋問を受けることが許可される。」

公証人に関する1991年法律第41号の修正

第28条

公証人に関する1991年法律第41号第127項を、以下の条文に置き換える。

「127 公正証書の作成において

- a) ろう者は、本人の要請に基づいて、手話言語通訳を通して、あるいは筆記によって意思の疎通を行うことが出来る。
- b) ろう者は、本人の要請に基づいて、手話言語通訳を通して意思の疎通を行うことが出来る。
- c) 発音障害を持つ者は、本人の要請に基づいて、筆記によって意思の疎通を行うことが出来る。」

国防およびハンガリー防衛軍に関する2004年法律第105号の修正

第29条

国防およびハンガリー防衛軍に関する2004年法律第105号第13項(3)d)を、以下の条文に置き換える。

[以下に当てはまる場合、兵士の募集からは免除される]

「d) ろう者、難聴者、発音障害のある者」

ラジオおよびテレビ放送に関する1996年法律第1号の修正

第30条

ラジオおよびテレビ放送に関する1996年法律第1号第2編第8/A項に、以下の条文を追記する。

「8/A (1) 公共サービスおよび国営テレビ放送は一特別な放送を例外として一放送サービスにおいて、以下に記述する事項を保障する。

- a) すべての告知およびプログラムの性質に反しない限り一公共の関心にかかわるニュース放送、
- b) 第2項パラグラフ19・サブパラグラフe) で定義される動画および公共サービスプログラム、ならびに障害を持つ人たちのために作られた番組は、ハンガリー語字幕もしくは手話言語通訳によって視聴できるものとする。その時間は1日につき：

- ba) 2010年は少なくとも2時間
- bb) 2011年は少なくとも4時間
- bc) 2012年 は少なくとも6時間
- bd) 2013年は少なくとも8時間
- be) 2014年は少なくとも10時間
- bf) 2015年以降は全面的とする。

(2) 午前6時から午後12時までの間に放送される、字幕もしくは手話言語通訳のついたあらゆる番組は一番組全体にわたり、統一性を欠くことなく一字幕および／もしくは手話言語通訳付きの放送を継続するものとする。

終章

第31条

(1) 本法律は、下部項目(2)および(3)に含まれる条文を除き、2010年7月1日より発効する。

(2) 第1項、第2項パラグラフa)からe)、第3項から第7項、第9項、第10項(3)および(4)は、2011年1月1日より発効する。

(3) 第2項パラグラフf)およびg)、および第12項から第14項は、2017年9月1日より発効する。

(4) 公証人に関する1991年法律第41号、第124項パラグラフc)の文言「ろう者もしくは盲ろう者」および、第126項(3)の文言「ろう者もしくは盲ろう者」は、2011年1月1日より無効とする。

(5) 以下、2011年1月1日より発効する。

a) ヘルスケアに関する1997年法律154号、第13項(8)の文言「サイン通訳」は、「手話言語通訳」に置き換える。

b) 刑事手続き法においては、

ba) 第250項(1)の文言「ろう者、ならびに通訳者」は、「聴覚に障害を持つ者および手話言語通訳者」に置き換える。

bb) 第339項(2)の文言「聾啞」は、「聴覚および発音に障害を持つ者」に置き換える。

c) 刑事訴訟の調停に関する2006年法律第123号、第17項(2)の文言「聾」は、「聴覚に障害を持つ者」に置き換える。

(6) 政府は、法令を通して、以下の事項を実行する権限を有する

a) リストを管理する機関の任命に関する条項

b) 手話の教授に対する計画および資金の拠出に関連する詳細な規則

(7) 省庁は、法令を通して、社会的平等を推進する責任を有する：

a) 手話言語通訳者派遣業者の入札に適用される規則、無料の手話言語通訳サービスへの資金拠出に関連する詳細な規則

b) 無料の手話言語通訳サービスの利用に関する詳細な規則、ならびに、

c) 本法律で定義される手話言語通訳活動に関する詳細な適用条件、本活動への申請データ、個人情報を除いた手話言語通訳者のリスト、リストの管理に関する手続きの詳細な規則

(8) 省庁は、手話言語通訳者の全国リスト登録の管理費用にかかる詳細な条項についての財務省との合意に基づき、法令を通して社会的平等を推進する責任を有する。

特別なコミュニケーションシステム

a) 「触手話言語」：盲ろう者の両手を手話話者の両手の甲に置いて、交互に手を動かしながら手話する方法の手話言語コミュニケーション。

b) 「ハンガリー語の手話」：ハンガリー語の文法的ツールを使用する人工的な言語体系で、明瞭な発音を伴うことがあれば伴わないこともある。ハンガリー語に合わせた手話が、ハンガリー語単語の発音と同時に両手の動きと位置を使って表現される。

c) 「指文字」：指と掌およびそれらのさまざまな位置関係を使って形成される、ハンガリー語のアルファベット文字。指文字は、ハンガリー手話言語やハンガリー語の手話と切っても切れない部分である。ハンガリー手話言語で適切に表現できない外来語や専門的な用語・表現を綴るために使用される。

d) 触指文字：手話話者が、ハンガリー語の指アルファベットのハンドサインを用いてコミュニケーションする。指と掌およびそれらの位置関係を使って形成されたハンガリー語のアルファベット文字を相手の掌に触れさせ、情報を知覚的に識別できる方法で伝達する。

e) ハンガリー語音声の視覚化：ハンガリー語の言葉を口唇で明確に知覚できるように発音すること。これにより、ハンガリー語を学習しコミュニケーション方法として読話法を好む話者の口唇から話された単語を読み取ることが可能かつ容易くなる。

f) ハンガリー語音声の筆記：要請や希望に応じて、音声を大きな文字あるいは点字にリアルタイムに筆写すること。

g) Lorm文字：手で触るアルファベットであり、一定の動きと触覚を使って相手の掌に文字を書く。

h) 掌筆記：通常は相手の掌に、ハンガリー語アルファベットを大文字で書くこと。

i) 点字筆記：文字、数字、句読点を6つの突起点で表現する、特別な触覚筆記。

j) 指点字：点字筆記のコード体系を使って、相手の片手あるいは両手の2本以上の指に、ハンガリー語アルファベット文字を直接打つ触覚的な形式。

k) Tadoma振動法：話者の顔面に触って、声帯の振動と下顎や口唇の動きを感じることで、音声を知覚すること。

2017 年度 韓国調査（概要版）

派遣期間：2018 年 3 月 12 日（月）～ 3 月 15 日（木）

派遣場所：韓国 ソウル、平昌

I. 国立国語院訪問

対応者について

- ・ Jung Heewon 言語研究部長に表敬挨拶。韓国手話言語を少し使っていた。
- ・ Choi Hyewon（以下、CH）韓国手話言語韓国点字部門長と
- ・ Hwang Yonglu（以下、HY）同部門 上級研究員の二人が対応。

CH 氏は 20 年近く勤めており、2017 年 1 月から部門長。直前は公共言語課で放送用語関連を扱っていた。HY 氏はこの部門に来て 1 年半、手話言語教育、教員養成、点字の標準化を担当。以前は国語（韓国語）辞典の編集に携わっていた。他に 6 名の研究員がいる。全員聞こえる人で手話言語に流暢な人がいるかを確認できず。現在新たに韓国手話言語辞典の編纂作業をするために新たに 5 名の専門家を選考中。間もなく雇用する。この 5 名にはろう者が含まれる予定と聞いた。

「韓国手話言語法」施行令（2016 年 8 月 2 日大統領令 27427 号）があり、手話言語教員検定・認定の条件など詳細が書かれている。また、国立国語院が作成した「第一次韓国手話言語発展基本計画 2018～2022」（文化体育観光部（省）・関係部署合同）がある。

韓国では国語基本法（※名称・後日確認）が 2005 年に制定、2006 年に施行されている。ハングルの定義、ハングルの専門人材の育成などの内容。国立国語院はこの法律に基づく内容を文化体育観光省の政策として実施する機関である。学校では国語教科があるが、この教科書は教育省が作成を担当している。

2000 年以降社会における手話言語への理解が深まり、障害者団体から要望が出るようになり、国連「障害者の権利条約」など国際的な動きもあり、2010 年以降の手話言語法制定につながった。また、ろうあ協会が手話の標準化制定委員会（※名称・後日確認）を教育省（あるいは福祉省）の支援で始めており、手話は聞こえない人の言語であり、ニーズであるという見方の広がり政府内でも進み、国語計画に関するのであれば、文化体育観光省が担当するということで、この事業は国語院に移されたという経過がある。

韓国政府でハングル標準化政策の継続が重点とされており、言語を文化的所産とみなす土壌ができていたことが手話言語法の制定を推し進めたともいえよう。

2017 年度は 13 億ウォンの予算、2018 年度は 15 億ウォンに微増。2 億ウォンが点字施策、13 億ウォンが手話言語施策に当てられる。手話言語法制定の影響が学校教育にあるかどうか

かについて、教育現場と距離があることを前提に、ろう学校に関しては特殊教育院で手話言語教育課程、教育方法、教材の開発が始まり、少しずつ進められている、一方、一般校に学ぶ聞こえない子どもへの手話言語教育環境はないに等しい状況が続いていると説明。教員養成に手話言語を学ぶ時間があっても、特別に手話言語を教育する教員の養成はないとも説明あり。

文化体育観光省としては手話を言語として捉えるが、教育省、現場ではインクルーシブ（共生）教育政策のもとで手話言語の必要性への対応がなかなか進まないのではないかと意見があった。

また、国立国語院が手話言語教員の資格認定制度の運用を始めていることの説明があった。施行令第4条に沿って、全韓国で大学2校、大学院3校、ろうあ協会3箇所が指定され、2018年12月に初めての卒業者が生まれる見通し。これは120時間以上の研修を積むことを条件とするもの。聞こえないかどうかは条件としては問われない。この卒業生で3年ないし300時間の現場経験を積んでいる者を対象に2019年に認定試験が実施される。現在、韓国ではろうあ協会が中心になって地域で手話言語の教育を展開しているので、その手話講師が以上の資格認定の制度で手話教員としての資格を得るというイメージで、新たな職業開拓がされるというような説明はなかった。または、国語院としては就業までは関知しないために説明がなされなかった。

Ⅱ. 平昌（ピョンチャン）パラリンピック冬季競技大会について

1. パラリンピック競技大会とは

1-1. 歴史

第2回パラリンピックと位置付けられる1964年の東京大会の際に英語名称を略して造成した言葉として「パラリンピック」の愛称が使われるようになった。この呼称が1985年に国際オリンピック委員会（IOC）で正式に認められ、1989年の国際パラリンピック委員会（IPC）設立などを経て、オリンピックムーブメント（運動）の一翼を担う重要な国際最高峰の障害者スポーツ競技大会としての位置を確立している。

パラリンピックはオリンピックと同様に夏季大会と冬季大会があり、パラリンピック冬季大会は、1976年のエンシェルスヴィーク（スウェーデン）を第1回とし、1992年のアルベールビル（フランス）大会からオリンピックと同じ都市で1カ月ずらした時期に開催されるようになり、2018年開催の平昌大会で12回目を数えている。現在はアルペンスキー、バイアスロン、クロスカントリースキー、アイスホッケー、スノーボード、車いすカーリングの6競技が実施されており、視覚障害や脳性麻痺、運動機能障害、切断などの障害のある選手が参加している。

1-2. アクセシビリティ・ガイドラインについて

IPCは「パラリンピックスポーツを通して発信される価値やその意義を通して世の中に人に気づきを与え、より良い社会を作るための社会変革を起こそうとするあらゆる活動のことを指します。パラリンピックムーブメントの推進は、パラリンピアンや大会の関係者だけでなく、社会変革を起こそうとする人、団体すべてが担います。」とし、「パラリンピックムーブメントの推進を通してインクルーシブな社会を創出すること」を究極のゴールとしている。（JPC ウェブサイトより）

そして、IPCはオリンピック・パラリンピック競技大会の開催国がパラリンピック大会を真にインクルーシブな大会とするために必要な専門的なガイダンスと詳細な技術情報をすべての利害関係者に提供するための「アクセシビリティ・ガイドライン」を2013年6月に策定している。このガイドラインでは聴覚障害者への配慮事項としてTTY(TDD)の設置が強調されている。

一方、2020年に夏季競技大会を開催する東京オリンピック・パラリンピック組織委員会が2017年3月に策定した「Tokyo2020 アクセシビリティ・ガイドライン」はIPCのガイドラインが基本原則として掲げる「公平」、「尊厳」、「機能性」の3つを背景として、聴覚障害のある人々への配慮事項としては、手話言語及び文字による情報保障、FAXや補聴援助機器の設置などを具体的に挙げている。

平昌オリンピック・パラリンピック冬季大会組織委員会でも上記ガイドラインに相当するものが策定されているとの情報を得たが、現時点では実物に接していない。

2. 旌善（チョンソン）アルペンセンター視察

2018年3月13日（火）午前、一行はアルペンスキー及びスノーボードの競技会場である旌善（チョンソン）アルペンセンターを視察した。その結果、IPCアクセシビリティ・ガイドラインに沿った、通信サービスを含む聴覚障害者への配慮がほぼなされていなかったと結論する。

2-1 会場入り口付近

会場入口では、仮設トイレに車椅子使用者用の設置があるなど障害のある入場者への配慮が見られたが、聴覚障害のある入場者への配慮を示す公共サインや文字による説明書きは見られなかった。手話言語ないし聴覚障害者に対応するスタッフの有無という基本情報が示されていなかったということである。

2-2 手語対応警察官の配置

日本の手話言語を使う視察団一行に一人の警察官が寄ってきて、韓国手語で話しかけてくるというハプニングがあった。この警察官の話によれば、韓国の警察庁組織において、手語を使える警察官が全国より招集され、7・8名がパラリンピック冬季競技大会の開催期

間に合わせて、各会場に配置されたとのことである。ちなみにこの警察官はきこえない両親の元で手語を習得しており、韓国手語と日本の手話言語が極めて似た手話単語を共有していることから、視察団員との手話コミュニケーションに不自由さはなかった。ただし、国際手話を使えるかという質問にできない由の回答があったことから、外国からの観客への対応は準備されていなかったものと思われる。後述する電話リレーサービス（107）について質問したところ、電話リレーサービスを使える携帯型パソコン（スマートフォン）用のアプリがあることを知っているという回答があった。

2-3 会場に仮設された公衆電話ボックス

旌善（チョンソン）アルペンセンターに公衆電話ボックスが少なくとも1カ所、観客の動線に沿った適切な場所に設置されていることを確認した。しかしながら、手話言語を使うための映像ディスプレイやビデオカメラのついた電話機器の設置はなく、極めて一般的なコイン式電話機器が設置されているのみであった。公衆電話ボックスはその目的上、すべての人々にとってアクセシビリティであることが求められ、IPCのアクセシビリティガイド（2013年6月）日本語版の84ページ「公衆電話とインターネット環境」には、「それぞれの有料/公衆電話エリアには、聴覚障がい者または難聴者のために、少なくとも1台はTTY(TDD)を設置しておく必要がある。」という記載がある。「TTY(TDD)」は1960年代に米国で開発され、2010年代にパソコンに取って代わられるまで欧米を中心に使われていた文字電話機器であるため、アクセシビリティガイドの記載内容に古さがあることは否めない。しかし、公衆電話が聴覚障害のある人々にとってもアクセシビリティが確保されるべきという指針の本質を考えるなら、「TTY(TDD)」に代わるものとして、手語ないし文字を使用して電話をかけられるよう、映像ディスプレイ、ビデオカメラ、キーボードを備えた電話機器を設置すべきものとする。ちなみに日本においては、電話リレーサービスへの接続を目的とする「手話フォン」が羽田空港など3カ所に公衆電話の位置付けで設置されている。

旌善（チョンソン）アルペンセンターの公衆電話ボックスで、きこえる人の立場できこえない人に電話をかけるために電話リレーサービスセンターに接続できるかをテストしたところ、コインを入れて「1」「0」「7」の番号をダイヤルして容易に接続することができた。ただし、電話リレーサービスセンターのオペレーターは韓国語（音声）のみに対応しているものと思われる。

2-4 観客席における情報アクセシビリティ

旌善（チョンソン）アルペンセンターはアルペンスキー及びスノーボードの競技が行われる会場で、競技のゴール地点に観客席が設けられている。視察した時は競技が実施されている時間にあたり、ゴール地点の脇に設置された大型スクリーンは左側に競技中の映像、右側に選手の順位やタイムなど競技の記録が映し出されており、競技に関する知識を持つ

観客にとっては必要な情報を得るに十分であると思われる。しかし、選手の名前を読み上げたり応援の自粛を促したりする、英語による音声アナウンスを手話言語への通訳または文字表示などで聴覚障害のある観客に伝える情報保障は準備されていなかった。

日本選手団関係の事務業務を担当する旅行業社のスタッフの話によると、パラリンピック冬季競技大会の開会式を中継するテレビ番組では韓国手語通訳が付与されていたとのことである。しかし、各競技の中継番組に手語通訳が付与されていたのか、また各競技の会場に手語通訳が配置されていたのかについて、組織委員会レベルで確認することはできなかった。視察団が訪れた旌善（チョンソン）アルペンセンターでは手語通訳の存在及びスクリーンへの手語通訳の付与がなかったことを確認したのみである。

3. 平昌オリンピック・パラリンピック冬季大会組織委員会訪問

3-1. 組織委員会概要

オリンピックとパラリンピックの連動は1988年のソウル夏季競技大会から始まっており、この冬季競技大会においても「平昌オリンピック・パラリンピック冬季大会組織委員会」の名称に表れているとおり、連動した形での運営が実現されていた。

3-2. ボランティアについて

視察団は2018年3月13日（火）午後に平昌オリンピック・パラリンピック冬季大会組織委員会を訪問し、ボランティア企画チーム長のチェー・シェーヒー氏から、当大会のボランティアについて話を伺うことができた。なお、同氏はボランティア政策を担当する（日本の総務省に該当する）省の公務員で、この冬季競技大会にボランティア企画チーム長を任命された経過がある。

オリンピック・パラリンピック冬季大会の人員体制を有償スタッフと無償スタッフに分けるとして、ボランティア企画チームは無償スタッフの確保、教育、配置などコーディネート業務を担当する部門であり、今大会では22,000人ほどのボランティアが確保されている。シェーヒー氏が把握している範囲では、自身に障害のあるボランティアが37名、手話言語のできるボランティアは1名であったという。手話言語に対応出来るボランティアの確保人数について組織委員会の統括部門がIOCに照会したところ聴覚障害者は印刷物で対応出来るから特に必要はないだろうという回答があったという。なお、統括部門が韓国の聴覚障害者団体と連絡を取っているかどうかは不明である。（韓国ろう協会会長に確認したところ、オリンピック冬季大会とパラリンピック冬季大会両方の開会式への手語通訳配置について組織委員会と関わりを持ち、組織委員会が手語通訳の配置についてIOCに照会したところ不要であると回答があったらしいという主旨の説明があった。なお、韓国ろう協会はこの件を問題視し、国際ろうスポーツ委員会に対応を依頼している。）

チーム長に開会式における手語通訳の有無について確認したところ、会場のスクリーンに映し出されていたという回答があり、それが韓国手語か国際手語かは不明、またボラン

ティア企画チームはこの通訳者（有償スタッフのため）の配置に関わっていないことの説明があった。

開催の1年6ヶ月前となる2016年7月にボランティアの募集がかけられており、自宅（海外の場合は空港）から会場までの往復交通費全額支給、滞在期間中の外出交通費の20%支給、滞在期間中の宿泊・食事の現物支給が条件とされ、またボランティアに選ばれた時は2日間（5時間×2日）の基本研修と、配置される部門での研修を受けることが義務とされた。基本研修のテキスト（総239ページ）は外部委託で作成され、韓国ボランティア中央協会の編集で、下記の構成となっている。

目次

- I. a オリンピック/パラリンピック大会とボランティアの役割(1) 7-46
- I. b オリンピック/パラリンピック大会とボランティアの役割(2) 47-92
- II 質の高いボランティアに必要なサービスのマナーとグローバルなエチケット 93-120
- III 障害者に関する大会経験（知識）を深める 121-126
- IV 平昌 2018 オリンピック/パラリンピック冬季大会の競技種目 127-175
- V 平昌 2018 オリンピック/パラリンピック冬季大会のボランティア-セーフティのトレーニング
- VI オリンピック/パラリンピック冬季大会における男女（ジェンダーの）平等 221-239

障害者に関する基本知識も本テキストに収められており、パラリンピック冬季大会の基本研修でもこのトピックを扱う講義が2時間編成され、講師は地域福祉センター職員が担当している。なお、語学ボランティアは3千人ほどが確保されているが、英語、フランス語、日本語、中国語が多く、手語は含まれていないようであった。

開会から取材の時点までの情報保障に関する要望やクレームの有無についてのチーム長の回答は、とくにないとのことであった。チーム長から各部門のマネージャー（有償スタッフ）にクレームの有無を定期的に確認しているが、障害者に関しては移動アクセシビリティの面を重視する傾向があって、そのために情報アクセシビリティに関するクレームや問題の所在に気づいていない可能性もあるという補足があった。

なお、無償ボランティアは観衆など参加者のクレームには基本的に対応しないことを指示されている。対応するのは有償スタッフとされており、怪我や病気の発生を含めてボランティアの現場における対応マニュアルが作られている。

ボランティアの80%が20歳代で、大学生が非常に多い。学生ボランティアは3月に授業が始まる関係で、とくにパラリンピック冬季大会開催期間中の人数の確保に苦労したという。組織委員会から各教育機関に対して、ボランティアに従事する学生の授業欠席への配慮を求める文書を出したが、各教育機関、学長、学部長、教員などで対応が異なっていた

という説明があった。なお、平昌オリンピック・パラリンピック冬季大会のボランティアの重要性について社会に説明する（周知を図る）機会は特になかったとのことである。

チーム長として、ボランティア、とくに学生ボランティアに伝えたいことは、平昌オリンピック・パラリンピック冬季大会を成功させて国家の発展に尽くすことはもちろんだが、異文化とうまく付き合っ自分のできることを果たすボランティア文化を身につけて欲しいということである。交通費、宿泊費、食費すべて自己負担で取り組む欧米的なボランティア文化の存在への言及もあった。なお、ボランティア企画チームが把握している範囲で、予算はボランティア募集から教育までに2億3千万円を要しており、開催期間中の宿泊費、交通費などは有給スタッフと合算しているので不明とのことである。

Ⅲ 韓国 情報化振興院について

1. ソウル支所「107 手語音声」センターについて

視察団は2018年3月12日（月）午後に情報化振興院のソウル支所電話リレーサービスセンターを訪問し、イ・ジョン所長他数名の職員から、当センターの機能を中心に話を伺うことができた。

聴覚障害者制度改革推進中央本部が2013年に発行した「米国・英国・韓国の情報アクセス・コミュニケーション政策」（110～116ページ）によれば、この電話リレーサービスは「通信中継サービス」と呼ばれており、公式名称としては「107 手語音声」が使われてきた。2015年に韓国手話言語法が制定されたことにより現在は「107 手語音声」とされている。この「107 手語音声」センターの基本情報に関しては前掲の報告書を参照されたい。

また、「107 手語音声」センターは2週間ほど前に現在の場所に移転してきている。

2. 「107 手語音声」センターの歴史

2000年 政府による聴覚障害者の電気通信情報格差是正への取り組み開始も、民間業者が自己負担を拒むなどの理由で進展なし。

2004年 放送通信事業に関する法制に改正があり、予算が確保され、外国視察を経て通信中継サービスシステムの開発がなされる。

2005年11月 通信中継サービスの試行が開始される。（当時はオペレーター3名による週5日体制で、1日9時間稼働、平均200件の利用があった。）

2006年から2010年までにオペレーターが30名に増加する。

2010年11月 24時間体制の稼働が開始される。

2011年 韓国語文字中継サービスの試行が開始される。

2012年 障害者差別禁止及び権利救済等に関する法律第21条第4項の規定に基づいて、放送通信委員会より「通信設備を利用する中継サービス提供などに関する基準」が告示される。（詳細は前掲の報告書112ページを参照）これ以降、通信中継サービスが試行でなく正式な事業として運営される。

2013 年 前年の公募により通信中継サービスの正式名称が「107 手語音声」に決定される
 2015 年 スマホなどで使える「107 手語音声」アプリが完成し、無償で配布される。

3. 「107 手語音声」センターの規模

視察した時点では 37 名のオペレーターによる稼働体制が実現しており、パーティションで仕切られたブース（1.5m×1.5m）が 40 個程度作られている。オペレーターは 8 グループに分かれてシフトを組み 24 時間対応できるようにしており、ベッド 2 台の入った休憩室（約 3 畳 2 部屋）が男女別に、別にマッサージチェア 2 台を備える休憩室（約 4.5 畳）も設置されている。

4. 「107 手語音声」センターの利用実績

視察時に受けた説明では、2016 年の 1 年間で 72 万件、1 日にすると平均 2 千件の利用があるという。通信中継は韓国手語の使用、韓国語文字の使用、そして発声と文字両方の使用の 3 種類で対応できるようになっている。対応する機種としては、前掲の報告書内容（113 ページ）と基本的に変わず、パソコン、スマートフォン、専用機器、テレビ電話がある。専用機器で開発したアプリ（プラットフォーム）をパソコンとスマートフォンでも使えるようになっている。専用機器とテレビ電話については、情報化振興院として、生活保護世帯（市町村社会福祉課認定）に無償で提供している。筑波技術大学による 2016 年 11 月の調査（井上他 2017）で、「107 手語音声」センターにおける通信中継サービスの現況が紹介されているので、以下に転載する。

☆電話リレーサービスの現況（人、日、件、％）

区分	2005年 11～12月	2006年	2007年	2008年	2009年	2010年	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年 10月まで
オペレータ数	3	5	14	29	30	30	30	30	32	34	37	37
サービス日数	43	241	295	335	365	365	365	365	365	365	365	305
コール数	2021	33371	108315	191806	307097	386354	505478	527001	599865	655302	704474	631454
応答率					85.8	84.8	83.6	83.7	82.8	87	75.1	78
文字:ビデオ	73:27	81:19	66:34	58:42	55:45	59:41	63:37	66:34	68:32	68:32	74:26	71:29
サービス 提供時間	週5日 9時間 10時～19時	週5日 12時間 9時～21時	週6日 12時間 9時～21時	毎日 13時間 9時～22時			365日 24時間 2010年11月から。					

☆機器別の利用状況（単位：件）

区分	インバウンド(受付数)										アウトバウ ンド(発信)
	107 ビデオ、 SMS、 音声等	PC					モバイルアプリ		その他 ビデオ、 SMS、 音声等	計	
		テキスト	ビデオ	VCO	遠隔通訳	ネット	テキスト	ビデオ			
2005 (11-12月)		1,861	690							2,551	2,021
2006		22,899	5,313			18				28,230	33,371
2007		46,894	13,901			10,436			108	71,339	108,315
2008		75,043	40,356			12,126			3,529	131,054	191,808
2009		97,167	59,513	1,133	1,146	18,391			34,984	212,334	307,097
2010		89,003	46,995	2,780	2,303	24,832			98,438	264,351	386,354
2011		139,574	58,482	2,832	2,018	14,671			138,293	355,870	505,478
2012		131,167	42,007	3,377	1,782	8,102			138,126	324,561	527,001
2013	206,516	120,380	33,636	2,771	5,143	4,264			7,516	380,226	599,865
2014	177,816	103,563	21,527	2,047	3,666	3,933			82,375	394,927	655,302
2015	130,025	96,389	14,714	1,225	2,896	2,093	233,339	74,573	1,384	556,638	704,474
2016 10月まで	106,615	53,723	7,935	985	131	1,876	232,237	89,019	1,033	493,605	631,454

☆用途別利用状況(単位%)

区分	求職	業務	ショッピング	家族	医療	教育	官公庁	金融	緊急	法律	その他	計
2005 (11-12月)	17.7	20.6	14.5	13.1	10.4	0.0	1.6	1.6			20.5	100.0
2006	19.5	17.2	15.5	11.5	6.3	4.4	2.5	2.0			21.1	100.0
2007	16.7	5.1	34.7	14.1	2.1	3.7	6.5	4.4	0.1	0.1	12.5	100.0
2008	14.4	4.4	40.6	11.8	1.9	3.3	7.0	4.5	0.1	0.2	11.8	100.0
2009	14.5	2.9	44.8	16.0	2.4	3.0	7.6	5.2		0.3	3.3	100.0
2010	12.5	3.5	49.2	15.7	2.3	3.6	6.5	4.9		0.3	1.5	100.0
2011	14.0	3.5	54.0	13.8	1.9	2.2	5.8	3.5		0.2	1.1	100.0
2012	13.0	3.3	57.2	11.8	1.9	2.0	6.1	3.2		0.3	1.2	100.0
2013	11.1	4.6	60.3	7.5	1.7	1.9	6.6	3.1		0.3	2.9	100.0
2014	10.8	3.5	61.7	7.5	1.9	2.0	5.2	3.8		0.5	3.1	100.0
2015	8.6	1.9	63.6	8.0	2.9	2.0	4.8	4.7	0.0	0.4	3.1	100.0
2016 10月まで	6.3	3.2	67.0	7.3	3.1	1.6	4.6	4.3	0.0	0.6	2.0	100.0

井上他（2017）は「2015年からスマートフォンで利用できるモバイルアプリを提供、その後利用が急増している由。2016年時点で、文字：ビデオ＝71対29の割合でやはり文字利用が多い。オペレーターは現在37名だが、応答率が落ちているので40名に増員予定である。また、1通話あたり、5分から7分程度の通話時間となっている。」と記述しており、今回の調査で得られた結果と一致する。用途別利用に関して、障害のない人による利用も増えていることと、企業の販促活動、契約、お客様相談で使われる例が非常に多く、緊急サービスにも対応していることの説明があった。

5. 「107 手語音声」センターの今後

インターネット経由で使えるサービスであるため、海外から「107 手語音声」センターに接続して利用することはできる。ただし、オペレーターは韓国手語と韓国語（ハングル含む）のみに対応しているので、国際手話とか英語とかには対応できない。平昌オリンピック・パラリンピック冬季大会に関しても、通信中継サービス自体は提供しているが、韓国手語と韓国語以外の対応まではできていなかったという説明があった。

オペレーターは月平均で166万ウォン（日本円で約16万円）と諸手当の支給条件で募集されており、育成及び対応に関するマニュアルは300ページ程の冊子が作られている（井上他2017）。これは外国調査で得られたものを参考に作成されたものであり、所長として

は日本における電話リレーサービス事業の発展のために提供して良い考えがあるが、情報化振興院としての確認が必要であるという説明であった。

また、「現在でも、電話リレーサービスは国として実施しており、サービス提供の効率の面からも、通信事業者に業務を移行することは考えていない（井上他 2017）」という情報化振興院としての考えは今も継続していることを今回の視察で確認できた。

視察団が韓国ろう協会事務所で会長に「107 手語音声」サービスについて意見を求めたところ、協会が実施していた通信中継サービスが国の事業として統合された面は評価するが、手語による通信中継サービスを利用する当事者の団体として、手語通訳の質をさらに上げるために「107 手語音声」事業に再び関わることを検討したいという考えがあることがわかった。また、サムスングループのサムスン火災海上保険など金融系企業では手語による顧客対応サービスを始めていることと、京畿道でもろう協会が会員限定で通信中継サービス事業を実施していることの情報提供があった。

※全体版：韓国手話言語法調査 全日本ろうあ連盟ホームページに掲載

<https://www.jfd.or.jp/>

3. 手話言語法 法制調査・研究委員会等 開催概要

◇手話言語法 法制調査・研究委員会

(1) メンバー

事務局長 久松 三二 手話言語法制定推進運動本部事務局長
委員 田門 浩 弁護士 手話言語法制定推進運動本部委員
委員 大杉 豊 筑波技術大学 教授 手話言語法制定推進運動本部委員
委員 白澤 麻弓 筑波技術大学 障害者高等教育研究支援センター 准教授
委員 今川 竜二 医師

(2) 会議開催

①2016 年度

第1回 日 時： 2016 年 9 月 6 日(火) 10：00～12：00

出 席： 久松・大杉・田門・白澤・今川

場 所： 連盟 本部事務所会議室

内 容：事業概要について

海外調査について

臨 時 日 時： 2016 年 10 月 28 日(金) 18：00～21：00

出 席： 久松・大杉・田門

場 所： 連盟 本部事務所会議室

内 容： ベルギー、韓国調査について

手話言語法、情報コミュニケーション法を取り巻く情勢について

「日本手話言語法案」について

臨 時 日 時： 2016 年 11 月 7 日(月) 18：00～21：00

出 席： 久松・大杉・田門

場 所： 連盟 本部事務所会議室

内 容： 日本手話言語法案について

手話言語法と国内法について

第2回 日 時： 2016 年 12 月 8 日(木) 10：00～12：00

出 席： 久松・大杉・田門・白澤

場 所： 連盟 本部事務所会議室

内 容： 手話言語法制定に向けての対策について

「日本手話言語法案」の見直しについて

ヒアリングについて

第3回 日 時： 2017 年 1 月 27 日(金) 10：00～12：00

出 席： 久松・大杉・田門

場 所： 連盟 本部事務所会議室

内 容： 手話言語法制定に向けての対策について

「日本手話言語法案」の見直しについて

ヒアリング(開催時期)について

第4回 日 時： 2017年2月22日(水) 10:00～12:00
出 席： 久松・大杉・田門
場 所： 連盟 本部事務所会議室
内 容： 手話言語法制定に向けての対策について
「日本手話言語法案」の見直しについて
ヒアリングについて

②2017年度

第1回 日 時： 2017年5月12日(金) 17:00～20:30
出 席： 久松、大杉、田門、白澤、オブザーバー：服部
場 所： 連盟 本部事務所会議室
内 容： 2017年度計画概要について
「日本手話言語法案」(修正案)の意見募集について(報告)
ヒアリングについて
ハンガリー調査について
福祉新聞社・取材対応

第2回 日 時： 2017年7月5日(水) 14:00～17:00
出 席： 久松、大杉、田門、小中(手話言語法制定推進運動本部委員)
場 所： 連盟 本部事務所会議室
内 容： (株)明石書店合同企画書籍について
手話言語法制定に向けての対策について
「日本手話言語法案」(修正案)意見公募の結果について
ハンガリー手話言語法調査について

第3回 日 時： 2017年12月27日(金) 15:00～17:00
出席者： 久松、大杉、白澤
場 所： 連盟 本部事務所会議室
内 容： 「日本手話言語法案」(修正案)意見公募の結果・まとめについて
手話言語法制定に向けての対策について
「手話言語法」法制調査・研究委員会 今後の予定について
報告：ハンガリー手話言語法調査について

(2) ヒアリング

①2016年度 教育分野

日 時： 2017年3月27日(月) 10:00～11:30
場 所： 測量年金会館 3階 3B会議室
出 席： 四日市章先生
連盟法制調査・研究委員会 久松、大杉、田門、白澤
内 容： 手話言語法とろう教育に関する意見交換

②2017 年度 医療分野

一般社団法人日本耳鼻咽喉科学会・意見交換

日 時： 2017 年 9 月 14 日(木) 17:00～18:15

場 所： 東京都品川区・日本耳鼻咽喉科学会

出席者： 一般社団法人 日本耳鼻咽喉科学会 福祉医療・乳幼児委員会
連盟 久松、石橋、大杉（手話言語法制定推進運動本部委員）

内 容：「日本手話言語法」（修正案）とろう児の療育・教育に関する意見交換

（3）手話言語法海外調査

① 2016 年度

A) ベルギー

派遣期間： 2016 年 9 月 26 日（月）～10 月 1 日（土）

派遣場所： ベルギー ブリュッセル

派遣者： 久松、石橋（手話言語法運動本部委員）、岩山（専門家）、
高木（手話通訳者）、川上（国際手話通訳者）

訪問先： 欧州議会・多言語フォーラムへの参加
アダム・コーシャ欧州議員へのインタビュー
欧州ろう連合訪問、他

B) 韓国

派遣期間： 2016 年 10 月 4 日（火）～10 月 7 日（金）

派遣場所： 韓国 ソウル

派遣者： 小中、倉野（手話言語法運動本部委員）、崔（専門家・韓国語通訳）、
森本、湯浅（手話通訳者）、多田（事務局）

訪問先： 韓国ろう協会、国立ソウルろう学校、国立国語院、国家人権委員会、他

② 2017 年度

A) ハンガリー

派遣期間： 2017 年 11 月 4 日(土)～11 月 14 日(火)

派遣場所： ハンガリー ブダペスト

派遣者： 石橋（手話言語法運動本部委員）、太田、嶋本（連盟国際委員会）、岩山（専門家）、
小林（手話通訳者）、川上（国際手話通訳者）、多田（事務局）

訪問先： ハンガリーろう・難聴協会、人材能力省、国家メディア情報通信庁、
乳幼児聴力検査センター 他

B) 韓国

派遣期間： 2018 年 3 月 12 日（月）～3 月 15 日（木）

派遣場所： 韓国 平昌、ソウル

派遣者： 久松、大杉（専門家）、崔（韓国語通訳）、湯浅、杉石（手話通訳者）

訪問先： 韓国ろう協会、情報化振興院、国立国語院、平昌パラリンピック

2018 年 3 月 31 日現在

手話言語法制定推進運動本部

委員長	石野 富志三郎	(一般財団法人全日本ろうあ連盟 理事長)
事務局長	久松 三二	(一般財団法人全日本ろうあ連盟 事務局長)
委員	小中 栄一	(一般財団法人全日本ろうあ連盟 副理事長)
	長谷川 芳弘	(一般財団法人全日本ろうあ連盟 副理事長)
	大竹 浩司	(一般財団法人全日本ろうあ連盟 理事)
	石橋 大吾	(一般財団法人全日本ろうあ連盟 理事)
	倉野 直紀	(一般財団法人全日本ろうあ連盟 理事)
	大杉 豊	(国立大学法人筑波技術大学 教授)
	田門 浩	(弁護士)
	川根 紀夫	(一般社団法人日本手話通訳士協会 副会長)
	石川 芳郎	(一般社団法人全国手話通訳問題研究会 理事)
	岡野 美也子	(一般社団法人全国手話通訳問題研究会 理事)

手話言語法 法制調査・研究委員会

事務局長	久松 三二	手話言語法制定推進運動本部事務局長
委員	田門 浩	弁護士 手話言語法制定推進運動本部委員
委員	大杉 豊	筑波技術大学 教授 手話言語法制定推進運動本部委員
委員	白澤 麻弓	筑波技術大学 障害者高等教育研究支援センター 准教授
委員	今川 竜二	医師

Supported by  日本 THE NIPPON
財団 FOUNDATION

「手話言語法制定推進事業」は、公益財団法人日本財団の助成を受けています。

手話言語法・法制調査研究 報告書

発行：一般財団法人全日本ろうあ連盟

(本部事務所) 〒162-0801 東京都新宿区山吹町 130 S Kビル 8階

TEL.03-3268-8847 Fax.03-3267-3445

ホームページ <https://www.jfd.or.jp/>

手話言語法制定推進事業 <https://www.jfd.or.jp/sgh>

印刷：株式会社教文堂

発行日：2018 年 4 月